

第4期八戸市地域福祉計画 原 案

2022 >>> 2026

令和3年11月15日現在

令和4年〇月
八戸市

はじめに

○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

顔写真

作成中

目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	5
4 計画の範囲	6

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉を取り巻く国の動向	7
2 当市における地域福祉の現状	12
3 第3期計画における取組の振り返り	18
4 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果の概要	23
5 課題の認識	29

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策体系	33
4 圏域の考え方	34

第4章 施策の展開

1 基本目標1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり	
(1) 健康づくりの推進	37
(2) 高齢者や障がい者等の社会参加の促進	39
(3) 地域医療体制の整備	41
(4) 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備	42

2	基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり	
(1)	自立支援と権利擁護の推進	44
(2)	相談支援体制の充実と適切な情報発信	47
(3)	課題解決に向けたネットワークの構築	50
(4)	再犯防止施策の推進	51
3	基本目標3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり	
(1)	防災・防犯対策の充実	52
(2)	住民主体による支え合いの促進	55
(3)	ボランティア・NPO活動の活性化	57
(4)	暮らしやすい生活環境の整備	58
4	基本目標4 思いやりの心と人づくり	
(1)	担い手の育成・支援	60
(2)	福祉教育の推進と福祉意識の醸成	62
(3)	世代間交流の促進	64

第5章 計画の推進

1	協働による計画の推進（役割分担）	65
2	計画の周知	67
3	計画の進行管理	67

参考資料

1	第4期計画の策定に係るアンケート調査結果	69
2	策定経過	95
3	八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 委員名簿	96
4	八戸市健康と福祉のまちづくり条例	97
5	八戸市健康福祉審議会規則	104

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

■ 第1章 計画策定に当たって

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の範囲

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

第1章 計画策定に当たって

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化・人口減少が進展し、単身世帯の増加や雇用環境の変化、個人のライフスタイルの多様化などを背景として、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していましたが、現在は、高齢化や人口減少が進み、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱体化しています。

そのため、生活に困難を抱えながらも誰にも相談ができない、あるいは、適切な支援に結び付かないことなどにより、子育てや介護をしている家庭の孤立、子どもの貧困、社会的弱者への虐待、ひきこもり、孤独死、自殺などの社会問題が生じています。

また、近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）のような複合化・複雑化した課題を抱える世帯や、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応などが、新たな課題として顕在化してきました。

我が国の公的な福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに量的拡大と質的発展を重ね、その充実が図られてきましたが、対象者別・機能別のサービスでは、こうした複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対しては、対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

こうした課題に対処するため、国は、社会福祉法（昭和26年（1951年）法律第45号）を始めとした関係法令を改正し、①住民相互の支え合い機能の強化、②公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、③市町村における包括的支援体制の整備を促し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手（支える側）」「受け手（支えられる側）」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、誰もが役割や生きがいをもち、支え合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりを進めています。

地域共生社会の実現に向けては、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みづくりとともに、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を進めていくことが必要となります。

市町村は、それぞれの地域における課題を踏まえ、目指す地域の姿を明確にした上で、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、計画的に取り組むことが求められます。

1 平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6年間¹を計画期間と
2 する当市の第3期八戸市地域福祉計画（以下、「第3期計画」という。）では、すべて
3 の市民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に
4 向け、計画に掲げた各種施策を推進してきましたが、先に述べた地域福祉を取り巻く
5 環境の変化や社会福祉法改正等に対応した新たな計画の策定が必要となっています。
6 令和4年度（2022年度）から始まる第4期八戸市地域福祉計画（以下、「第4期計
7 画」という。）は、当市のこれまでの取組の成果や残された課題を整理した上で、地域
8 福祉の推進に資する取組を体系化し、当市における「地域共生社会」の実現に向けた
9 指針として策定するものです。

10

¹ 策定当初、令和2年度（2020年度）までの5年間としていたところ、次期総合計画の策定作業休止や新型コロナウイルス感染症に関連する業務に最優先に取り組む方針のもと、計画期間を1年間延長したものの。

2 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 総合計画との関係

当市の各計画との関係では、「総合計画」を市政運営の基本となる最上位計画とします。総合計画では、2030年頃の市の将来都市像を『ひと・産業・文化が輝く北の創造都市』と定め、これを実現するため、市とまちづくりに参画する主体が相互に連携・協力しながら6つの政策を推進することとしています。

地域福祉計画は、この「地域が一体となって取り組む6つの政策」のうち、特に政策1、政策3、政策4に係る取組の着実な推進を図ることを目的とした地域福祉分野の個別計画に位置付けています。

■総合計画に掲げる「地域が一体となって取り組む6つの政策」

【政策1】「ひと」を育む（子育て・教育・文化・スポーツ）

【政策2】「経済」を回す（産業・雇用）

【政策3】「暮らし」を守る（環境・防災・防犯・健康）

【政策4】「ともに生きる社会」をつくる（福祉・コミュニティ・多文化共生）

【政策5】「まち」を形づくる（都市整備・公共交通）

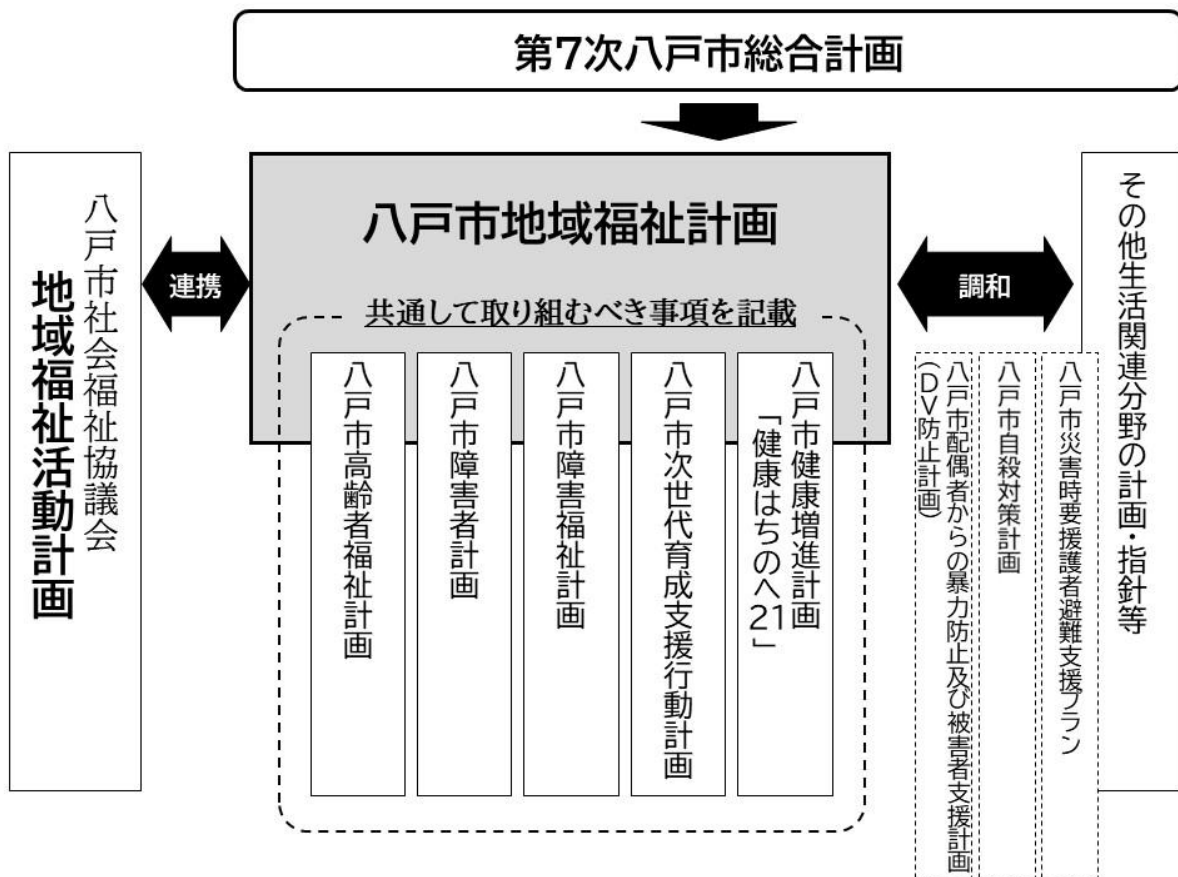
【政策6】「八戸らしさ」を活かす（シティプロモーション・観光・国際交流）

(3) 他の分野別計画との関係

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、各分野別計画で示されている基本的な理念や方向性を共有し、共通して取り組むべき事項を盛り込んでいることから、福祉分野における上位計画として位置付けられるものです。

また、八戸市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画²とも相互に連携を図り、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完し合って地域福祉を推進する体制を構築していきます。

² 地域福祉の推進を住民の立場から実践し、幅広い住民参加による地域の支え合いを実現するため、地域住民や民間関係団体等の自主的・主体的な地域福祉活動を推進するに当たっての指針となる行動計画



1 3 計画の期間

2

3 本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの
4 5年間とします。

5 なお、国の動向や今後の社会情勢の変化等によっては、当該計画期間中においても、
6 必要に応じて内容の見直しを行います。

7

8 【他の計画との計画期間の比較】

9

(計画名)	(年度)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
八戸市地域福祉計画			第3期					
分野別計画	八戸市高齢者福祉計画			第8期				
	八戸市障害者計画			第3次				
	八戸市障害福祉計画			第6期				
	八戸市次世代育成支援行動計画			第2期（後期）				
	八戸市健康増進計画「健康はちのへ21」			第2次				
その他関連計画	八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（DV防止計画）			第2次				
	八戸市自殺対策計画			第1次				
	八戸市災害時要援護者避難支援プラン							R2.4改訂版
八戸市総合計画								第7次

1 4 計画の範囲

2

3 社会福祉法第6条では、国及び地方公共団体の責務として、社会福祉を目的とする
4 事業を営業者と協力して、福祉サービスの提供体制の確保及び福祉サービスの適
5 切な利用推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるとともに、併せて、支
6 援関係機関との連携等により地域住民等の地域生活課題³の解決に資する施策の実施
7 に努めるよう定めています。

8 本計画の範囲は、市が主体となって推進する施策や事業を基本としますが、地域共
9 生社会の実現に向けた地域福祉の推進に当たっては、行政と地域福祉に関わる多様な
10 主体との協力・連携が欠かせないことから、社会福祉協議会等の民間団体が実施する
11 施策や事業を含んでいます。

³ 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

■ 第2章 計画策定の背景

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- 1 地域福祉を取り巻く国の動向
- 2 当市における地域福祉の現状
- 3 第3期計画における取組の振り返り
- 4 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果の概要
- 5 課題の認識

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

第2章 計画策定の背景

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉を取り巻く国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プラン

平成28年(2016年)6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦する考えのもと、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会を創ることが打ち出されました。

この一億総活躍社会を創るための新しい三本の矢(政策の柱)の一つとして、「安心につながる社会保障」が掲げられ、「介護離職ゼロ」という目標を実現するための対応策の一つとして、「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

同プランでは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」という施策の方向性が示されています。

また、「地域共生社会の実現」に向けた10年間(2016年度～2025年度)のロードマップを示し、「地域課題の解決力の強化」、「福祉サービスの一体的提供」、「総合的な相談支援体制づくり」などの具体的な施策に取り組むことが掲げられました。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部及び地域強化力検討会での検討

ニッポン一億総活躍プランで掲げた「地域共生社会の実現」に向け、平成28年(2016年)7月15日、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置されるとともに、同本部の下に、ワーキンググループとして、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域強化力検討会)」が設置され、①「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくり、②地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、③対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材養成課程の改革について、具体策の検討が進められました。

1 平成29年(2017年)9月12日に公表された地域強化力検討会の最終とりまと
2 めでは、地域共生社会の実現に向けて、5つの視点※を重視しながら取組を進め
3 ていくことの必要性が示され、その上で、①他人事を「我が事」に変えていくよ
4 うな働きかけをする機能の整備、②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえ
5 ず丸ごと」受け止める場の設置、③市町村における包括的な相談支援体制の構築
6 について、その具体的な方法や留意点、事例が示されるとともに、それらを踏ま
7 えた地域福祉計画のあり方、自治体と国の役割が示されました。

※ 地域共生社会の実現に向けた5つの視点(方向性)

1. それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】
2. すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ【参加・協働】
3. 重層的なセーフティネットの構築【予防的福祉の推進】
4. 包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】
5. 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、
参加の場、働く場の創造【多様な場の創造】

8
9 (3) 改正社会福祉法の施行(平成30年4月)

10 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステムの強
11 化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、
12 住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体
13 制の整備、市町村における包括的な支援体制の整備、市町村地域福祉計画の充実
14 等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に
15 施行されました。

16 【主な改正内容】

1. 支援を必要とする住民及びその世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題
について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による課題
解決を図ることを地域福祉の理念として明記(法第4条第2項)
2. この理念を実現するため、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民等
が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るこ
とを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ず
るよう努めなければならない。」ことを規定(法第6条第2項)
3. 市町村は、地域住民等及び支援関係機関による相互協力のもと、地域生活課
題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努める旨を規定(法第106条の
3第1項)
4. 市町村における地域福祉計画の策定が努力義務とされるとともに、福祉の各
分野における共通事項を定め、他の分野別計画の上位計画として位置付け
(法第107条第1項)

17
18
19

1 (4) 地域共生社会推進検討会での検討

2 改正社会福祉法（平成30年4月施行）の附則において、公布後3年（令和2
3 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検
4 討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされたこと受け、令和
5 元年（2019年）5月16日に、厚生労働省内に「地域共生社会に向けた包括的支
6 援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置
7 され、①市町村における包括的な支援体制の整備のあり方、②地域共生社会の実
8 現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能等
9 について、検討が進められました。

10 同年12月26日に公表された最終とりまとめでは、個人や世帯を取り巻く環境
11 の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一
12 人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な
13 関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能を強化する
14 ために今後求められる福祉政策の新たなアプローチとして、①専門職による「具
15 体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプロ
16 ーチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくこ
17 と、②専門職の伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り（住民相
18 互のつながり）といった双方の視点を重視したセーフティネットの強化を挙げて
19 います。

20 これを踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村に
21 おける包括的な支援体制の構築を推進するため、市町村における「断らない相談
22 支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新た
23 な事業の創設と、国による財政支援の見直しについて提言しています。

24 【新たな事業の枠組み】

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

25 ※制度別に設けられた国の財政支援を一体的に執行できる仕組みへ見直し

1 (5) 改正社会福祉法の施行(令和3年4月)

2 地域共生社会推進検討会の提言を踏まえ、地域共生社会の実現のための社会福
 3 祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により、市町村において、
 4 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援二
 5 ーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、
 6 「Ⅲ地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する新たな事業(重層的支援体制
 7 整備事業)の創設を内容とする社会福祉法の一部が改正され、令和3年(2021年)
 8 4月1日に施行されました。

9 この新たな事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業として実
 10 施されています。

11 【参考】「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 (「新たな福祉サービスのシステム用のあり方検討PT」報告)
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン(6/2閣議決定)」に地域共生社会の実現 が盛り込まれる。(上記(1))
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(上記(2))
10月	地域強化力検討会の設置(上記(2))
12月	地域強化力検討会 中間とりまとめ(上記(2)) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29 年度予算)
平成29年2月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、「地域共生社会の実現に 向けて(当面の改革工程)」を決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立(上記(3))
9月	地域強化力検討会 最終とりまとめ(上記(2))
12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する 指針(平成29年厚生労働省告示)
	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事 業(平成30年度予算)
平成30年4月	改正社会福祉法施行(上記(3))
12月	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事 業(平成31年度予算)
令和元年5月	地域共生社会推進検討会の設置(上記(4))
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ(上記(4))
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(上記(4))
令和2年6月	社会福祉法改正案の可決・成立(上記(5))
令和3年4月	改正社会福祉法施行(上記(5))

1 (6) 再犯防止推進法の施行（平成28年12月）

2 近年、我が国における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加
3 し続け、約半数が再犯者となっている中、安全で安心して暮らせる地域づくりを
4 進める上で、再犯防止対策は重要な課題となっています。

5 一方、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境な
6 ど様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした
7 多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組だけではそ
8 の内容や範囲に限界が生じていました。

9 こうしたことから、犯罪をした者が地域社会で孤立しないための息の長い支援
10 等を行うため、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力することの重
11 要性が認識され、平成26年（2014年）に、党派を超えた国会議員らによる再犯
12 防止を推進する基本法の制定に向けた検討が開始されました。

13 この検討に当たっては、法務省のほか、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国
14 土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、平成28年（2016年）12月、再犯の
15 防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害
16 を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目
17 的として、再犯防止推進法が施行されました。

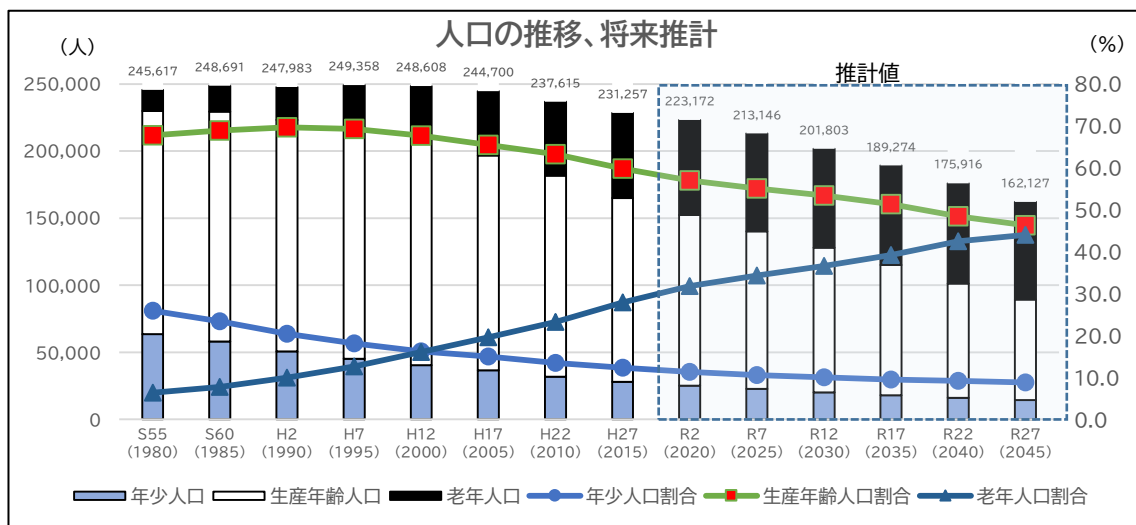
18 同法において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地
19 方公共団体にもあることが明記されるとともに、市町村は、国の定める再犯防止
20 推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務となっ
21 ています。

22

2 当市における地域福祉の現状

(1) 人口の推移、将来推計の状況

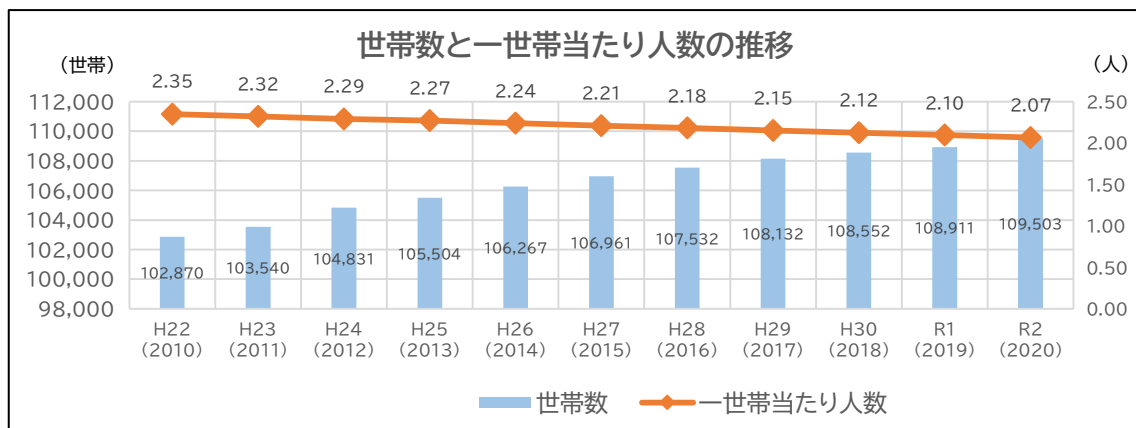
当市の人口は、合併前の平成7年(1995年)における旧南郷村の人口を合わせた249,358人をピークに減少が進み、平成27年(2015年)には231,257人となっています。生産年齢人口(15~64歳)は、平成7年(1995年)の172,582人をピークに減少に転じ、平成17年(2005年)には、老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)の構成割合が逆転しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現状のまま人口減少が続く場合、当市の人口は令和27年(2045年)には162,127人まで減少すると推計されています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

(2) 世帯の状況

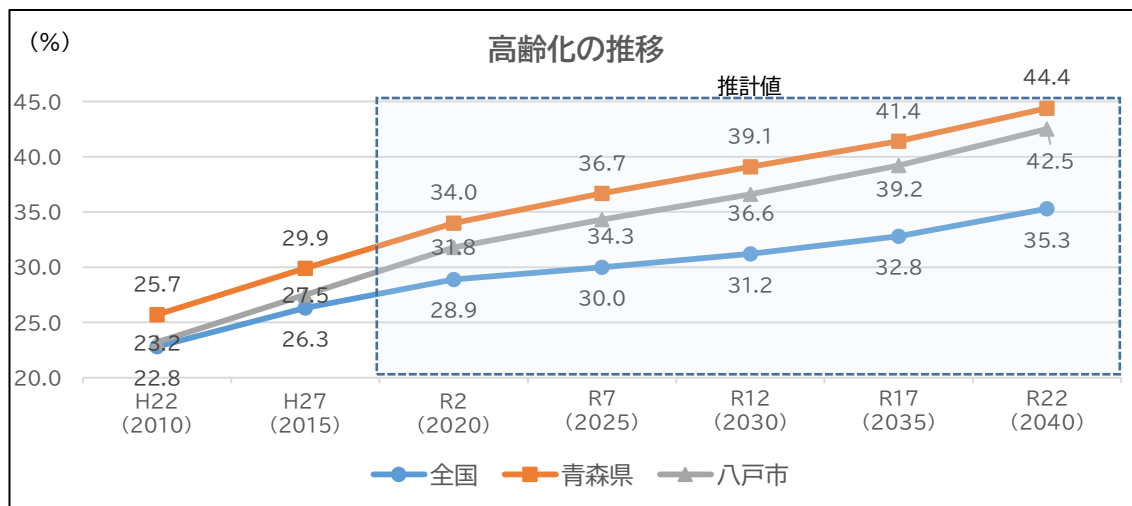
当市の世帯数は、直近の令和2年(2020年)では109,503世帯となっており、10年前の平成22年(2010年)と比較し、約6,600世帯増加しています。一方で、一世帯当たりの人員数は、平成22年(2010年)の2.35人から2.07人に減少しており、核家族化や少子化による影響が及んでいるものと推測されます。



資料：八戸市(各年9月30日現在)

1 (3) 高齢化率の状況

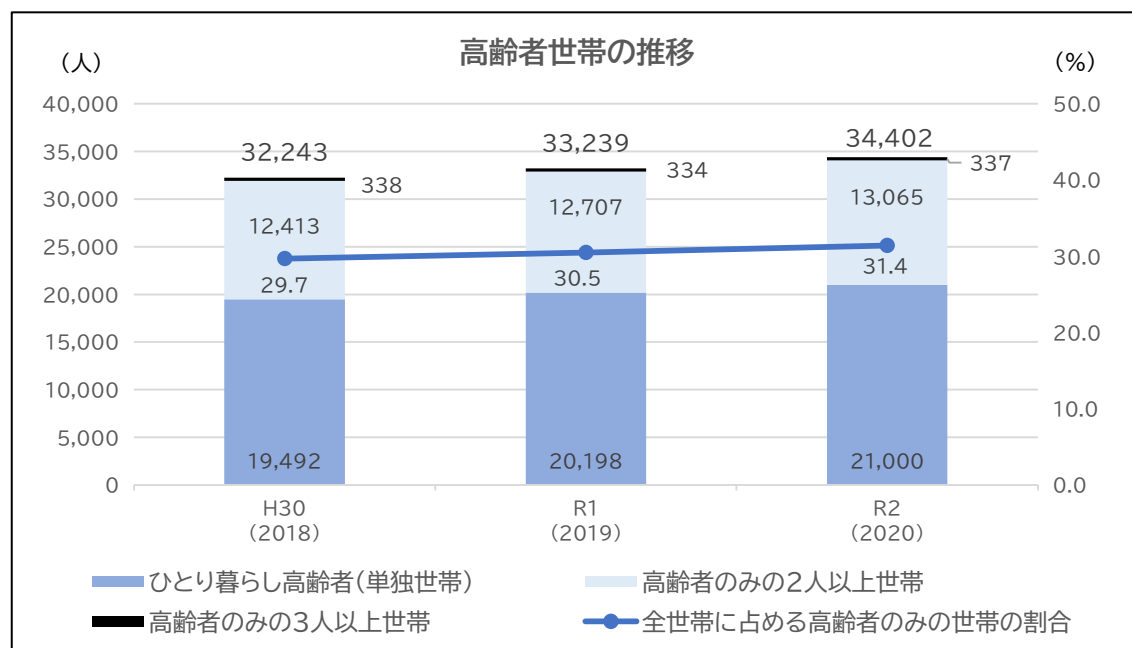
2 平成27年(2015年)国勢調査における当市の総人口にしめる65歳以上の割合
 3 (高齢化率)は27.5%であり、全国平均(26.3%)よりも1.2ポイント高い状況
 4 です。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高
 5 齢化率は42.5%に達し、約5人に2人が高齢者になると推計されています。



6 資料：H22年(2010年)～H27年(2015年)／総務省「国勢調査」、R2年(2020年)以降／国立社会保障・人
 7 口問題研究所「日本の将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」(H30年(2018年)推計)

8
 9
 10 (4) 高齢者世帯の状況

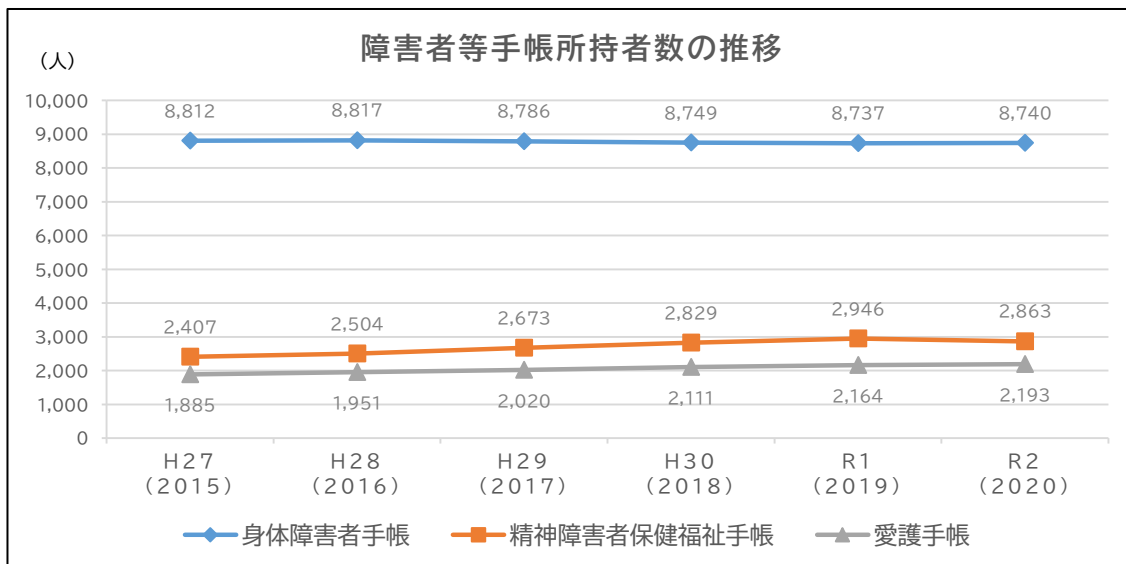
11 当市の令和2年(2020年)の一人暮らし高齢者は21,000世帯であり、平成30
 12 年(2018年)の19,492世帯と比較すると1,508世帯増加しています。また全世
 13 帯に占める高齢者のみの世帯の割合も1.7ポイント増加しています。



14 資料：八戸市(各年9月30日現在)

1 (5) 障がい者の状況

2 令和2年度(2020年度)の身体障害者手帳所持者は8,740人、精神障害者保健
 3 福祉手帳所持者は2,863人、愛護手帳所持者は2,193人となっています。平成27
 4 年度(2015年度)と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者は456人(18.9%)
 5 増加しています。

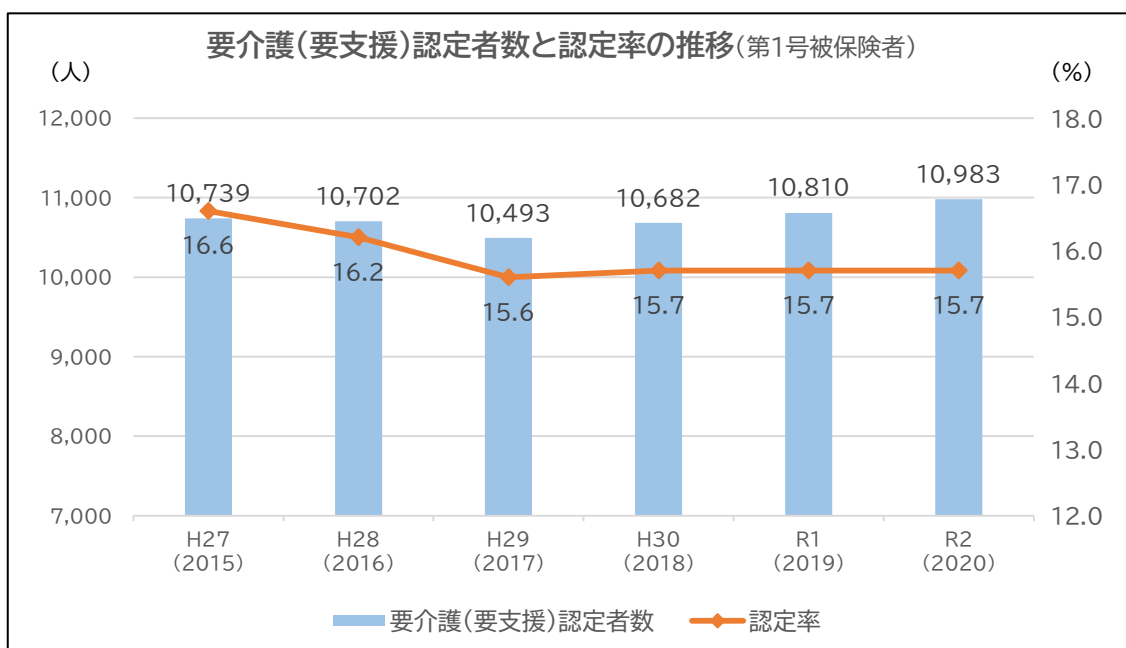


資料：八戸市（各年度末日現在）

6
7
8
9
10
11
12
13

9 (6) 要介護(要支援)認定者数と認定率の状況(第1号被保険者)

10 令和2年度(2020年度)の第1号被保険者における認定者数は10,983人、第
 11 1号被保険者に占める認定率は15.7%となっています。令和元年度(2019年度)
 12 と比較すると第1号被保険者における認定者数は173人増加し、認定率は同率の
 13 推移となっています。

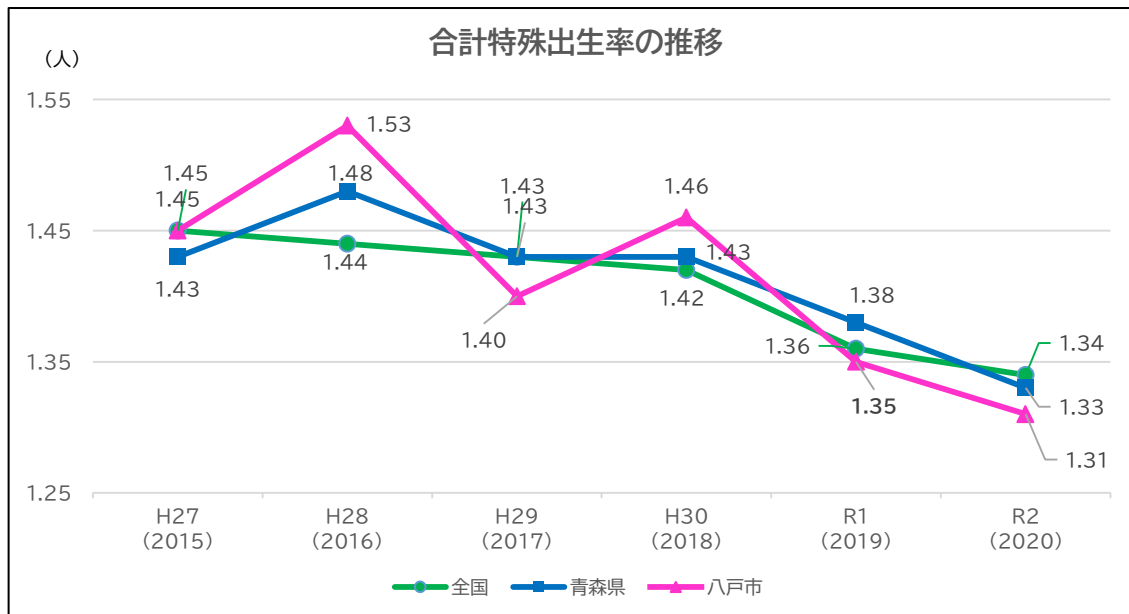


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、「介護保険事業状況報告(月報)」(各年度末日現在)

14
15

1 (7) 合計特殊出生率の状況

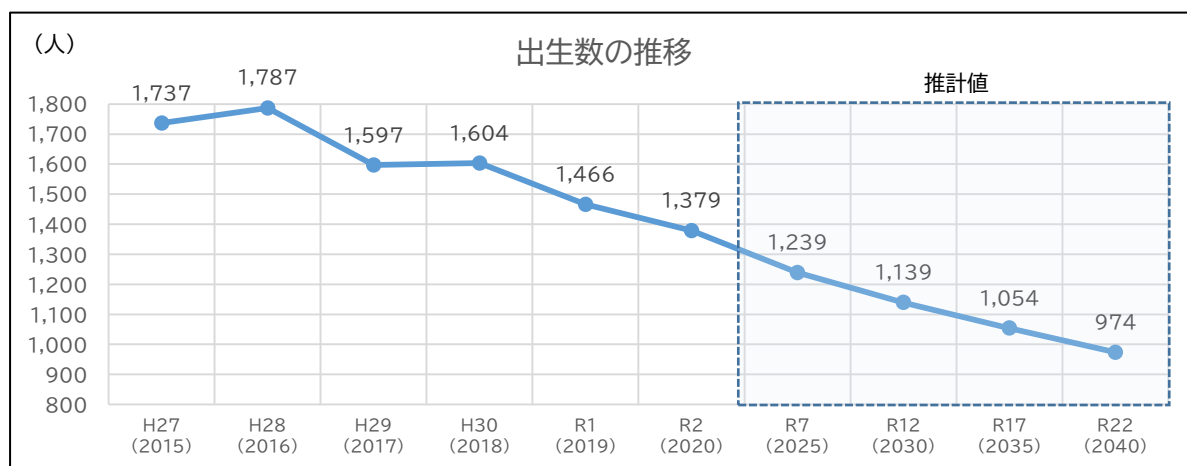
2 1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、本市におい
 3 ては、平成28年(2016年)には1.53まで上昇し、全国平均や青森県より高い水
 4 準にありました。しかしながら、平成29年(2017年)には1.40に減少し、平成
 5 30年(2018年)には1.46に回復したものの、令和元年(2019年)に再び減少に
 6 転じ、令和2年(2020年)には1.31となるなど、人口を維持するのに必要な水
 7 準(人口置き換え水準)を大きく下回る状況が続いています。



資料：青森県人口動態統計、八戸市

11 (8) 出生数の状況と将来推計

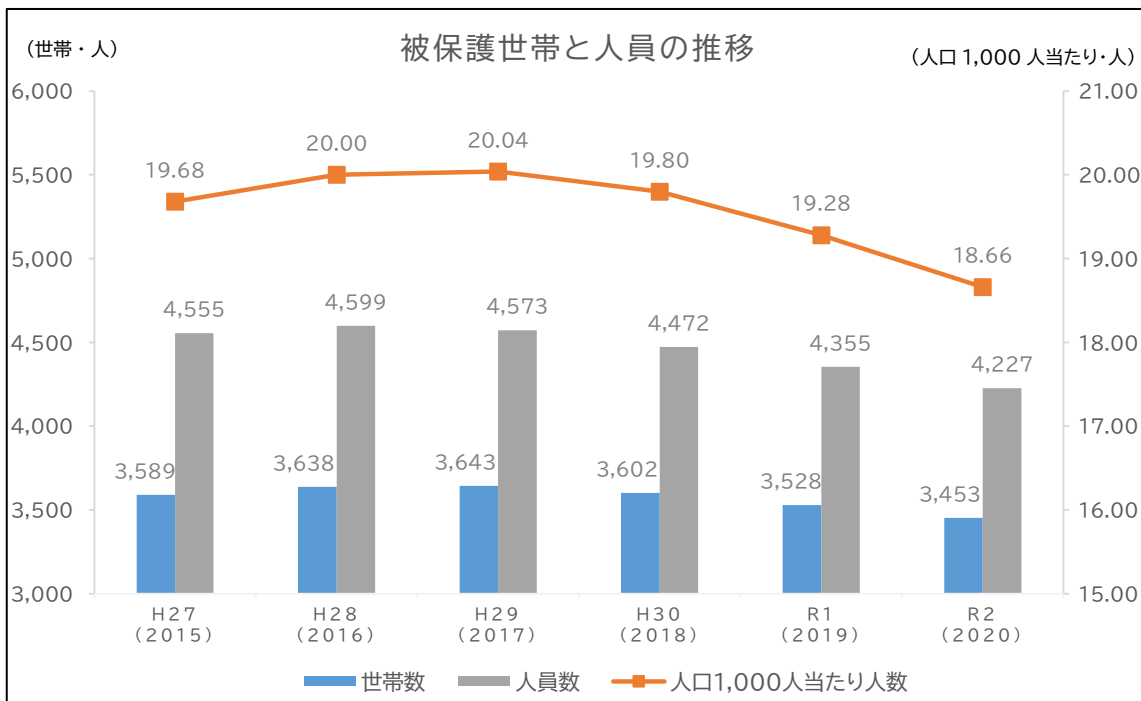
12 本市の出生数は、平成28年(2016年)には1,787人でしたが、令和2年(2020
 13 年)には1,379人となり、408人減少しています。出生数の減少は今後も続くも
 14 のと見込まれており、令和7年(2025年)に1,239人、令和22年(2040年)に
 15 は1,000人を下回り、974人になると推計されています。



資料：八戸市「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

1 (9) 生活保護の状況

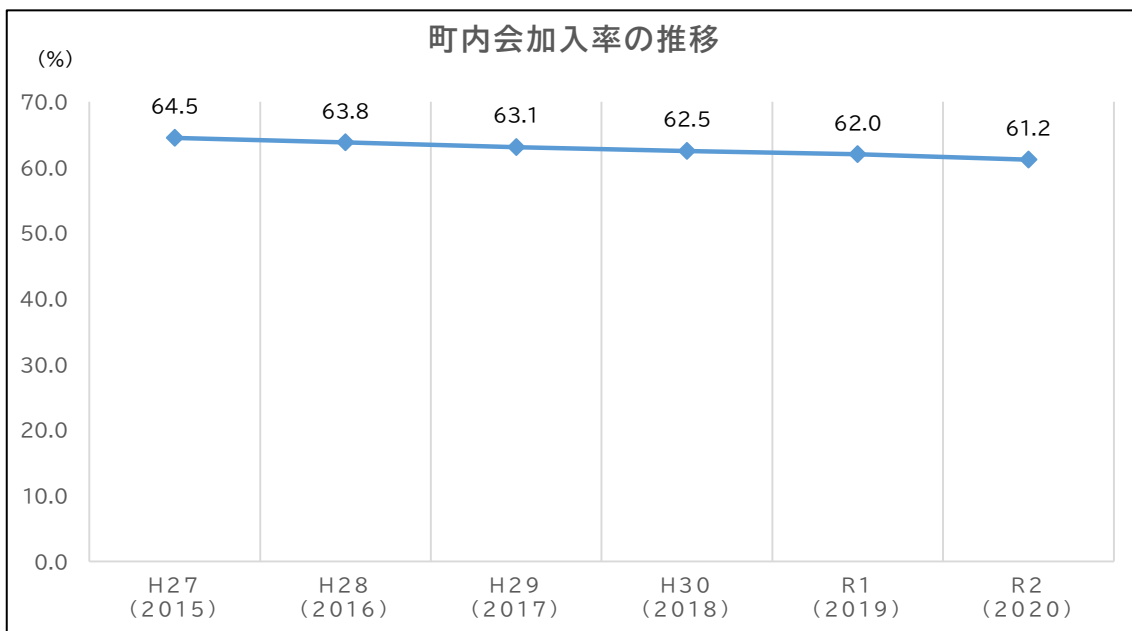
2 令和2年度(2020年度)における当市の生活保護世帯数は3,453世帯、人員数は
 3 4,227人となっており、最も多かった平成29年度(2017年度)の3,643世帯、
 4 平成28(2016)年度の4,599人と比較し、減少しています。



5
 6 資料：八戸市(保護世帯・人員は月平均、人口1,000人当たりの基礎人口は各年4月1日現在の推計人口)

7
 8 (10) 町内会加入率の状況

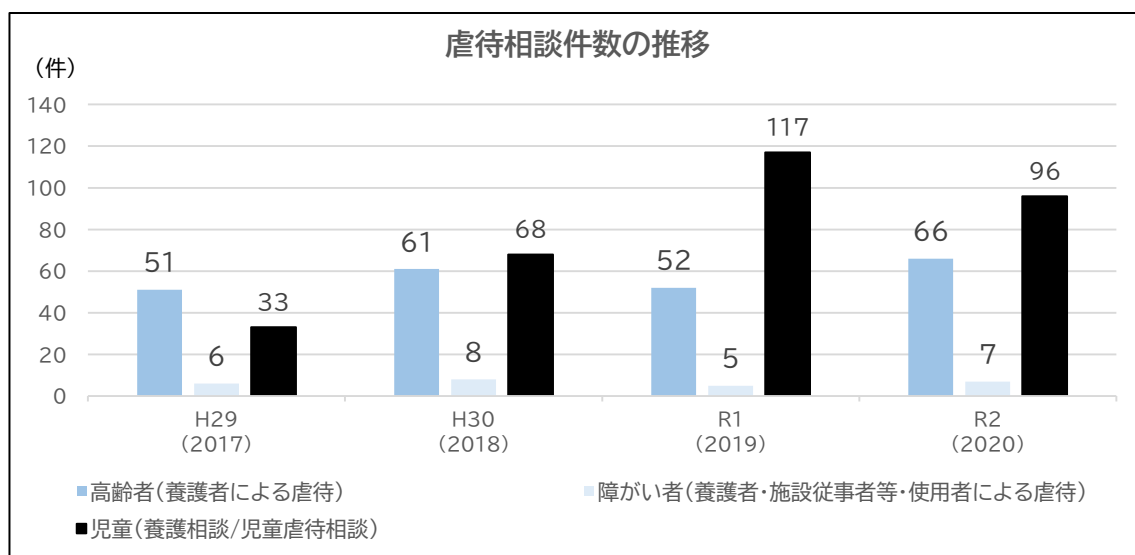
9 当市の町内会加入率は、平成27年度(2015年度)が64.5%、令和元年度(2019
 10 年度)が62.0%、令和2年度(2020年度)が61.2%と減少傾向で推移しています。



11
 12 資料：八戸市(国勢調査推計世帯数ベース 各年4月1日現在)

1 (11) 虐待相談件数の状況

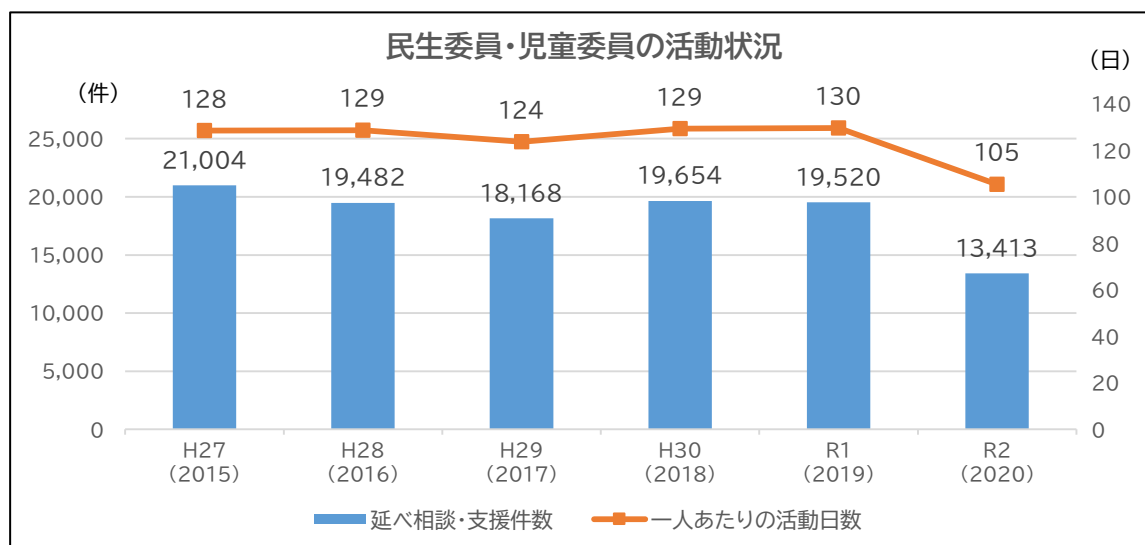
2 当市の令和2年度（2020年度）の虐待相談件数は、高齢者（市高齢福祉課／
 3 地域包括支援センター受付分）が66件、障がい者（市障がい福祉課及び市委託
 4 相談支援センターハートステーション受付分）が7件、児童（市こども家庭相
 5 談室受付分）が96件となっており、平成29年度（2017年度）と比較すると、
 6 各虐待相談件数は増加しています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

10 (12) 民生委員・児童委員の活動状況

11 令和元年度（2019年度）の民生委員・児童委員の活動状況は、相談・支援件
 12 数が延べ19,520件、一人あたりの活動日数が130日でしたが、令和2年度は新
 13 型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言を受け、一部の活動を自粛
 14 したため、相談・支援件数は延べ13,413件、一人あたりの活動日数は105日と
 15 なっています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

3 第3期計画における取組の振り返り

第3期計画では、「市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現」という基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、施策を展開してきました。

本項では、第3期計画の取組における主な成果と課題について、基本目標ごとに次のとおり整理しました。

基本目標1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

推進施策	主な事業
1 適切なケアマネジメントの推進	・地域包括支援センター運営事業 ・介護・認知症予防センター事業
2 高齢者や障がい者等の社会活動支援	・ボランティアポイント事業 ・高齢者ほっとサロン事業
3 地域医療の連携推進	・障がい者就労支援団体ネットワーク事業 ・救急医療体制の確保
4 ワーク・ライフ・バランスの実現	・継続看護（訪問指導）の実施 ・男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行事業 ・ロールモデル PR 事業

【成果と課題】

ケアマネジメントの推進では、市内12の日常生活圏域⁴に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が配置された高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）を設置し、介護予防や権利擁護、各種相談等の支援を総合的に行うことで地域に密着した活動や高齢者支援のネットワーク構築、高齢者の自立した生活のためのサービス向上などが図られました。

さらに、令和2年度（2020年度）には、介護予防及び認知症予防を総合的に推進していく拠点として、介護予防センターを開設し、保健・医療・福祉の専門職による介護予防相談や各種教室、交流会等を開催するなど、高齢者自らが日頃から健康状態に気を配り、主体的に介護・認知症予防に取り組むことができるような仕組みづくりが進められています。

高齢者や障がい者等の社会活動を支援する取組では、高齢者の閉じこもりや孤独感の解消を目的とした仲間づくりの場として開催される高齢者ほっとサロンの数や実施回数が増加したほか、障がい者の就労支援に関するネットワーク会議や研修会の継

⁴地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築する区域として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、市が定める区域。

- 1 続的な開催により、就労支援事業所・障がい者団体双方の理解促進と情報共有が進み、
- 2 障がい者の就労支援の充実が図られています。
- 3 一方で、今後も高齢化が進行することが見込まれることから、高齢者支援センター
- 4 の機能強化やサービスの質の向上を図る必要があり、市地域包括支援センターによる
- 5 適切な後方支援や両センターの連携強化、職員の資質向上等の取組が求められます。
- 6 また、高齢者等の社会活動支援に係る取組の中には、参加者の性別に大きな偏りが
- 7 見られる事業や深刻な担い手不足に陥っている事業等があり、誰もが地域活動に参加
- 8 しやすい環境づくりを推進する上で、早期にこれら課題の解消を図っていく必要があ
- 9 ります。

1 基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

推進施策	主な事業
1 自立支援と権利擁護の推進	・生活困窮者自立支援制度
2 相談支援・情報提供体制の充実	・日常生活自立支援事業 ・成年後見センター設置・運営事業
3 きめ細かなサービスの提供と質の向上	・障がい者相談支援事業 ・様々な媒体による情報提供 ・障がい福祉サービスの給付事業

2

3 【成果と課題】

4 生活困窮者の自立支援では、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に
5 基づき、自立相談、家計改善、就労準備等の支援事業を一体的に実施する生活困窮者
6 の包括的支援窓口として、平成 27 年（2015 年）4 月に八戸市生活自立相談支援セン
7 ターを開設し、支援員が、複雑に絡み合って引き起こる生活困窮の要因を分析し、専
8 門機関での適切な支援や新規就労へつなげるなど、生活困窮者の自立促進が図られて
9 います。

10 権利擁護についても、平成 28 年（2016 年）5 月に、成年後見制度の利用支援を含
11 む総合相談、市民後見人の養成及び活動支援、制度の周知及び啓発といった業務を担
12 う八戸市成年後見センターを設置したことにより、年齢や障がいの有無に関係なく利
13 用できる窓口として、相談者の利便性が向上しています。また、平成 29 年（2017 年）
14 3 月からは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として関係機関
15 との連携を強化しており、適切な専門機関や支援制度につなぐことで権利侵害の防止
16 が図られています。

17 高齢者人口の増加とともに、今後、成年後見制度の需要がさらに高まっていくと考
18 えられることから、継続的な後見人の養成・支援、専門職や関係機関がチームとして
19 後見活動を支援する体制の強化が求められます。

20 また、相談支援・情報提供体制では、近年、育児と介護に同時に直面する世帯（ダ
21 ブルケア）や高齢の親と無職独身の 50 代の子が同居している世帯（8050）、ごみ
22 屋敷、ひきこもりといった複合的または制度の狭間に属する問題を抱える世帯への支
23 援のあり方が課題となっていることから、こうした市民が適切に必要とされる福祉サ
24 ービスを受けられるよう、様々な問題について「丸ごと」受け止める相談支援体制の
25 整備を検討する必要があります。

1 基本目標3 共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

推進施策	主な事業
1 地域の防災・防犯対策の充実	・災害時要援護者支援事業
2 住民同士が支え合う活動の促進	・自主防災組織育成事業
3 ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進	・地域の安心・安全見守り活動推進事業
4 暮らしやすい環境の整備	・安全・安心情報発信事業
	・消費生活相談の実施
	・ファミリーサポートセンター運営事業
	・連合町内会連絡協議会連携事業
	・ボランティア活動の促進
	・「元気な八戸づくり」市民奨励金制度
	・低床バスの導入

2

3 【成果と課題】

4 地域防災では、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援に関し、町内会や
5 自主防災組織等との協定締結を推進した結果、平成28年（2016年）3月末に9団体
6 だった締結数が、令和3年（2021年）3月末には24団体に増加し、民生委員等の地
7 域支援関係者と連携した避難支援体制の充実が図られました。

8 また、市内事業者の協力を得て実施している見守り活動やメール・アプリによる安
9 全・安心情報の発信、専門相談員による消費生活相談などの各種取組を通じて、防犯
10 対策の充実や消費者被害の未然防止が図られ、住民の安全・安心につながっています。

11 住民同士の支え合い活動では、ファミリーサポートセンターでの育児援助をはじめ、
12 ほぼ交流協力員による一人暮らし高齢者等の見守り・交流、町内会の組織強化等
13 に取り組んだほか、ボランティア・NPO活動への支援では、ボランティア養成研修
14 の開催や市民団体等が自主的に行うまちづくり活動への奨励金の交付などを行い、ボ
15 ランティア活動や市民活動、地域コミュニティ活動の活性化につながっています。

16 暮らしやすい環境づくりでは、体験型講習会の開催を通じて市民のバリアフリー意
17 識の醸成に取り組んだほか、低床バスの導入を進め、令和3年度（2021年度）には、
18 全ての市営バス車両の低床バス化を実現しました。

19 さらに、平成31年（2019年）3月の八戸市手話言語条例の制定を受けて、ろう者
20 とろう者以外の者とが互いに支え合いながら共生する地域社会の実現を目指し、手話
21 に対する理解促進と手話の普及に向けた取組が始まっています。

22 誰もが安心して暮らせる地域づくりを今後さらに推進するためには、地域における
23 支え合いの仕組みをより強固なものに発展させる必要があります。そのためには、地
24 域住民一人ひとりの理解を深め、多くの住民に支え合いの輪に加わってもらう必要が
25 あることから、支え合いに関する意識啓発に努めるとともに、地域の関係者で課題を
26 共有し、それぞれの地域の実情に合わせて解決を図ることができる体制づくりを支援
27 していくことが必要です。

1 基本目標4 福祉の心づくりと人材育成

推進施策	主な事業
1 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者の育成及び連携 ・民生委員児童委員への研修
2 福祉教育の推進と福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・保健推進員活動 ・認知症サポーター養成事業 ・障がい者就労サポーター養成事業
3 世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の地域活動 ・鷗盟大学運営事業 ・健康教育・健康相談事業の実施 ・三世代交流事業

2

3 【成果と課題】

4 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援では、研修会や講座の開催を通じて民生
 5 委員児童委員や保健推進員、認知症サポーター、障がい者就労サポーターといった地
 6 域の保健福祉活動を担う人材の育成と資質向上に取り組んだほか、当市における民間
 7 の地域福祉活動の中核機関である八戸市社会福祉協議会の運営支援を行い、担い手の
 8 掘り起こしと育成、地域福祉活動の基盤強化を図りました。

9 福祉教育の推進では、各種イベントへの中学生・高校生のボランティア参加を促し、
 10 地域社会の一員としての自覚と関心を深める契機としたほか、小学校から高校、専門
 11 学校まで幅広い年代を対象に、福祉体験学習の実施や学校ボランティア活動への費用
 12 助成を行うなど、次世代を担う青少年の福祉意識の醸成に取り組んできました。

13 地域共生社会の実現には、地域福祉活動を担う人材の育成が不可欠であり、そのた
 14 めには、学齢期からの継続的な福祉教育を始め、福祉活動へのきっかけづくり、活動
 15 している個人・団体への支援といった取組が重要となります。

16 今後も、これらの取組を進め、より多くの市民が地域における支え合いの輪に参加
 17 しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

18

4 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果の概要

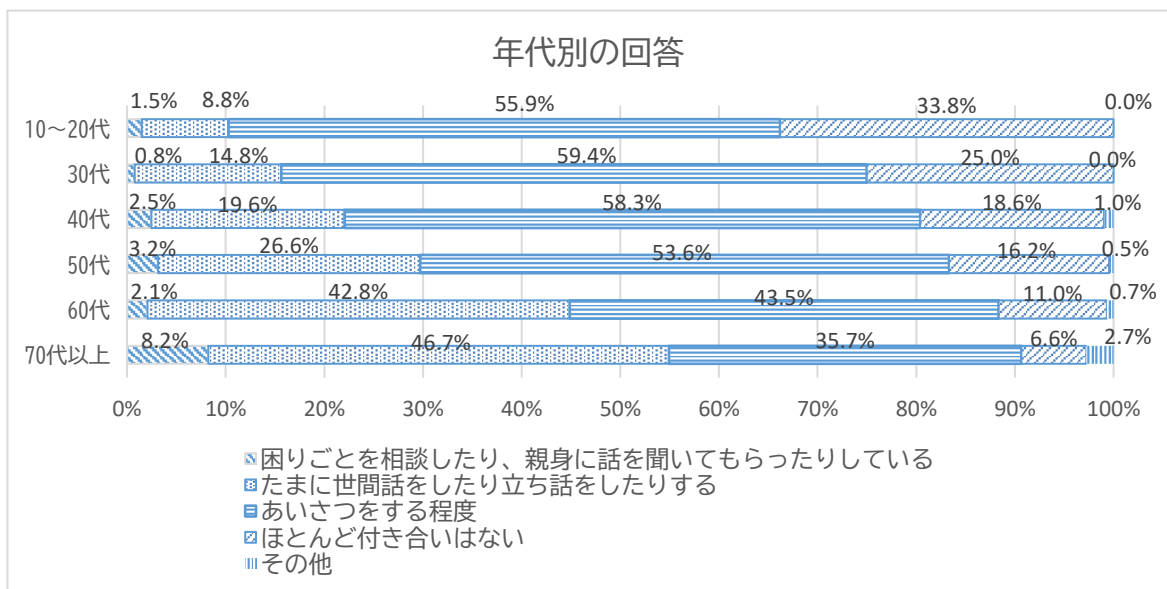
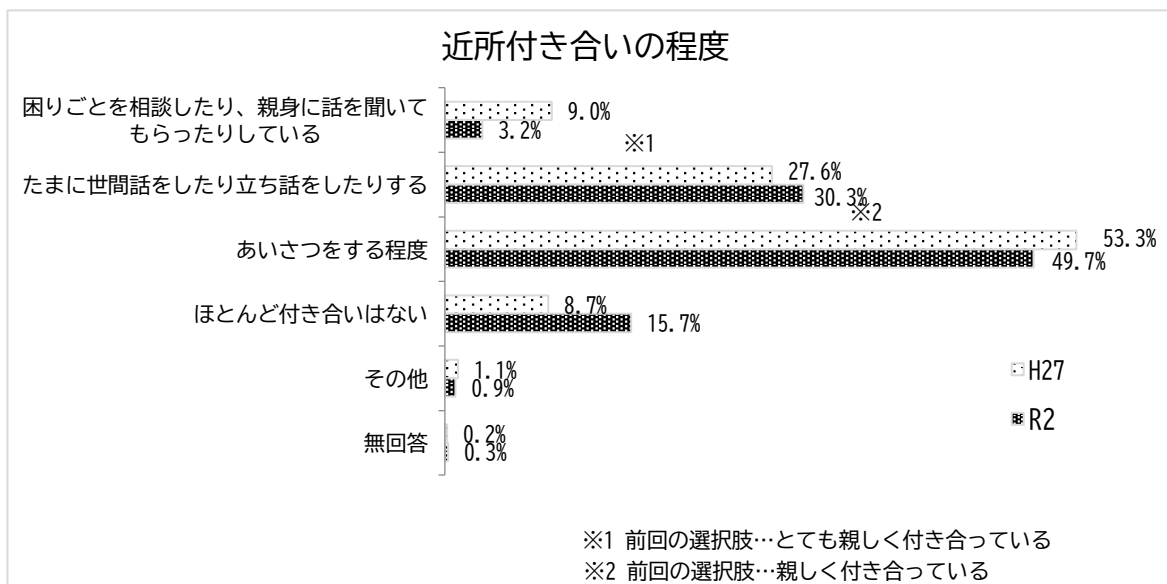
第4期計画策定に当たり、市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握し、地域福祉の推進に向けた計画づくりの基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。(有効回収数1,107人)

主な項目では、次のような回答結果となりました。

(アンケート調査結果の全体は、69～94ページにかけて掲載)

問1) ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。

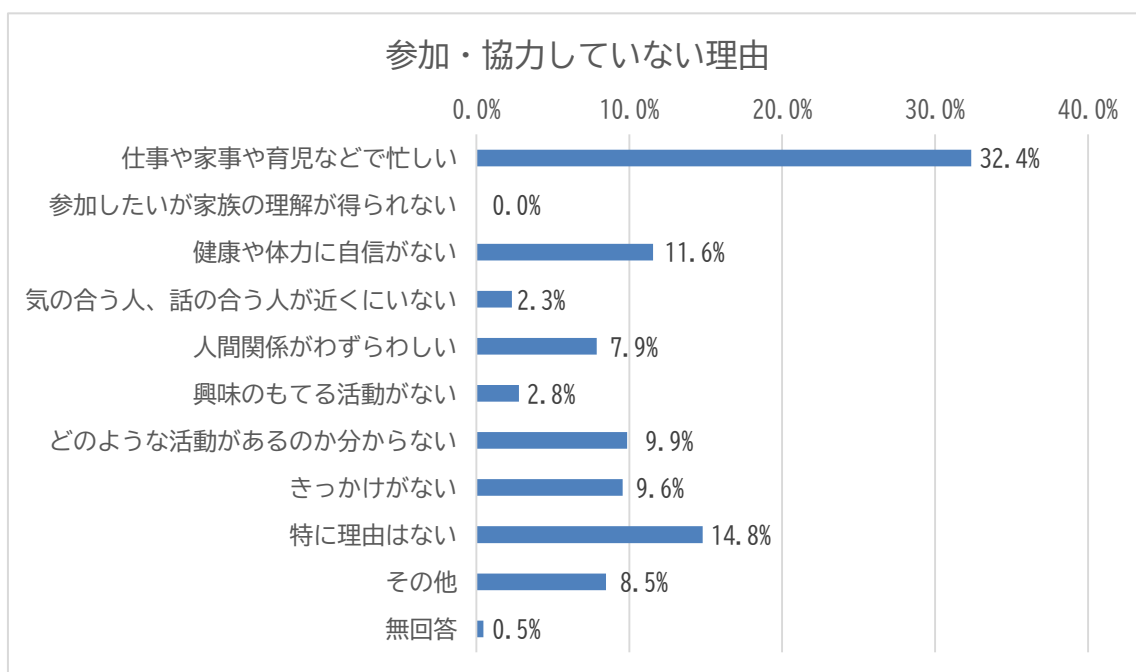
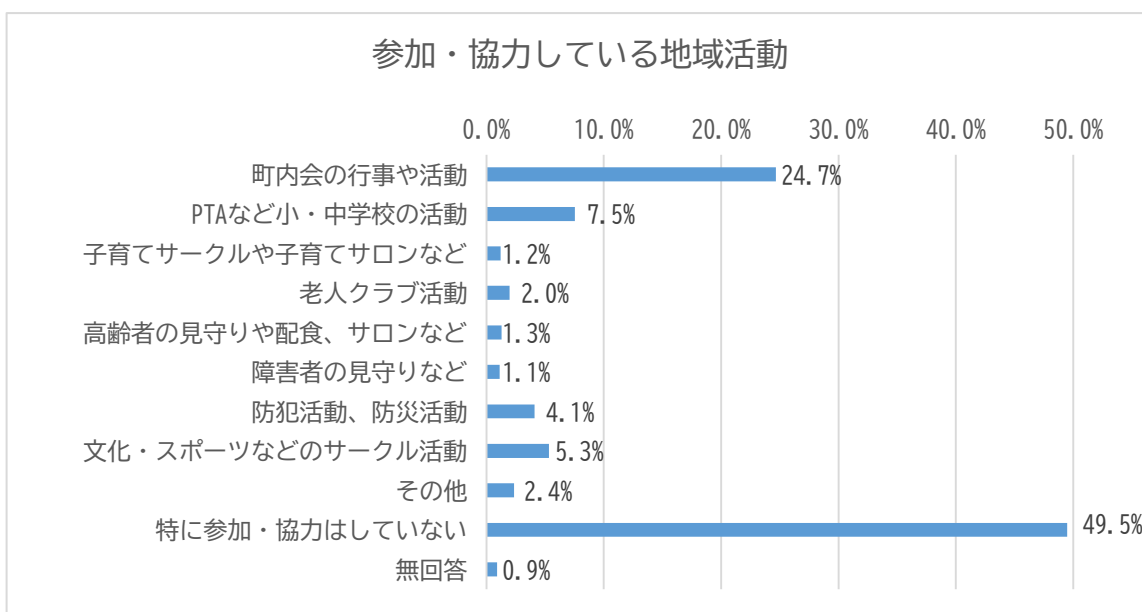
全体では、「あいさつをする程度(49.7%)」の割合が最も高く、約半数を占めています。また、「ほとんど付き合いはない(15.7%)」の割合が、前回調査時(平成27年)から1.8倍に増加しており、近所付き合いの希薄化が一層進行している状況が伺えます。



問12) 地域のどのような活動に参加したり、協力したりしていますか。

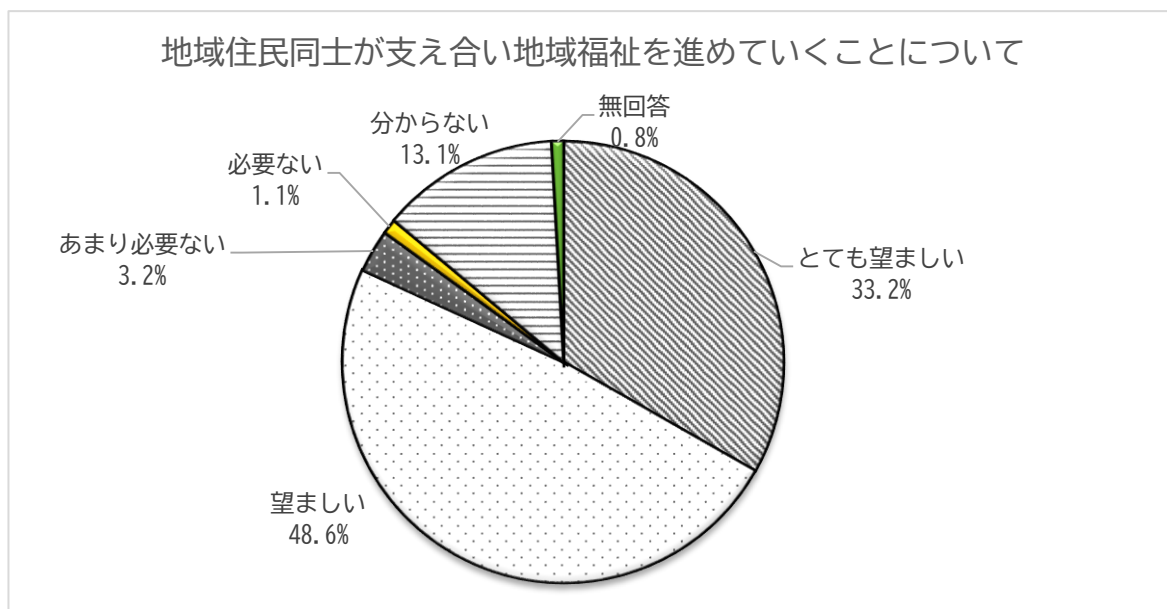
「町内会の行事や活動」が24.7%、「PTAなど小・中学校の活動」が7.5%となった一方で、「特に参加・協力はしてない」と回答した方が49.5%と約半数を占めています。これは、身近な地域における住民同士の支え合いを進める上での課題として受け止める必要があります。

なお、参加・協力していない理由としては、「仕事や家事や育児などで忙しい(32.4%)」が最も多かった一方で、「どのような活動があるのか分からない(9.9%)」、「きっかけがない(9.6%)」といった理由も相当数あったことから、対象となる層に向けた効果的な情報発信のあり方を検討する必要があります。



問7) 地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり、お互いに支え合いながら地域福祉を進めていくことについて、どのように思いますか。

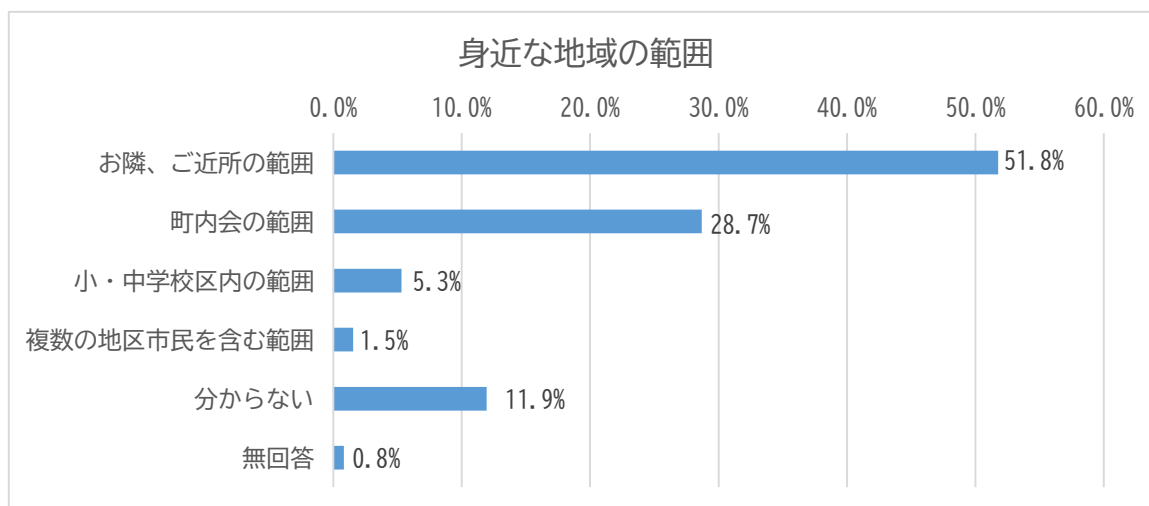
1 「とても望ましい」が33.2%、「望ましい」が48.6%と、全体の8割を超える方
 2 が、地域で課題解決を図る仕組みづくりについて、前向きに捉えていることが分か
 3 ります。



問8) 住民同士の支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」は、どの範囲ですか。

19 「お隣、ご近所の範囲（51.8%）」と回答した方が最も多く、「町内会の範囲
 20 (28.7%)」と回答した方と合わせると全体の約8割となっています。

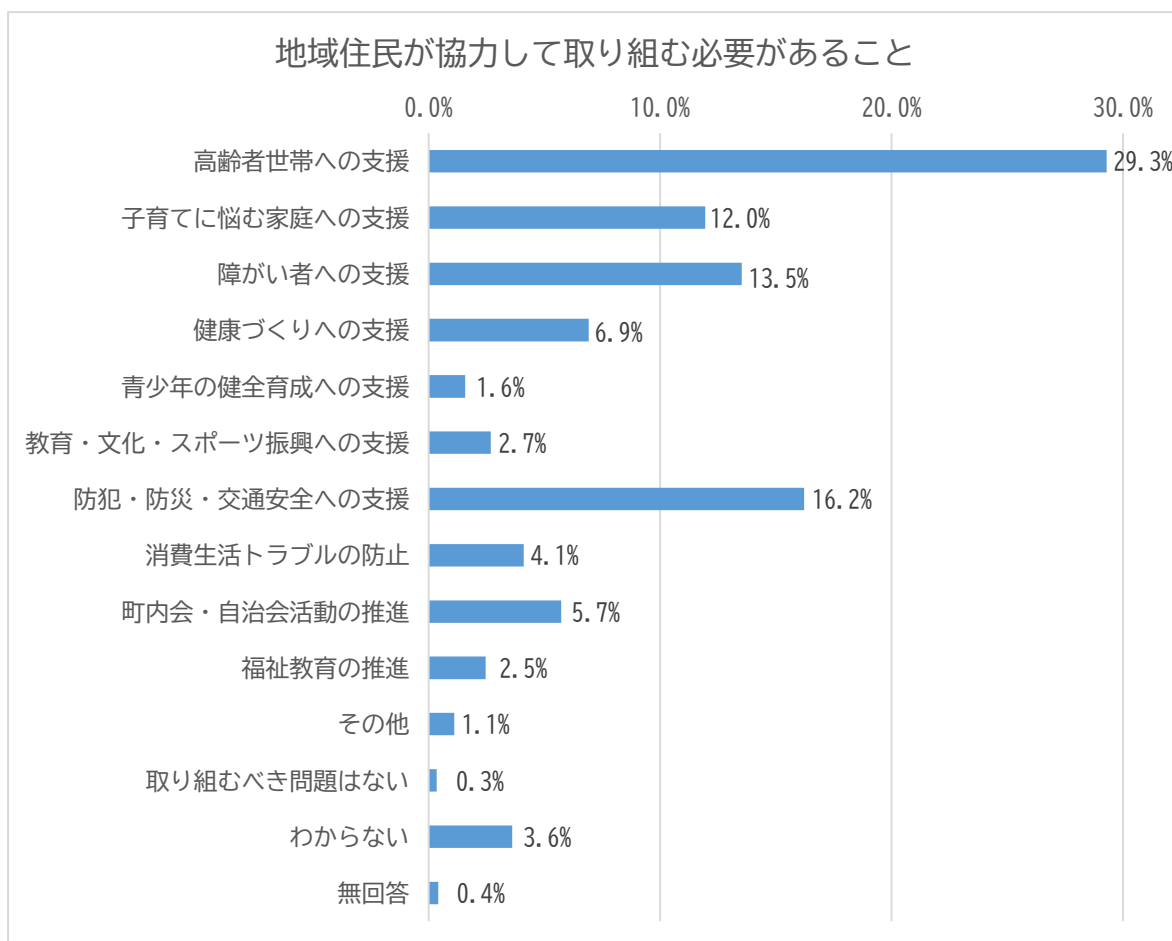
21 住民同士の支え合いの基盤づくりを進めるに当たっては、このような「圏域」の
 22 感覚を意識する必要があります。



問9) 地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要だと思うことはありますか。

1 全体では、「高齢者世帯への支援 (29.3%)」が最も多く、次いで、「防犯・防災・
 2 交通安全への支援 (16.2%)」となり、前回調査時 (平成27年) と同様の結果とな
 3 りました。

4 また、「町内会・自治会活動の推進」の割合が5.7%と低く、住民自治活動に対す
 5 る関心の低さが伺えます。
 6

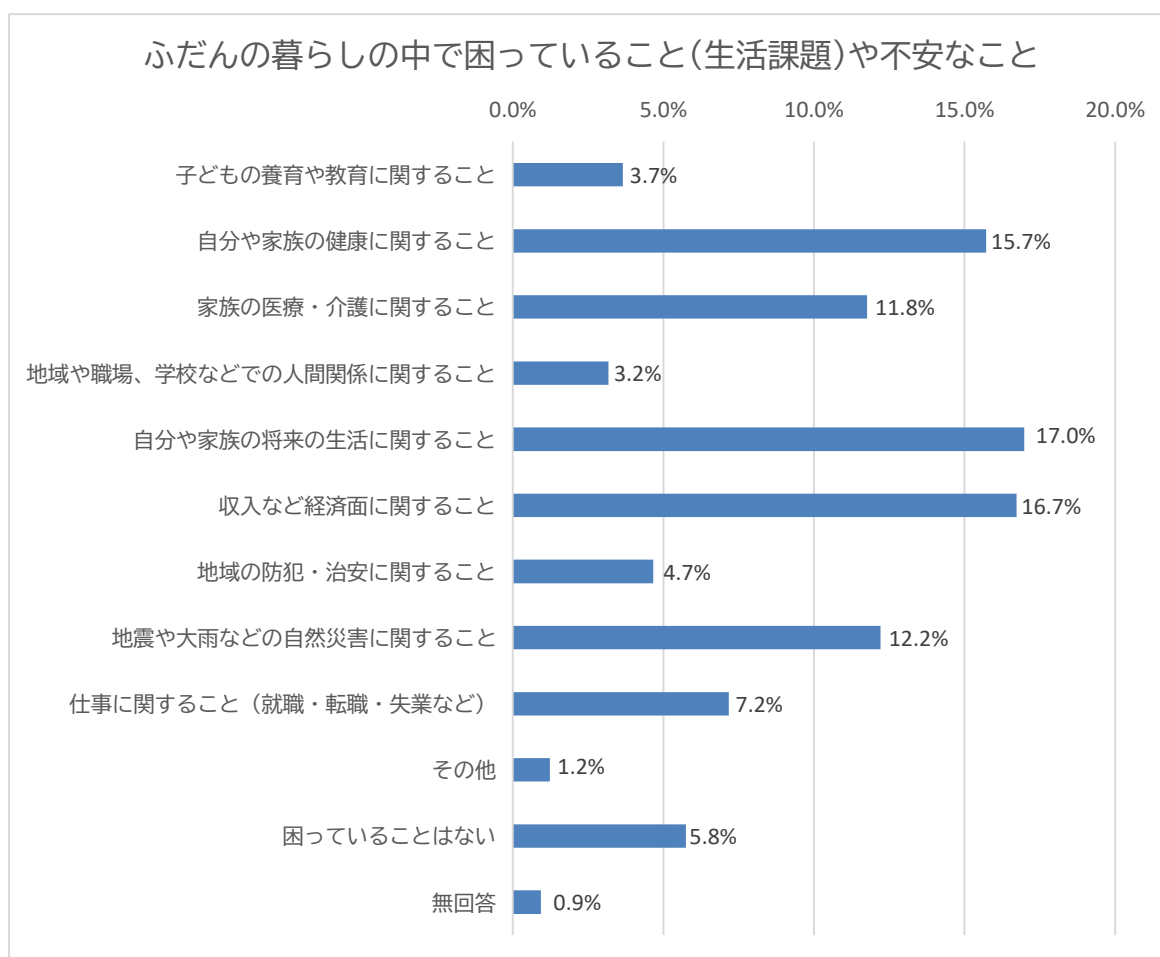


問 14) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることがありますか。

1 全体では、「自分や家族の将来の生活に関すること（17.0%）」が最も多く、次いで、「収入など経済面に関すること（16.7%）」、「自分や家族の健康に関すること（15.7%）」が同水準で多くなっています。

4 また、「地震や大雨などの自然災害に関すること（12.2%）」や「家族の医療・介護に関すること（11.8%）」の割合も比較的高くなっています。

6 これらの課題を抱える方の中には、複数の課題に同時に直面し、それぞれが複雑に絡み合って解決が困難となっているケースもあると考えられるため、相談支援体制の充実を図る上で留意が必要です。

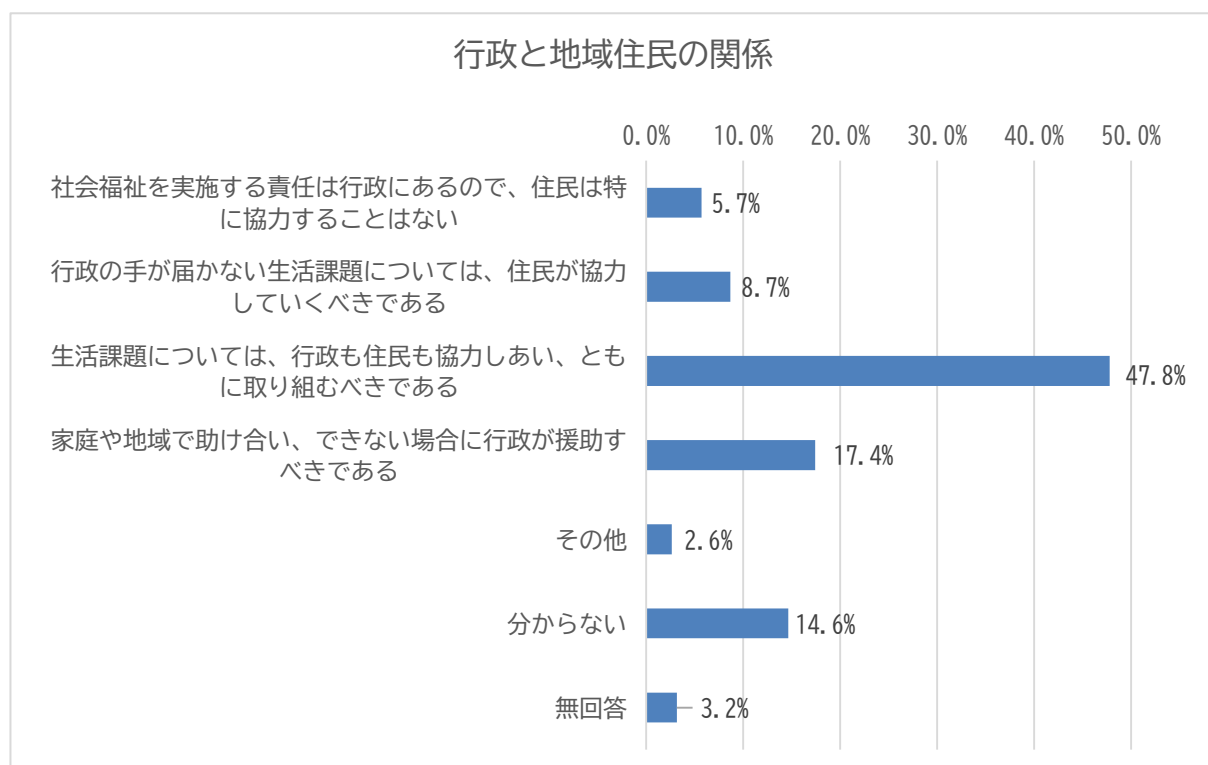


問 16) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。

1 「行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである（47.8%）」が最も多く、
 2 次いで、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである（17.4%）」
 3 となり、全体の6割を超える方が、生活課題の解決に主体的に取り組む姿勢を持ち、
 4 行政との協働について前向きに捉えていることが伺えます。

5 このことから、家庭や地域における課題解決力の向上に向け、地域住民が地域の
 6 資源と結びつき、協力して課題を把握し、解決を試みるような体制づ
 7 くりを進めることが重要と考えられます。

行政と地域住民の関係



5 課題の認識

(1) 困りごとや不安を抱える市民の増加

高齢化が進行する中であって、かねてより、多くの高齢者にとって健康や医療・介護に関する大きな不安要因となっていました。近年は、国内において頻発化・激甚化する自然災害、高齢者を狙った特殊詐欺による被害の深刻化などが加わり、市民の安全・安心を脅かす要因が増加しています。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行は、感染することへの不安や雇用環境の悪化からくる収入面の不安、終息が見通せないことによる将来への不安などを誘発し、その影響はすべての年代に幅広く及んでいます。

これを裏付けるように、市が実施したアンケート調査でも、「ふだんの暮らしの中で困っていることや不安に思っていることはない」と回答した人の割合が5.8%となり、前回調査時（平成27年）の14.9%から大きく減少しています。

困りごとや不安を抱える市民が増加していることについては、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結び付いていないことなどにより、問題が長期化・深刻化していることも一因となっていると考えられることから、市民に身近な圏域を単位とした相談支援の体制づくりが課題となっています。

(2) 複合的な課題や制度の狭間にある課題への対応

アンケート調査では、ふだんの暮らしの中で困っていることや不安に思っていることについて「自分や家族の将来（17.0%）」、「収入などの経済面（16.7%）」、「自分や家族の健康（15.7%）」が上位となりましたが、一方で、6割を超える方が複数の困りごとや不安を抱えていることも分かりました。

高齢者や要介護認定者が増加する中、例えば、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）のような複合的な課題を抱え、それらが複雑に絡み合って解決が困難になっているケースもあると推測されます。

また、ひきこもりや子どもの貧困、高齢者のセルフネグレクト（自己放任）⁵など、既存の公的制度では十分な対応が難しい「制度の狭間」の課題についても、自ら支援を求めることができない、あるいは、そもそも本人が問題意識を持っていないといったケースも多く、そのため、課題が表面化しづらく、対応が難しくなっています。

複合的な課題への分野の枠組みを超えた包括的な相談支援のほか、制度の狭間にある課題を把握し必要な支援につなげる体制づくりが課題となっています。

⁵ 本人の意思で、または認知症やうつ症状が影響して判断能力や生活意欲が低下することで、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

1 (3) 地域でのつながりの希薄化

2 当市の人口は、平成7年(1995年)をピークに減少が進んでいますが、一方で、
3 世帯数は年々増加しており、一人暮らし高齢者などの単身世帯の増加がその要因
4 となっています。

5 また、アンケート調査では、近所付き合いの程度について、「ほとんど付き合い
6 はない(15.7%)」の割合が、5年前の調査から1.8倍に増加したほか、地域活
7 動への参加状況についても、約半数の方が「参加・協力していない」と回答して
8 おり、近所付き合いを含む地域での住民同士のつながりの希薄化が進行している
9 状況が伺えます。

10 こうしたつながりの希薄化は、地域における助け合いや支え合い機能を弱体化
11 させ、社会的孤立を生む要因になるほか、防災や防犯、高齢者や子どもの見守り
12 などといった市民の安全・安心を守る地域活動への影響も懸念されます。

13 地域における住民同士のつながりの再構築とともに、地域住民が主体的に地域
14 生活課題の解決を試みることができるよう環境づくりが課題となっています。

15
16 (4) 地域福祉活動の担い手不足

17 当市の町内会加入率は、近年、減少傾向で推移しており、地域住民が協力して
18 暮らしやすい生活環境を整えていくことに関して、意識や関心が低下している様
19 子が伺えます。

20 アンケート調査でも、30代で約59%、40代で約48%、50代で約57%の人が、
21 地域活動やボランティア活動に「特に参加・協力はしてない」と回答しており、
22 地域福祉活動の担い手として期待される世代からの参加や協力が得られていな
23 い現状が明らかになりました。

24 また、参加・協力していない理由として、「仕事・家事・育児などで忙しい
25 (32.4%)」が最も多かった一方で、「どのような活動があるのかわからない」、
26 「きっかけがない」、「特に理由はない」の合計が34.2%を占め、今後、これらの
27 人々に活動の場に参加してもらえるような取組を強化する必要があります。

28 学齢期からの福祉教育を始め、様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する
29 市民一人ひとりの意識・関心を高め、担い手を確保することが課題となっていま
30 す。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

■ 第3章 基本理念と基本目標

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系
- 4 圏域の考え方

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

第3章 基本理念と基本目標

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加といった家族形態の変化を背景として、家庭・地域・職場といった人々の様々な生活領域における支え合いの基盤が弱体化し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援が受けられない、いわゆる社会的孤立の問題が深刻化しています。

誰ひとり取り残すことなく、誰もが住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができる社会を創るためには、地域における身近な人と人のつながりの価値を再認識し、人と人、人と地域のつながりを再構築することが不可欠です。

地域住民がつながり合う中で、困りごとを抱えた人や家庭があれば支援の手を差し伸べ、また、自分に困りごとが生じたときには気軽に相談できることが当たり前の地域づくりこそ、「地域共生社会」の実現に向けたすべての取組の土台になると考えます。

「支える側」、「支えられる側」という一方通行の関係ではなく、若者も高齢者も障がい者も過去に失敗を経験した方も、地域のあらゆる市民が役割を持って支え合い、地域への貢献や様々な社会参加を通して生きがいを実感し、誰もが自分らしく活躍できる地域社会の実現に向け、第4期計画では、次の基本理念のもと、地域福祉を推進します。

[基本理念]

**人と人、人と地域が支え合い、
誰もが生きがいをもって
自分らしく暮らせる地域づくり**

2 基本目標

基本理念で示した地域づくりを実現するため、次の4つの基本目標を掲げ地域福祉を推進します。

基本目標1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

地域住民が主体となった健康づくりや介護予防、高齢者・障がい者等の自立や生きがいづくりにつながる社会参加支援等の取組を通じ、市民一人ひとりの生活の質の向上を図り、健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。

基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

生活困窮者の自立支援や判断能力が低下した方の権利擁護、複合化した生活課題に対応できる包括的相談支援体制の構築、多分野の関係機関の連携による課題解決のためのネットワークづくり等に取り組み、制度の狭間の課題への対応も含め、市民がどのような困難に直面したときにも、個人として尊重され、必要なときに適切な福祉サービスを公平に受けられる体制づくりを進めます。

基本目標3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

防災・防犯対策のほか、地域における住民相互の支え合い活動やボランティア・NPOへの支援等を通じ、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境づくりを進めるとともに、移動手段の確保等、暮らしやすい生活環境の整備に取り組み、市民が安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

基本目標4 思いやりの心と人づくり

地域福祉を支える様々な活動を担う個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、各種研修会や講座、児童・生徒への福祉教育などを通じ、地域福祉に関する市民一人ひとりの意識・関心を高め、思いやりや支え合いの心を育み、地域福祉活動の担い手となる人づくりを進めます。

【参考】八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会
- (3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちは持つ、人にやさしい福祉社会

3 施策体系

基本理念

人と人、人と地域が支え合い、
誰もが生きがいをもって 自分らしく暮らせる地域づくり

基本目標 ①

健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者や障がい者等の社会参加の促進
- (3) 地域医療体制の整備
- (4) 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備

基本目標 ②

個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

- (1) 自立支援と権利擁護の推進
- (2) 相談支援体制の充実と適切な情報発信
- (3) 課題解決に向けたネットワークの構築
- (4) 再犯防止施策の推進

基本目標 ③

地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

- (1) 防災・防犯対策の充実
- (2) 住民主体による支え合いの促進
- (3) ボランティア・NPO活動の活性化
- (4) 暮らしやすい生活環境の整備

基本目標 ④

思いやりの心と人づくり

- (1) 担い手の育成・支援
- (2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- (3) 世代間交流の促進

4 圏域の考え方

地域における福祉活動は多岐にわたり、人口や地理的条件、生活文化などの事情も異なることから、推進する範囲については、取組の内容に応じて柔軟に捉える必要があります。

本計画では、それぞれの役割等を踏まえて、以下の5層の「圏域」を設定し、相互に連携・補完しながら、地域生活課題などを段階的に共有し、課題解決に向けた取組を重層的に展開することで、市全体として地域福祉の推進を図ります。

「隣近所」を中心とする圏域

町内会の班や向こう三軒両隣と言われるような範囲で、日常的な挨拶や付き合いを通して、生活上の簡単な支援（見守りやごみ出し等）や異変に気付いたときの通報などが期待される圏域です。

「単位町内会」を中心とする圏域

単位町内会や老人クラブなど、防犯・防災、環境美化に関する活動や住民の親睦活動などが日常的に行われている範囲です。それらの活動を通して、福祉ニーズへの「気づき」や災害時の避難支援、要援護者の見守り等が期待される圏域です。

「小中学校・公民館」を中心とする圏域

小・中学校や地区公民館、地区社会福祉協議会などが設置され、組織的な自治活動や福祉活動が行われている範囲です。地域の特性に応じた様々な活動を展開する中で、住民が主体となって課題を把握し、解決を試みるような取組が期待される圏域です。

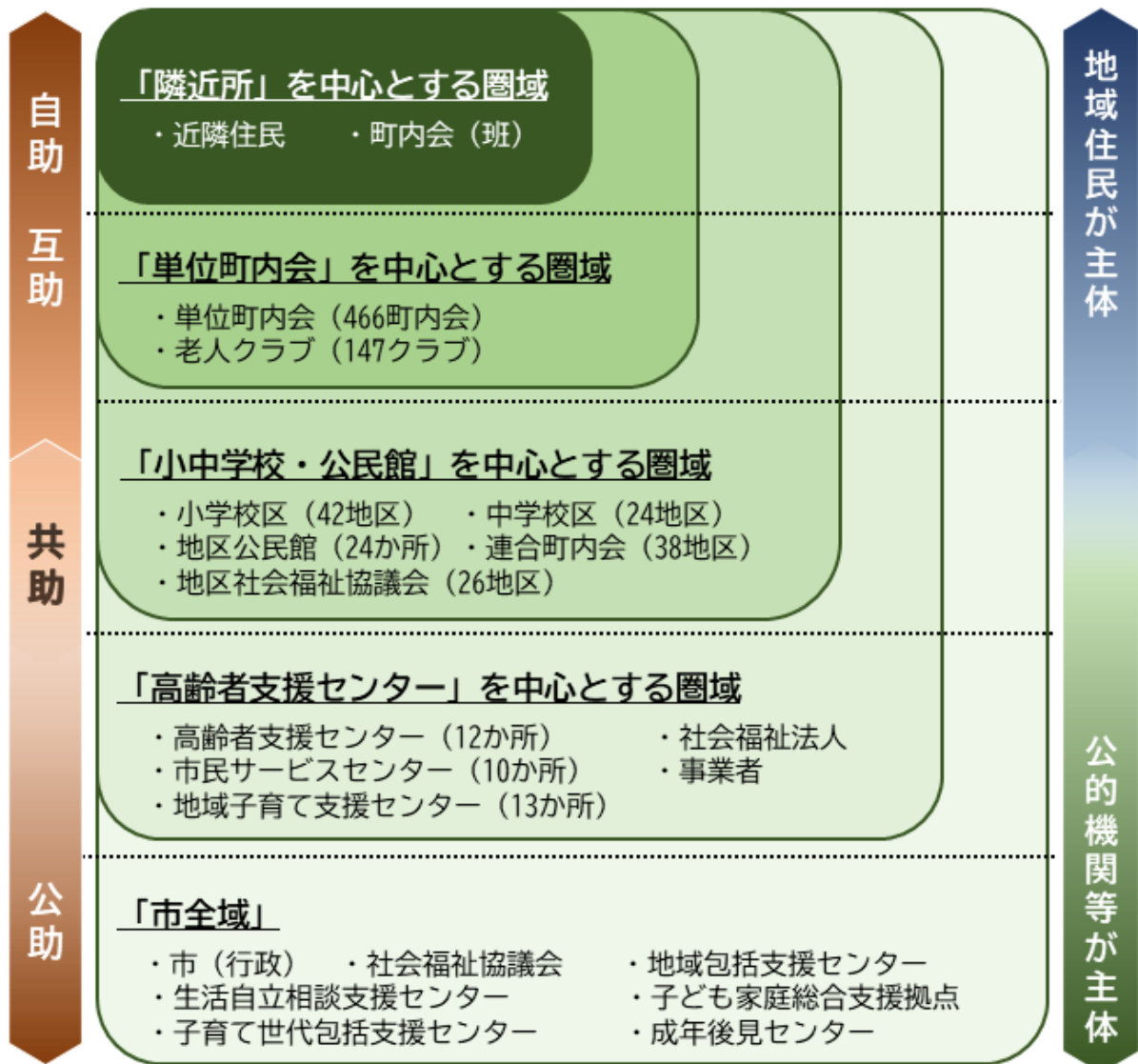
「高齢者支援センター」を中心とする圏域

高齢者支援センターや市民サービスセンターなどが設置される範囲で、地域にある公的な相談支援機関や事業所等がネットワークを構築し、小さい圏域では解決が困難な課題への対応が期待される圏域です。

「市全域」

市全域を範囲とし、住民に身近な圏域では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援が行われる圏域で、主に行政機関が主体となって取組を推進します。

1 【圏域のイメージ】



2
3

※団体数・設置箇所数等は令和3年7月末現在

【参考】分野別計画における圏域設定

1
2
3
4
5
6
7

『第8期八戸市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）』

「日常生活圏域」として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、「12の圏域」を設定しています。各圏域には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように様々な支援を行う総合機関として、高齢者支援センターを設置しています。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| ①市川・根岸 | ②下長・上長 | ③田面木・館・豊崎 | ④長者・白山台 |
| ⑤三八城・根城 | ⑥小中野・江陽 | ⑦柏崎・吹上 | ⑧是川・中居林 |
| ⑨大館・東 | ⑩白銀・湊 | ⑪白銀南・鮫・南浜 | ⑫南郷 |

8
9

『第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画（子ども・子育て支援事業計画）』

11 「教育・保育提供区域」として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、市内全体を「4区域」として設定しています。区域ごとに、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し、推進していくこととしています。

- | |
|---------------------------------|
| ①北部地区（市川・下長・三八城地区） |
| ②西部地区（豊崎・上長・館・根城・長者地区） |
| ③東部地区（吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区） |
| ④南部地区（是川・南郷地区） |

16

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

■ 第4章 施策の展開

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- 1 基本目標1
- 2 基本目標2
- 3 基本目標3
- 4 基本目標4

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

第4章 施策の展開

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第4章 施策の展開

基本目標 1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防センターにおける一般介護 予防事業の参加者数	—	2,508人	6,880人
健康教室の実施回数・参加人数	16回 866人	14回 441人	21回 1,020人
シニアはつらつポイントの会員活動 実人数	120人	12人	150人
民間企業における障害者の雇用率	2.29%	2.24%	2.30%
ドクターカー要請時の応需率	100%	100%	100%

基本施策(1) 健康づくりの推進

[現状と課題]

平成27年(2015年)の青森県の平均寿命は、男性78.7歳、女性85.9歳でともに全国最下位、一方、平成28年(2016年)の健康寿命は、男性71.6歳で全国第34位、女性75.1歳で全国第20位となっており、本県において、平均寿命と健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

高齢になっても、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、住み慣れた地域で生きがいをもって自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが健康意識を高く持ち、若く健康なうちからそれぞれのライフステージに応じた健康的な生活習慣づくりに取り組むとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、仮に病気になっても重症化しないための対策をとることが重要です。

そのためには、様々な機会を通じて市民の健康意識の高揚を図るとともに、介護予防や認知症予防の普及啓発、健康に関する相談体制の充実等を図り、市民が主体的に健康増進や介護予防に取り組める環境づくりを推進する必要があります。

[取組方針]

- ▶ 介護予防センターを拠点として、保健・医療・福祉の専門職による個別相談や体力測定、体操会等を実施し、介護・認知症予防の普及啓発を図ります。

第4章 施策の展開

- 1 ▶ 各種健康教育や健康相談、講演会の開催等により、市民の健康意識の高揚を図
 2 るとともに、地域の健康づくりに取り組む保健推進員の育成や関係団体と連携
 3 した健康づくり事業を推進します。

4

5 [主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	介護予防センター運営事業	▶ 高齢者自らが健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう介護予防事業及び認知症支援事業を実施する。	高齢福祉課
2	健康教育事業	▶ 母子健康教育として、両親学級や小さく離乳食教室、地区健康教室等を開催する。 ▶ 成人健康教育として、市民健康づくり講座や地区健康教室を開催する。	健康づくり推進課
3	健康相談事業	▶ 母子健康相談として、マタニティ健康相談や乳幼児健康相談等を行う。 ▶ 成人健康相談として、保健師や栄養士による課内窓口での健康相談のほか、電話相談、地区健康相談等を行う。	健康づくり推進課
4	健康づくり団体等活動支援事業	▶ 食生活改善推進員養成研修会を開催する。 ▶ 食生活改善推進協議会と連携して健康づくりを行う。 ▶ 地域の健康づくりのリーダーである保健推進員を育成する。	健康づくり推進課
5	こころの健康づくり事業	▶ 講演会の開催や各種広報媒体を活用し、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進する。	健康づくり推進課

6

7

8

9

10

11

12

基本施策（2） 高齢者や障がい者等の社会参加の促進

[現状と課題]

市のアンケート調査では、近所付き合いの程度について、「ほとんど付き合いがない」と回答した人の割合が、60歳以上で9.3%と、5年前と比較して約2倍に増加しており、高齢者の社会的孤立が進行している状況が伺えます。

一般的に、社会的孤立は、周囲からのサポートや情報の不足、自尊感情の低下などから不健康な生活に陥りやすく、栄養状態の悪化や身体活動量の低下によって、病気になりやすいと言われており、さらには、社会的孤立の増加が、消費者被害や犯罪、孤独死の増加につながるということが指摘されています。

また、地域における住民同士のつながりの希薄化や価値観の多様化等を背景とした孤立は、障がい者やその家族にも見られ、その解消が課題となっています。

もとより、すべての市民は、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会を支える重要な一員ですが、高齢者や障がい者にとって、それぞれにふさわしい活躍の場が十分に確保されていないのが現状です。

そのため、高齢者や障がい者等が自らの経験や能力を生かして地域の中で活躍し、他の地域住民とつながりながら、生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

[取組方針]

➤ 学習機会の提供や社会奉仕活動への参加促進、老人クラブ活動への支援、就労機会の提供などを通じて、高齢者の生きがいづくりを支援します。

➤ 障がい者に対する市民や事業者等の理解促進を図るとともに、関係団体と連携しながら、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援の充実を図ります。

➤ 外出時の移動手段を確保し、社会参加しやすい環境を整備します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	鷗盟大学運営事業	➤ 満60歳以上の市民が入学できる2年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。	高齢福祉課
2	シニアはつらつポイント事業	➤ 高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、商品券との交換や福祉団体への寄附ができるポイントを付与する。	高齢福祉課

第4章 施策の展開

3	老人クラブ活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業の経費の一部を補助する。 ▶ 老人クラブ連合会が行う運営事業費、特別事業費、健康づくり事業費、活動支援体制強化事業費の一部を補助する。 	高齢福祉課
4	シルバー人材センター育成・援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者の地域における就労やボランティア活動などを行うシルバー人材センターを支援する。 	産業労政課
5	障がい者就労サポーター養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者雇用（予定含む）企業や障害者就労継続支援サービス事業所の関係者、その他市民等を対象に、障がいの特性や障がい者支援に関する制度について理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催する。 	障がい福祉課
6	地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。 ▶ 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉等との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を実施する。 	障がい福祉課
7	高齢者バス特別乗車証交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 70歳以上の高齢者（身体障害者手帳1～4級・愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、1年間利用できるバス特別乗車証を交付する。 	高齢福祉課
8	障がい者バス特別乗車証交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6歳以上の障がい者に対し、市営バスや南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付する。 	障がい福祉課

基本施策（3）	地域医療体制の整備
---------	-----------

[現状と課題]

当市における地域医療は、在宅当番医制や休日夜間急病診療所などの一次救急、病院群輪番制の二次救急、市民病院救命救急センターの三次救急からなる救急医療体制が円滑に運営され、近年は市民病院へのドクターカー等の配備などにより、救急医療体制の強化が図られてきました。

また、当市の医師数は、平成20年（2008年）の497人に対し、平成30年（2018年）は522人に、歯科医師数は、平成20年（2008年）の144人に対し、平成30年（2018年）は161人に、それぞれ増加しています。

このように、当市の地域医療体制は、着実に充実が図られていますが、高齢化の進行に伴う医療ニーズの増加が見込まれる中において、今後もすべての市民が、住み慣れた地域で、必要なときに必要な医療を受けられるよう、救急医療体制の充実や医療連携体制の強化を図り、質の高い医療・療養環境を整備する必要があります。

[取組方針]

- ドクターカー等の効果的な運用やAEDの普及促進などにより、救急医療体制の充実を図ります。
- 地域において市民が継続して適切な医療が受けられるよう、医療機関の機能に応じた診療提供体制を整備し、医療連携を推進します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	救急医療体制整備事業	➤ 医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備する。	保健総務課
2	AED普及促進事業	➤ ボランティア団体等との協働により、AED講習会を開催する。 ➤ イベント等での救命活動に備えるため、圏域内でAEDの相互利用を行う。 ➤ AED設置施設の情報提供を行う。	保健総務課
3	ドクターカー運行事業	➤ 医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を八戸市立市民病院に配備、運行する。	保健総務課
4	地域医療連携の推進	➤ 急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた適切な医療機関の受診を推進するための周知を行う。	保健総務課

基本施策（４） 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備

[現状と課題]

持続可能で活力ある地域社会を形成するためには、多くの市民による主体的な社会活動への参加が不可欠であり、市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

我々が生活する地域には、性別や年齢、国籍、文化、職業、宗教、身体的特徴などが異なる様々な個性や価値観を持った市民が暮らしています。近年、男女平等や多様性への理解は、少しずつ広がっていますが、生活の様々な場面において、依然として根強い固定的性別役割分担意識が存在するほか、性的指向・性自認に関する不当な差別や偏見によって生きづらさを抱えている人が少なくありません。

こうした状況を解消するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、性的指向・性自認に関する理解促進に取り組み、一人ひとりの違いが個性として尊重され、家庭や職場、学校などのあらゆる場において、誰もが生きがいをもって生活できる環境づくりを進める必要があります。

[取組方針]

- 講演会や研修会等を開催し、男女共同参画に関する市民意識の醸成や企業への意識啓発、性的指向・性自認に関する理解促進を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスに関するモデル事例等について様々な機会や媒体を活用して積極的に情報発信し、普及啓発を図ります。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	男女共同参画情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 固定的性別役割分担意識を払しょくし、市民及び事業所の男女共同参画意識の醸成を図るため、情報誌「WITH YOU」の発行や広報・ホームページ等により、身近な場面での男女共同参画の話題提供・情報発信を行う。 ➤ 八戸商工会議所発行の「商工ニュース」にワーク・ライフ・バランスや各種休暇制度等に関する記事を掲載する。 	市民連携推進課
2	ロールモデルPR事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動等の様々な分野で活躍する方の情報を発信する。 	市民連携推進課

3	LGBT理解促進事業	➤ 差別や偏見のない誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、市民や職員を対象とした研修会等を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る。	福祉政策課
---	------------	---	-------

1
2

基本目標 2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
生活困窮者対象の就労支援による就労者数	181人	155人	100人
成年後見センターにおける制度利用相談等の権利擁護の相談件数	356件	278件	400件
市地域包括支援センター及び高齢者支援センターにおける総合相談件数	9,984件	10,949件	11,890件
障がい者相談支援事業所における相談支援件数	11,440件	12,307件	13,500件
市入札優遇措置対象の協力雇用主数	—	7件	10件

基本施策（1） 自立支援と権利擁護の推進

[現状と課題]

生活困窮に至る背景には、傷病等による長期の離職や多重債務、ひきこもり、発達障がいなどの課題を複合的に抱えていることが多く、家族や地域からも孤立し、問題が深刻化しているケースも見受けられます。生活困窮者の自立支援においては、経済的困窮の解消のみを目的とするのではなく、背景にある根本的な課題に着目した支援が求められており、個々の実情に応じた適切な相談支援と専門機関へのつながりが重要となっています。

権利擁護については、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを法律的に支援する成年後見制度の理解や周知が広がらず、十分な利用につながっていないことが指摘されています。高齢化の進行に伴い、今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性が一層高まっていくと考えられることから、同制度の利用促進を図っていく必要があります。

また、虐待やいじめ、配偶者への暴力（DV）についても、個人の人権や尊厳を奪う重大な問題ですが、家庭や施設など外部から目が届きにくい閉鎖的な空間で発生していることが多く、事態が深刻化して初めて周囲が気付くといった事例もみられ、対応が難しくなっています。このため、様々な機会を通じて市民や施設職員等の意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携体制を整備し、その防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

1 [取組方針]

- 2 ▶ 生活困窮者やひとり親世帯等が抱える個々の実情に応じ、住居・家計管理・就労・
3 学習等の包括的な支援を行い、生活安定と自立促進を図ります。
- 4 ▶ 成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、市民後
5 見人の養成等に取り組むとともに、専門職・関係機関の協力体制のもと、チーム
6 として後見活動を支援する体制を強化し、同制度の利用促進を図ります。
- 7 ▶ 虐待等に関する市民一人ひとりの意識啓発、関係機関等との連携強化に取り組み、
8 虐待等の防止と被害からの早期救済を図ります。
- 9 ▶ 関係部局等が連携し、生活や住宅に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者、多子
10 世帯等の住まいの確保を図ります。

11 [主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	日常生活自立支援事業 (民間)	▶ 高齢者や障がい者が地域で安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。	市社会福祉協議会
2	生活困窮者自立相談支援事業	▶ 「生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談について複合的な課題の分析やその解決に向けた専門機関への適切なつなぎ、個々の状況に応じた自立支援計画の作成等の支援を行う。	生活福祉課
3	成年後見センター事業 (地域連携ネットワークの中核機関及び協議会の設置運営)	▶ 権利擁護に関する総合相談を行う。 ▶ 成年後見ネットワーク会議を運営する。 ▶ 成年後見セミナーを開催するなど成年後見制度等に関する啓発・研修を行う。	高齢福祉課 障がい福祉課
4	成年後見制度利用支援事業	▶ 高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない者に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課

13
14

1

5	市民後見推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修の開催等、市民後見人の活動支援を行う。 ➤ 市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 ➤ 市民後見人の名簿管理を行う。 ➤ 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。 	高齡福祉課 障がい福祉課
6	高齡者・障がい者虐待対策ケース会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齡者や障がい者に対する虐待の防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにする。 ➤ 被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築する。 	高齡福祉課 障がい福祉課
7	児童虐待防止対策連携促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童虐待防止に関する市民向けセミナー及び専門職向けの研修会を実施する。 	こども家庭相談室
8	母子家庭等対策総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ひとり親家庭等への総合的な支援を行う。 ➤ 就職、生活援助、資格取得、学び直し、法律相談等、自立を目的とした支援を行う。 	こども家庭相談室
9	市営住宅における優先入居	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市営住宅の入居に際し、多子世帯、ひとり親世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯、高齡者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。 	建築住宅課

2

基本施策（2）	相談支援体制の充実と適切な情報発信
---------	-------------------

[現状と課題]

我が国の社会保障制度は、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象者ごとに量的拡大と質的发展を重ね、その充実が図られてきた経緯があり、市や関係機関等の相談窓口も、対象者の属性や相談内容に応じて設置されています。

しかしながら、近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）、ごみ屋敷、ひきこもりなど、複合化・複雑化した課題または制度の狭間に属する課題を抱え、従来の分野別に整理された縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースが顕在化しています。

そのため、現在分野別に設置されている相談窓口の有機的な連携を図るとともに、関係する支援機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備についても今後検討する必要があります。

また、こうした様々な課題を抱えた市民が、関連する福祉サービスについての情報を必要なときに確実かつ容易に入手することができるよう、情報発信方法の最適化が求められています。

[取組方針]

- 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の各相談窓口における専門職の配置や資質向上などの機能強化に取り組むとともに、他分野の相談窓口や関係機関等との連携を強化し、適切な支援や情報提供を行います。
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対し、多機関が協働してチーム支援等を行う包括的な相談支援体制を整備します。
- 福祉サービスが必要な方に情報が行き届くよう、多様な媒体を活用して情報入手の選択肢を増やすとともに、対象者の特性を踏まえた確実で分かりやすい情報発信を行います。

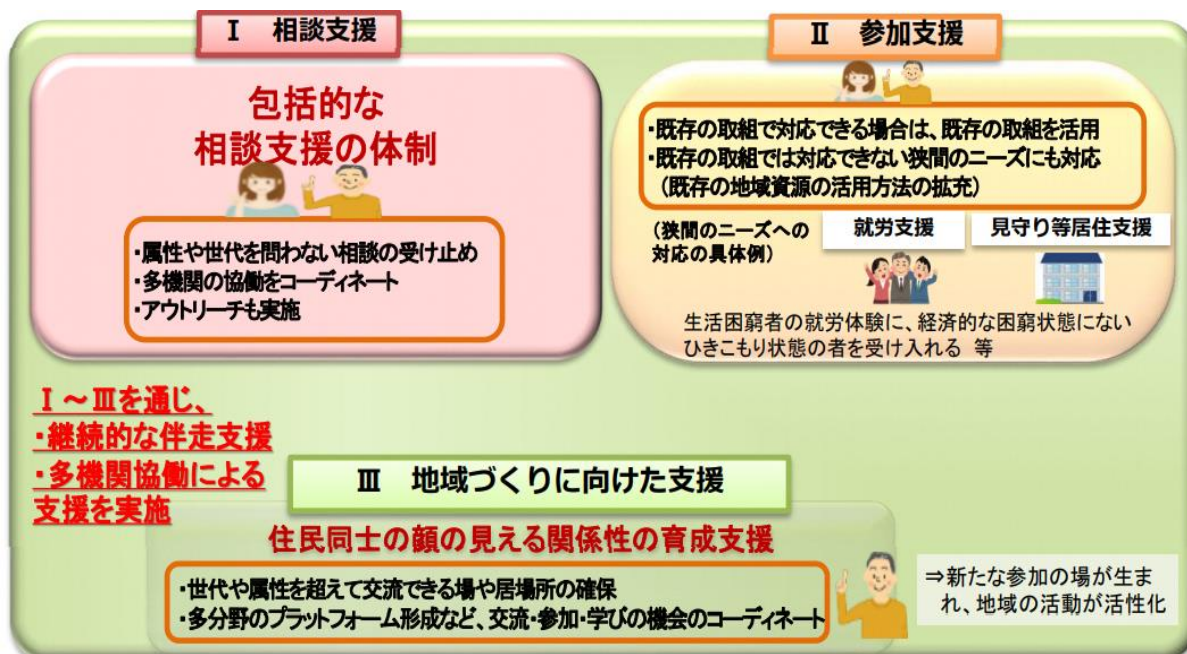
[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内12圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、包括的支援及び介護予防支援を行う。 ➤ 市は基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。 	高齢福祉課

第4章 施策の展開

2	障がい者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び援助を行う。 	障がい福祉課
3	地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の認定こども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。 	こども未来課
4	女性健康支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的悩みや健康状態等に関する相談に対し、助言や指導などを行う。 ➤ 女性の健康週間に合わせ、講演会を開催する。 	健康づくり推進課
5	八戸版ネウボラ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊産婦及び乳幼児の保護者、子どものいる家庭が安心して子育てできるよう、母子保健の「健康づくり推進課（子育て世代包括支援センター）」、福祉事務所「こども家庭相談室（子ども家庭総合支援拠点）」、教育委員会「こども支援センター」の3部署が総合保健センター内においてワンストップで相談対応できるよう、子育て支援に係る保健・福祉・教育の連携強化を図る。 	健康づくり推進課 こども家庭相談室 こども支援センター
6	多機関協働による包括的相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「住民に身近な圏域」にある相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備する。 	福祉政策課
7	重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象者の属性を問わない包括的な「相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施について検討する。 	関係各課

【重層的支援体制整備事業（事業No.7）のイメージ】



資料：厚生労働省

I 相談支援

- ・本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め
（介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施）
- ・支援関係機関のネットワークを活用し、各分野が連携して対応
- ・ネットワークの中で潜在的な相談者を見つけ、必要な支援を届ける
- ・複雑化・複合化した課題については、多機関が協働して支援

II 参加支援

- ・本人や世帯の状態に合わせ、社会とのつながりを作るための支援を実施
- ・利用者のニーズを踏まえ、地域資源とのマッチングや支援メニューを作成
- ・本人の状態や希望に沿った支援の継続に向けたフォローアップを実施

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すため、地域の多様な主体による取組をコーディネート
- ・多様な担い手によるプラットフォームを形成し活動の活性化を図る

基本施策（3） 課題解決に向けたネットワークの構築

[現状と課題]

虐待や配偶者への暴力（DV）、ひきこもり、不登校、いじめ、自殺等については、様々な要因・課題が複雑に絡み合い、相互に影響し合って引き起こるケースが多く、既存の行政の枠組みやひとつの支援機関・団体だけで対応するには限界があります。

事案の早期発見から相談、保護、自立に至る一連の支援を被害者や当事者に寄り添って切れ目なく展開するためには、庁内の部局横断的な連携はもちろんのこと、保健・医療・福祉・教育・労働その他関連施策との有機的な連携を図ることが不可欠であり、多分野にわたる関係行政機関や専門機関、民間団体等とのネットワークを構築し、相互に情報共有を図りながら連携して対応することが求められています。

[取組方針]

➤ 庁内の部局横断的な連携体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の多分野にわたる関係機関・団体とのネットワークの構築と連携の強化に取り組めます。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	虐待等防止対策会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 虐待等の防止に係る対策を分野横断で総合的に推進するため、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関で構成する会議を開催し、庁内の分野別会議における対応体制の検証・助言等を行う。 	福祉政策課
2	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 ➤ 生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。 ➤ 住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進するため、ワークショップを開催する。 	高齢福祉課
3	八戸市自殺対策ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工、労働、警察、消防、民間団体等の連携強化及び情報交換を行う。 	健康づくり推進課

基本施策（４）	再犯防止施策の推進
---------	-----------

[現状と課題]

近年、我が国における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあります。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境など、社会生活を送る上で様々な困難を抱えているケースも多く、適切な支援を受けられないことが、再び犯罪を繰り返す要因になっています。

そのため、刑務所や少年院の出所者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行い、生活安定と自立促進を図るとともに、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深め、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進する必要があります。

[取組方針]

➤ 更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、当該関係団体と連携し、再犯防止や更生保護に関する市民の意識醸成を図ります。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	更生保護活動への支援	➤ 地域における更生保護活動の中心的な役割を担う八戸地区保護司会及び保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターへの支援を行う。	くらし交通安全課 福祉政策課
2	社会を明るくする運動の推進	➤ 再犯防止に関する意識の醸成を図るため、保護司会、更生保護女性会、BBS会、警察、拘置所、教育委員会等と連携し、街頭啓発活動や各種媒体を用いた広報活動を実施する。	くらし交通安全課
3	民間協力者や関係団体等との連携	➤ 保護司、更生保護女性会など、関係団体の会議等を通じて、更生保護に係る情報共有を図るとともに、市社会福祉協議会、青森県保護観察所等との連携強化に努める。	くらし交通安全課
4	協力雇用主への入札優遇措置	➤ 建設工事競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加点する制度を導入するとともに、制度の周知に努め、刑務所・少年院出所者の生活安定を図る。	契約検査課

基本目標3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
災害時要援護者支援に関する協定締結数	24件	24件	36件
地域の安全・安心見守り事業の協力事業者数	36件	38件	48件
市窓口での町内会加入取次件数	105件	127件	175件
民生委員・児童委員の定数に対する充足率	92.6%	93.2%	93.2%
行政活動ボランティアの実働数	88,327人	51,108人	80,000人
市内幹線軸 ⁶ 路線数	12路線	12路線	12路線

基本施策(1) 防災・防犯対策の充実

[現状と課題]

近年、国内において、台風や豪雨による風水害など、気候変動の影響等によるこれまでに経験したことのない自然災害が頻発化しています。また、高齢者などの社会的弱者を狙った特殊詐欺や悪徳商法の被害も深刻化しており、市民の安全・安心を脅かす要因が増加しています。

一方で、近所付き合いを含む住民同士のつながりの希薄化が進行し、地域における助け合いや支え合い機能が弱体化しており、防災や防犯、高齢者や子どもの見守りなどといった市民の安全・安心を守る地域活動への影響が懸念されています。

市民が安全・安心に暮らせる地域づくりには、自助・共助・公助の連携が不可欠ですが、災害時の避難行動や日頃の防犯対策、消費者被害の防止においては、特に自助と共助の重要性が大きくなります。

そのため、地域住民や町内会、自主防災組織等と協力連携しながら効果的な防災・防犯対策を推進する必要があります。

⁶ 沿線人口が多く、複数の路線が同一の経路を運行している、市内の移動の中核を担う重要な交通軸。

1 [取組方針]

- 2 ▶ 防災意識の醸成や防災訓練の充実、避難所運営体制の整備等を推進し、防災体制
3 を強化するとともに、災害時要援護者の避難支援や自主防災組織の育成・支援等
4 により、地域における防災力の強化を図ります。
- 5 ▶ 市内事業者と連携した見守り体制の構築、メール・アプリによる緊急情報の発信
6 等により、市民の安全・安心を確保します。
- 7 ▶ 出前講座や広報等による意識啓発、相談支援の充実等に取り組み、消費者支援の
8 充実を図ります。

9 [主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	災害時要援護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時要援護者の名簿や個別避難支援プランを作成する。 ▶ 要援護者名簿等の提供を通じ、要援護者を地域で支援していく体制を構築する。 ▶ 災害時要援護者支援マップシステムを運用する。 	福祉政策課
2	防災市民研修会開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織、町内会、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。 ▶ 防災に関する市民研修会を開催する。 	防災危機管理課
3	自主防災組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付する。 ▶ 防災活動に持続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動に要する経費の一部に対して助成金を交付する。 ▶ 自主防災会連絡協議会を通じて意見交換や情報共有を行い、自主防災組織相互の協力体制を構築・強化する。 ▶ 地域における防災リーダーを育成するため、自主防災組織リーダー研修会を実施する。 	防災危機管理課
4	総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を行う。 	防災危機管理課

第4章 施策の展開

5	地域の安心・安全見守り活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築する。 	福祉政策課
6	安全・安心情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没情報等の各種警戒情報（安全・安心情報）をメールや専用アプリで配信する。 ➤ 利用者の拡大を図るため、チラシの配布等を行う。 	防災危機管理課
7	消費生活相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門の相談員を配置し、悪質商法等に係る消費生活相談を行う。 	くらし交通安全課

1

基本施策（２） 住民主体による支え合いの促進

[現状と課題]

市のアンケート調査では、町内会やPTA、見守りといった地域活動への参加状況について、約半数の方が「参加・協力していない」と回答しており、地域における助け合いや支え合い機能が弱体化しています。

日常生活を送る中で直面する生活課題は、健康、医療・介護、子育て、就労などの個人やその世帯に関することから、防災・防犯、交通安全、環境、住民交流などの地域づくりに関することまで多岐にわたりますが、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境をつくるためには、多くの地域住民に、これらの生活課題を「我が事」として捉えてもらい、支え合いの輪に加わってもらうことが重要です。

そのためには、地域福祉活動への積極的な参加を促す取組を推進することで住民同士のつながりを再構築し、住民が地域の関係者と連携して地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備する必要があります。

また、地域において、住民からの相談を対象者の属性や制度の枠組みにかかわらず「丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備についても、併せて進めていく必要があります。

[取組方針]

- 町内会等の基盤強化を図り、地域福祉に関する住民参加を促進するとともに、住民の相互交流や活動の拠点となる場を設置するなど、住民主体の支え合いを促進します。
- 高齢者の見守りや民生委員・児童委員活動の充実を図り、地域住民と連携して地域生活課題を早期に把握できる体制を構築します。
- 住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する住民からの相談を包括的に受け止める場を整備します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	連合町内会連絡協議会連携事業	➤ 八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や町内会の組織強化を図る。	市民連携推進課
2	つどいの広場事業	➤ 八戸ポータルミュージアム内において「こどもはっち」を開設し、子育て親子の交流機会の提供や子育てに関する情報発信等を行う。	こども未来課

第4章 施策の展開

3	地域子育て支援センター事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の認定こども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。 	こども未来課
4	ファミリーサポートセンター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を登録・紹介する。 ▶ 提供会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するための講習会を開催する。 ▶ 会員との交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会を開催する。 	子育て支援課
5	民生委員・児童委員活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行う。 	福祉政策課
6	地域における包括的相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民に身近な圏域において、地域住民の相談を「世帯丸ごと」、「複合課題丸ごと」、「とりあえず丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備する。 	福祉政策課

1

基本施策（3）	ボランティア・NPO活動の活性化
---------	------------------

[現状と課題]

1
2
3 少子高齢化や急速な情報化の進展を背景に、個人の価値観やライフスタイルが多
4 様化し、それに伴って、近年は、地域福祉に関する市民ニーズも「画一」から「個
5 別」、「量」から「質」へと変化し、複雑化・多様化しています。

6 一方で、行政には法令の壁や公平性の原則、企業には利益性の問題があり、それ
7 ぞれが提供できるサービスには限界があります。

8 ボランティアやNPOなどは、こうした行政や企業の手が届かない隙間のニーズ
9 の受け皿として大きな役割を果たしており、現場感覚やフットワークに優れ、それ
10 ぞれの特性や専門分野において公共の一端を担っています。

11 市のアンケート調査では、住民と行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む
12 ことについて、6割を超える方が前向きに捉えており、ボランティアやNPOによ
13 る公益的活動は、市民参加の受け皿としても期待されています。

14 そのため、ボランティアやNPOが活動しやすい環境を整備し、活動の活性化を
15 図る必要があります。

[取組方針]

16
17
18 ▶ ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、団体の活動支援等を行う
19 拠点を設置します。

20 ▶ 市民活動団体等が自主的に取り組む公益的活動を支援するとともに、それら団体
21 と行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む仕組みを整備します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	八戸圏域住民活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民活動団体の拠点施設である市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営する。 ▶ 公益的な活動を行う市民活動団体に対し、打合せスペースや作業スペースを提供するとともに、市民活動に関する情報などを発信する。 	市民連携推進課
2	「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し奨励金を交付する。 	市民連携推進課
3	ボランティアセンター運営事業（民間）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座等を開催する。 ▶ ボランティア関係団体等との連絡調整を行う。 	市社会福祉協議会

基本施策（４） 暮らしやすい生活環境の整備

[現状と課題]

近年の人口減少の進行を背景として、利用者や運賃収入の減少、乗務員の担い手不足など、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化中、市民の円滑な移動を支える公共交通サービスの維持・確保が難しくなっています。

一方で、高齢ドライバーの運転免許自主返納件数が増加するなど、今後も高齢者や障がい者等の「交通弱者」の増加が見込まれています。これらの「交通弱者」については、自由に外出できなくなると自宅に閉じこもりがちになり、身体機能や認知機能の低下など健康状態への悪影響が懸念されることから、移動手段の確保及び歩道や公共施設などの公共空間のバリアフリー化は重要な課題です。

また、高齢者や障がい者が日常生活の中で感じる困難には、周囲の市民の理解や関心の低さに起因するものが少なくありません。そのため、市民一人ひとりが、当事者が感じている不便や不自由について正しく理解し、意識や行動の見直しにつながるような働きかけも必要です。

[取組方針]

- 交通事業者等と協力・連携し、バス路線を維持するとともに、コミュニティバスやコミュニティタクシーを運行し、市民の移動手段を確保します。
- 歩道の拡幅や段差解消など、公共空間のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者や障がい者への理解や配慮、思いやりについて、様々な機会や手段を活用して市民の意識啓発を図ります。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	生活交通路線の確保	➢ 市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。	運輸管理課 都市政策課
2	南郷コミュニティバス運行事業	➢ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	南郷事務所 都市政策課
3	南郷コミュニティタクシー運行事業	➢ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。	南郷事務所 都市政策課

4	心のバリアフリー推進事業	<p>➤ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。</p>	福祉政策課
---	--------------	---	-------

1

基本目標 4 思いやりの心と人づくり

【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
65歳未満の民生委員・児童委員の割合	29.5%	25.1%	25.1%
中学生・高校生のボランティア活動実績人数	2,034人	270人	2,100人
ほっとサロン、三世代交流会の参加人数	18,036人	6,407人	18,030人

基本施策（1） 担い手の育成・支援

[現状と課題]

地域福祉活動は、町内会や民生委員・児童委員、各地区社会福祉協議会などがその中心的な役割を担ってきました。また、近年では、ボランティアやNPOなどが多様な公益的活動を展開しており、福祉ニーズの重要な受け皿となっています。

一方で、これらの活動の担い手不足が深刻な課題となっており、とりわけ、若い現役世代からの十分な参加・協力が得られていないのが現状です。

これによって、活動の担い手の固定化や高齢化といった問題が生じており、そのことが若い世代の参加をさらに遠ざけるという悪循環につながり、活動のマンネリ化や柔軟性・機動性の欠如につながっているとの指摘があります。

こうしたことから、様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する市民一人ひとりの意識・関心を高め、主体的に活動に関わる人材を育成するとともに、地域福祉活動を牽引するリーダーの養成・支援に取り組む必要があります。

[取組方針]

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動及び運営を支援し、地域福祉活動を担う人材・団体の活動環境を整備します。
- 研修会や講座等の開催を通じて、地域福祉活動を牽引する地域のリーダーを養成するとともに、その活動を支援します。

1 [主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。 	福祉政策課
2	民生委員児童委員研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員児童委員児童委員研修大会のほか、新任委員向けの研修、中堅民生委員向けの研修を開催する。 	福祉政策課
3	ハチカフェ オフサイトミーティング事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対話を通じて、若者の地元への愛着心の醸成やまちづくりへの参画を促進するとともに、将来の担い手となる人材育成及び発掘へつなげるため、市民参加型のワークショップや意見交換会等を開催する。 	市民連携推進課
4	認知症サポーター養成・活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症サポーター養成講座を開催する。 ▶ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を実施する。 ▶ 認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。 	高齢福祉課
5	ゲートキーパー養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成し、一般市民等、幅広く自殺対策を支える人材を育成する。 	健康づくり推進課

2

基本施策（2） 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

[現状と課題]

市のアンケート調査では、地域活動やボランティア活動について、39歳以下の若い世代の約6割が、「特に参加・協力はしていない」と回答しています。

地域福祉の推進には、何より、住民の主体的なまちづくりへの参画が重要であり、市民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、自分の住むまちに興味を持ち、住民同士の支え合いについて理解する必要があります。また、「支え手（支える側）」と「受け手（支えられる側）」は固定した関係ではなく、その時の状況や場面に応じて、相互に支え合う関係であることも認識する必要があります。

市では、これまでも、福祉体験学習の実施や中学生・高校生のボランティア参加の促進など、次世代を担う青少年の福祉意識の醸成に取り組んできましたが、十分な効果が得られていないのが現状です。

今後、地域福祉の担い手の裾野を広げるためには、効果的な福祉教育の在り方について検討するとともに、市民が地域における支え合いの輪に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

[取組方針]

- 学齢期からの継続的・効果的な福祉教育、寄附や募金の推進、広報の充実等に取り組む、地域福祉に関する意識醸成と関心の喚起を図ります。
- 学校や関係団体と連携し、小・中・高校生に、様々な分野のボランティア活動への参加機会を創出します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	心のバリアフリー推進事業【再掲】	➢ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課
2	ボランティア推進校事業（民間）	➢ 地域での具体的な活動体験を通して、思いやりの心やお互いに助け合う力を育むとともに、家庭や社会への啓発を図るため、小・中・高等学校を対象にボランティア推進校を公募し、ボランティア活動に係る助成金を交付する。	市社会福祉協議会

3	共同募金活動の推進	▶ 八戸市社会福祉協議会との連携により共同募金活動を推進し、寄附による社会福祉貢献への関心を喚起する。	福祉政策課
4	青少年の地域活動の推進事業	▶ ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中・高生のボランティア登録を行い、各種団体等からの依頼に応じてボランティアの派遣を調整する。	教育指導課

基本施策（3）	世代間交流の促進
----------------	-----------------

1
2 [現状と課題]

3 核家族化が進み、地域住民のつながりが希薄になってきたことで、子どもが家族
4 以外の人と日常的に交流する機会が減り、多様な価値観やそれぞれの「違い」を
5 知ったり、理解したりする機会が失われています。

6 子どもが様々な世代の人と触れ合うことは、異なる価値観や考え方との出会いで
7 あり、それらとの関わりを通して、他者への説明、自分と他人の比較、感情のコン
8 トロールなどの社会的なスキルを身に付けることにつながるとともに、他者への思
9 いやりや感謝の感情を培う貴重な機会になると考えられます。

10 その中でも、高齢者が持つ様々な知恵や技術、ノウハウ等に触れることは、子ど
11 もの視野や価値観を広げ、将来、地域で活躍できる高い対応力を持った人材の育成
12 につながることが期待されます。

13 そのため、子どもが高齢者等の異なる世代と気軽に交流できる機会を創出する必
14 要があります。

15
16 [取組方針]

17 ▶ 遊びや季節行事、伝統的な民俗芸能等を通じ、子どもから高齢者まで幅広い世代
18 が交流できる機会を創出します。

19
20 [主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	ほっとサロン・三世代交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを各地区で開催する。 ▶ 三世代交流運動会、昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを各地区で開催する。 	高齢福祉課
2	地域伝統芸能の後継者養成への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。 	社会教育課

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

■ 第5章 計画の推進

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- 1 協働による計画の推進（役割分担）
- 2 計画の周知
- 3 計画の進行管理

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

第5章 計画の推進

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進（役割分担）

第4期計画では、市民、事業者、社会福祉活動団体及び行政が、互いを尊重しながら連携し、以下に掲げるそれぞれの役割を認識した上で出来ることを積み重ね、協働して基本理念に示した地域づくりの実現を目指します。

（1）市民の役割

地域福祉の主役は、言うまでもなく、そこに暮らす市民一人ひとりです。

自分たちが住む場所を安全・安心な暮らしやすい地域にしていくためには、それぞれが地域を支える一員である意識を持ち、地域で起きている出来事や問題に関心を持つことが重要です。

市民は、町内会やボランティア等の地域福祉活動への積極的な参加、寄附や募金等を通じた社会福祉貢献など、様々な方法かつ可能な範囲で支え合いの輪に加わり、地域福祉の担い手となることが期待されます。

また、地域における課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉える意識が求められており、日頃から、挨拶や声掛け等を通じて顔見知りの関係を築き、地域の中で困りごとを抱える人や家庭を把握した際には、他の地域住民や事業者、社会福祉活動団体等と連携して、主体的にその課題の解決を図っていくことも期待されます。

（2）事業者の役割

福祉サービス事業者は、常に利用者の声を聞きながらサービスの見直し・改善に取り組み、質の高いサービスを継続的に提供するとともに、保健・医療などの関連サービスと有機的な連携を図り、これを総合的に提供することで、利用者の権利と尊厳を守り、その人の自分らしい暮らしを支える役割があります。

また一方で、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会等の他の主体との連携を図りながら、地域住民への施設開放や地域行事への参加などを通じ、地域の一員として地域福祉の推進に貢献することも期待されます。

とりわけ、社会福祉法人においては、これまでに培ってきた専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、特定の社会福祉事業の領域にとどまらず、既存の制度や市場原理では満たされない福祉ニーズについても率先して対応していくことが求められており、地域における包括的な相談支援体制づくりについても積極的に貢献していくことが期待されています。

その他、福祉サービス事業者以外の民間事業者においても、地域社会を構成する一員であることを自覚した上で、高齢者や障がい者などが安心して生活を営む

1 ことができるよう支援に努めるとともに、従業員とその家族の健康増進及び地域
2 活動のための職場環境の整備に努めることが求められます。

4 (3) 社会福祉活動団体の役割

5 基本的な福祉ニーズに対しては、公的な福祉サービスで対応することが原則で
6 すが、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけで対応し解
7 決を図ることは、現実的には難しいのが現状です。

8 町内会や自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO
9 法人、各種ボランティア団体等の社会福祉に関わる活動を行う団体は、それぞ
10 の特性を活かした活動の実践を通して地域の生活課題の把握に努め、公的な福祉
11 サービスの届かないような困りごとにも、他の団体や地域住民、事業者等と
12 協力・連携しながら柔軟に対応することが期待されます。

13 また、専門的な支援が必要なケースについては、適切な支援機関への橋渡し役
14 としての役割も期待されます。

16 (4) 行政の役割

17 もとより市は、法や各種制度に基づき、様々な分野の施策を効率的・効果的か
18 つ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供することで、市民の福祉の
19 向上を図る責務があります。

20 そのため、市民や社会福祉活動団体、事業者、社会福祉協議会等の活動支援、
21 これら関係者とのネットワーク構築、地域福祉の担い手育成等に積極的に取り組
22 み、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、関係機関と連携して必要な福祉
23 サービスを提供します。

24 また、分野ごとの縦割りの制度では解決できない課題や地域における支え合い
25 機能の弱体化、社会的排除などの諸課題に対応するため、地域住民等が主体的に
26 地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や多機関協働によ
27 る包括的な支援体制の整備に取り組む必要があります。

28 さらに、様々な生活課題を抱え、就労や活躍の場、住居等の確保が困難な市
29 民の自立に向け、福祉以外の分野とも幅広く連携し、分野横断的な支援を展開し
30 ます。

2 計画の周知

地域福祉の推進には、市民、事業者、社会福祉活動団体、行政といった計画に関係する全ての個人・団体が、本計画に掲げる基本理念や基本目標を共有し、それを実現するための取組について、共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙やホームページなどの媒体に加え、各種講演会や研修会などの様々な機会を通じて、本計画を広く市民に周知し、その普及に努めます。

3 計画の進行管理

本計画を実効性あるものとして着実に推進していくため、事業の実施状況を正しく把握するとともに、定期的に基本目標の達成状況を測り、適切に進行管理を行います。

(1) 実施状況の把握及び評価指標の設定

計画に登載した施策やそれに基づいて実施する個別事業については、事業所管課や実施主体と連携し、実施状況を正確かつ確実に把握します。

また、基本目標ごとに、その達成状況を測るための目安となる評価指標を設定し、目標達成までのプロセスを可視化します。

(2) 点検及び評価

施策や個別事業の実施状況並びに評価指標の状況については、毎年度、市民や有識者、福祉・健康医療関係者等で構成する八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会に報告し、点検及び評価を行います。

(3) 事業の見直し等

点検及び評価における意見を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

(4) 公表

本計画の進行管理の状況は、市の広報紙やホームページなどで公表します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

■ 参考資料

18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

- 1 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果
- 2 策定経過
- 3 健康福祉審議会社会福祉専門分科会委員名簿
- 4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例
- 5 健康福祉審議会規則

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

参考資料

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

1 参考資料

1 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果

(1) 調査の目的

市民の皆様との地域との関わりや福祉に関する意識、普段の生活における困りごとなど、地域福祉に関する現在の実態を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするため実施するもの。

(2) 調査の内容

- 地域との関わりについて (問1～問11)
- 地域活動やボランティア活動について (問12～問13)
- 生活課題について (問14～問17)
- その他福祉全般について (問18～問20)

(3) 調査の設計

調査地域	市内全域
調査対象	・18歳以上75歳以下の市民 1,889人 (住民基本台帳から無作為抽出) ・市政モニター 111人 計 2,000人
調査期間	令和3年(2021年)1月8日～令和3年(2021年)1月29日
調査方法	郵送による配付・回収

(4) 回収結果

配付数	有効回収数	回収率
2,000件	1,107件	55.3%

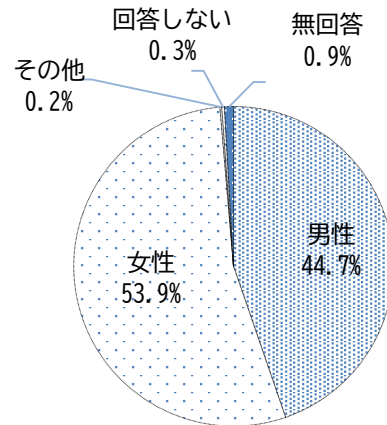
(5) 集計結果の表示等

- ✓ 集計結果の構成比率(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ✓ 各設問中、今回のアンケートで新たに追加した選択肢については、表中のH27「回答数」の欄を斜線としています。
- ✓ 今回のアンケートで新設した設問は、令和2年度分の集計のみ掲載しています。

1 (6) 回答者の属性

2 ■性別

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	男性	495	44.7%
2	女性	597	53.9%
3	その他	2	0.2%
4	回答しない	3	0.3%
3	無回答	10	0.9%
合計		1,107	100.0%



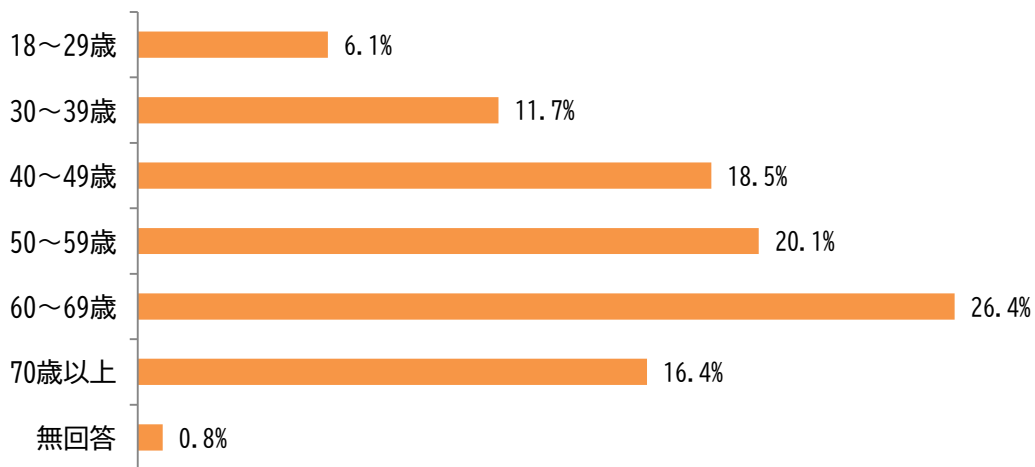
3

4

5 ■年齢構成

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	18～29歳	68	6.1%
2	30～39歳	129	11.7%
3	40～49歳	205	18.5%
4	50～59歳	222	20.1%
5	60～69歳	292	26.4%
6	70歳以上	182	16.4%
7	無回答	9	0.8%
合計		1,107	100.0%

6

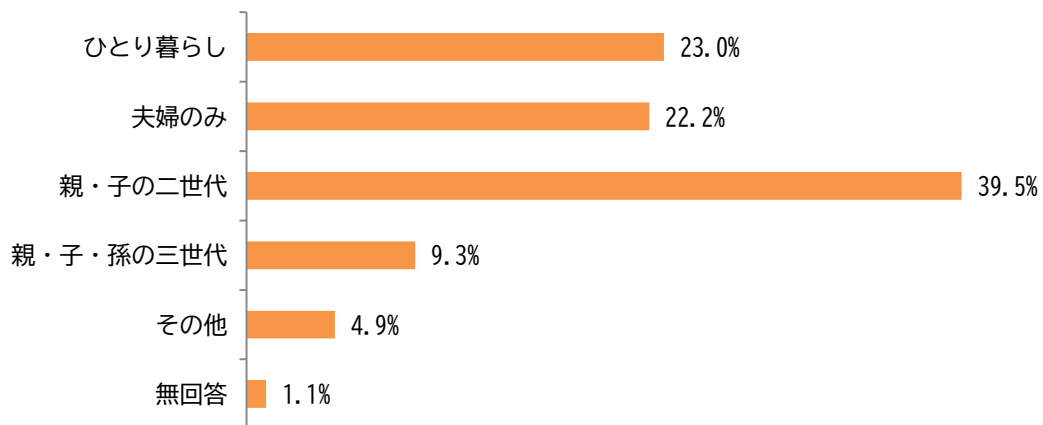


7

1 ■家族構成

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	ひとり暮らし	255	23.0%
2	夫婦のみ	246	22.2%
3	親・子の二世帯	437	39.5%
4	親・子・孫の三世帯	103	9.3%
5	その他	54	4.9%
6	無回答	12	1.1%
合計		1,107	100.0%

2

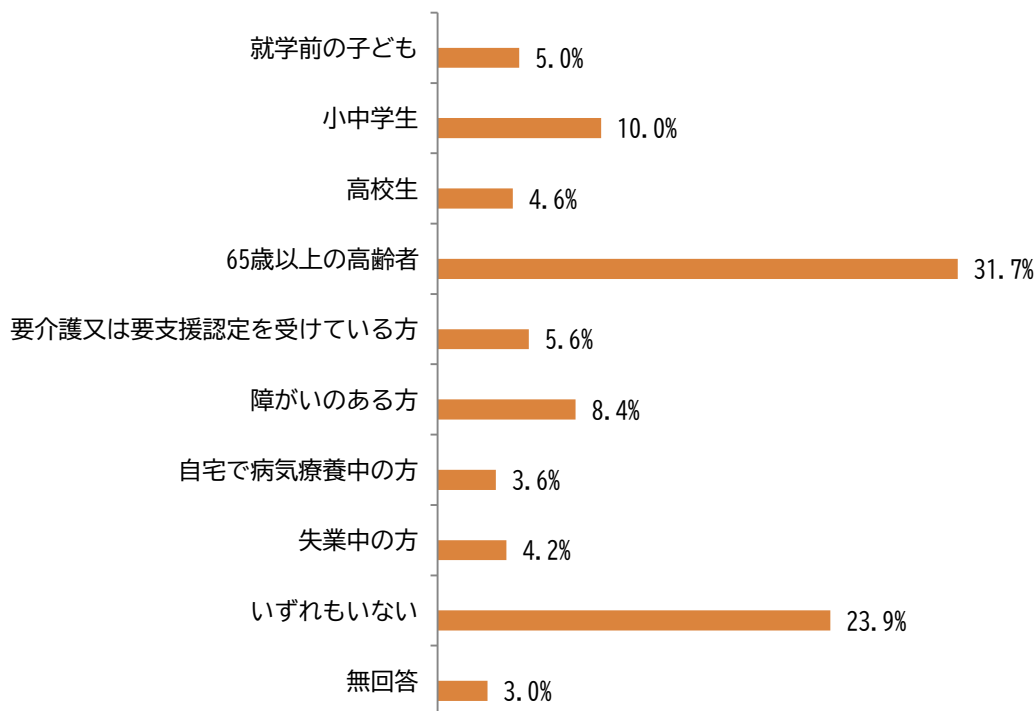


3

1 ■同居家族の状況（あてはまるもの全て）

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 就学前の子ども	77	5.0%
2 小中学生	154	10.0%
3 高校生	71	4.6%
4 65歳以上の高齢者	490	31.7%
5 要介護又は要支援認定を受けている方	86	5.6%
6 障がいのある方	130	8.4%
7 自宅で病気療養中の方	55	3.6%
8 失業中の方	65	4.2%
9 いずれもない	370	23.9%
10 無回答	47	3.0%
合計	1,545	100.0%

2
3



1 (7) 調査結果

2

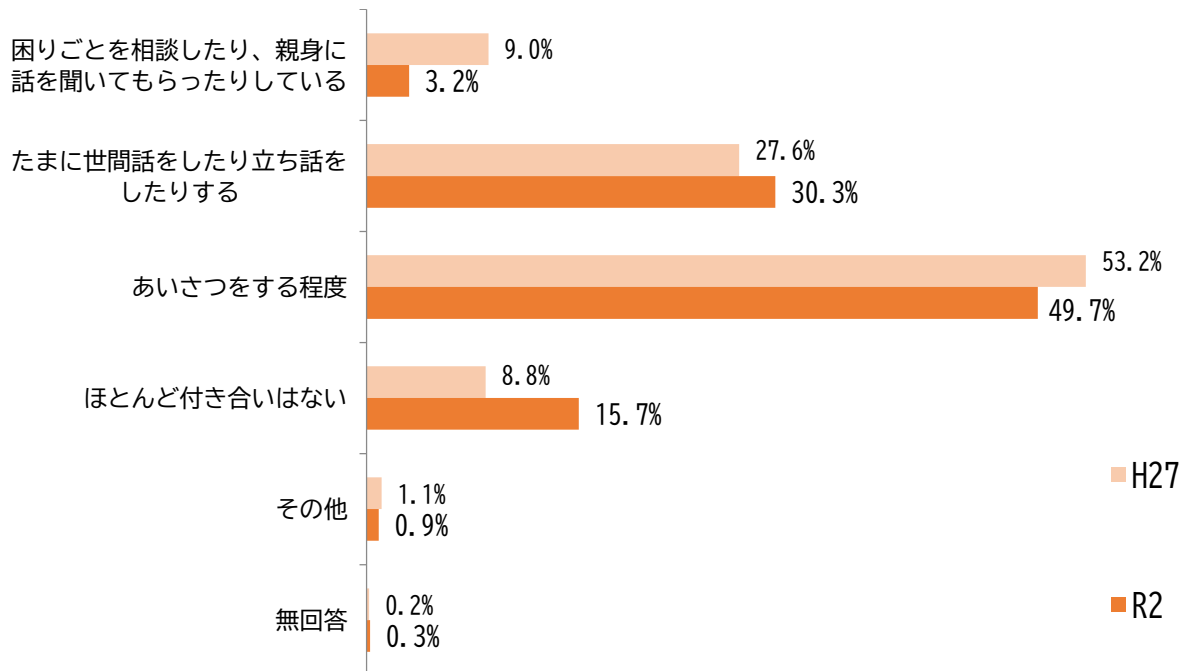
問1) ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つ選ぶ)

3

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 困りごとを相談したり、親身に話を聞いてもらったりしている	89	9.0%	35	3.2%
2 たまに世間話をしたり立ち話をしたりする	272	27.6%	335	30.3%
3 あいさつをする程度	525	53.2%	550	49.7%
4 ほとんど付き合いはない	87	8.8%	174	15.7%
5 その他	11	1.1%	10	0.9%
6 無回答	2	0.2%	3	0.3%
合計	986	100.0%	1,107	100.0%

4

5



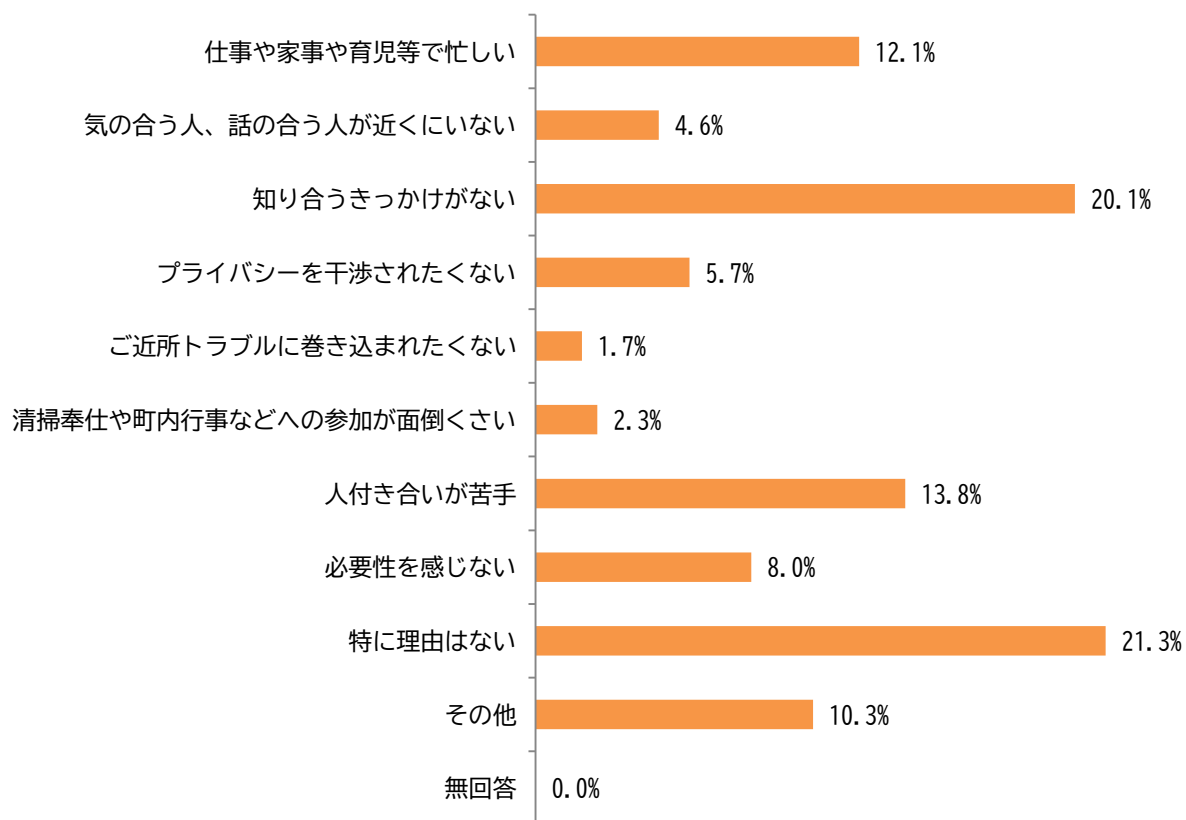
問2) 近所付き合いがない理由

(問1で「4 ほとんど付き合いはない」を選択し方のみ1つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児等で忙しい	21	12.1%
2 気の合う人、話の合う人が近くにいない	8	4.6%
3 知り合うきっかけがない	35	20.1%
4 プライバシーを干渉されたくない	10	5.7%
5 ご近所トラブルに巻き込まれたくない	3	1.7%
6 清掃奉仕や町内行事などへの参加が面倒くさい	4	2.3%
7 人付き合いが苦手	24	13.8%
8 必要性を感じない	14	8.0%
9 特に理由はない	37	21.3%
10 その他	18	10.3%
11 無回答	0	0.0%
合計	174	100.0%

2



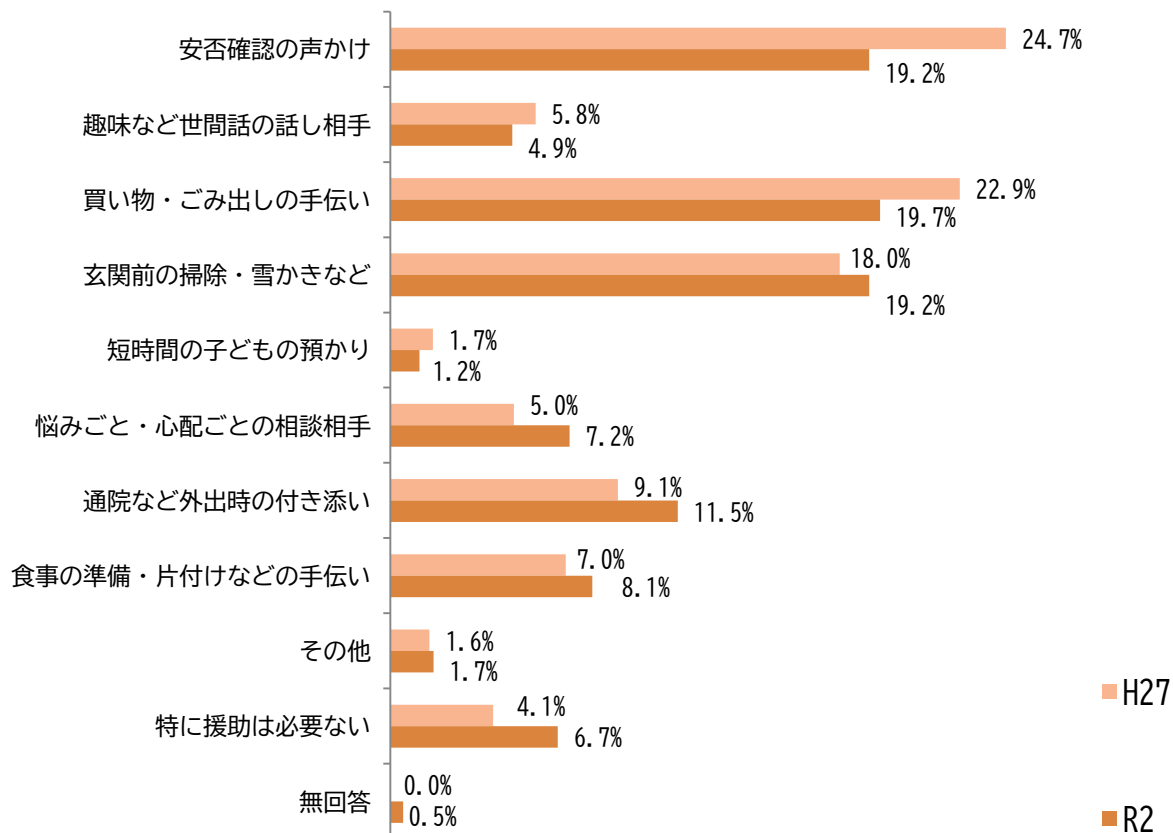
3

問3) 日常生活が不自由になったとき(高齢・病気・ケガなど)、地域でどのような援助をしてほしいと思いますか。(3つまで)

1

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	533	24.7%	443	19.2%
2 趣味など世間話の話し相手	126	5.8%	113	4.9%
3 買い物・ごみ出しの手伝い	493	22.9%	453	19.7%
4 玄関前の掃除・雪かきなど	389	18.0%	443	19.2%
5 短時間の子どもの預かり	37	1.7%	27	1.2%
6 悩みごと・心配ごとの相談相手	107	5.0%	166	7.2%
7 通院など外出時の付き添い	197	9.1%	266	11.5%
8 食事の準備・片付けなどの手伝い	152	7.0%	187	8.1%
9 その他	34	1.6%	40	1.7%
10 特に援助は必要ない	89	4.1%	155	6.7%
11 無回答	0	0.0%	12	0.5%
合計	2,157	100.0%	2,305	100.0%

2



問4) 地域の高齢者や障がい者、子育てなどで困っている人に対して、日常であな
たができることはなんですか。(3つまで)

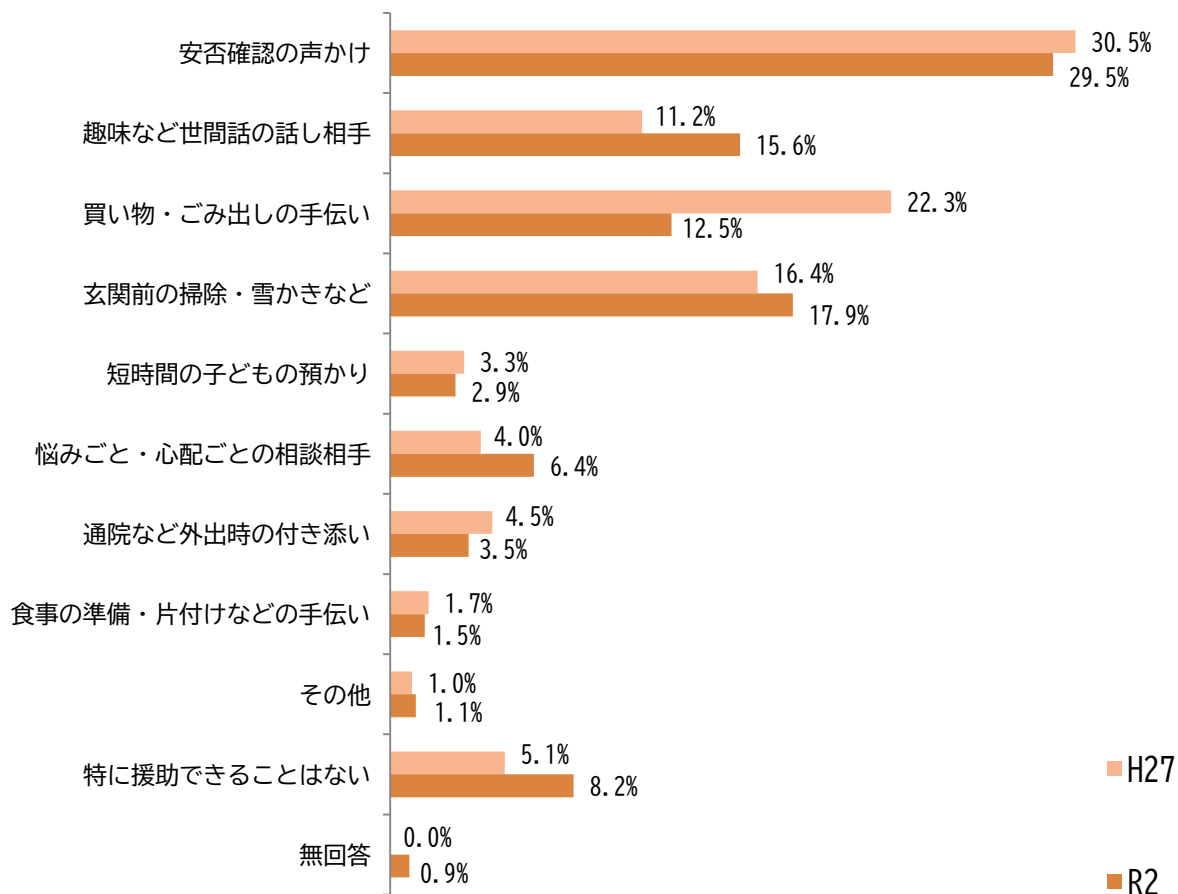
1

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	658	30.5%	650	29.5%
2 趣味など世間話の話し相手	242	11.2%	343	15.6%
3 買い物・ごみ出しの手伝い	481	22.3%	276	12.5%
4 玄関前の掃除・雪かきなど	353	16.4%	395	17.9%
5 短時間の子どもの預かり	71	3.3%	64	2.9%
6 悩みごと・心配ごとの相談相手	87	4.0%	141	6.4%
7 通院など外出時の付き添い	98	4.5%	77	3.5%
8 食事の準備・片付けなどの手伝い	37	1.7%	34	1.5%
9 その他	21	1.0%	25	1.1%
10 特に援助できることはない	110	5.1%	180	8.2%
11 無回答	0	0.0%	19	0.9%
合計	2,158	100.0%	2,204	100.0%

2

3

4

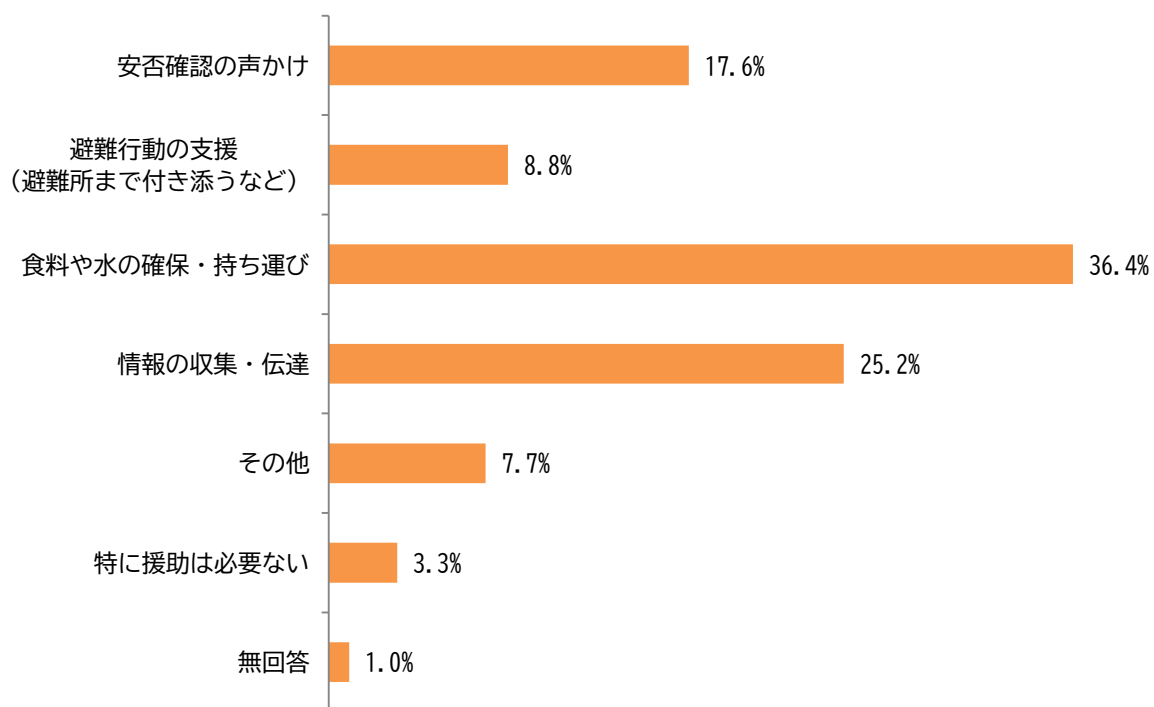


問5) 地震や津波、洪水などの災害が発生した際に、どのような援助をしてほしい
 と思いますか。(1つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	195	17.6%
2 避難行動の支援（避難所まで付き添うなど）	97	8.8%
3 食料や水の確保・持ち運び	403	36.4%
4 情報の収集・伝達	279	25.2%
5 その他	85	7.7%
6 特に援助は必要ない	37	3.3%
7 無回答	11	1.0%
合計	1,107	100.0%

2



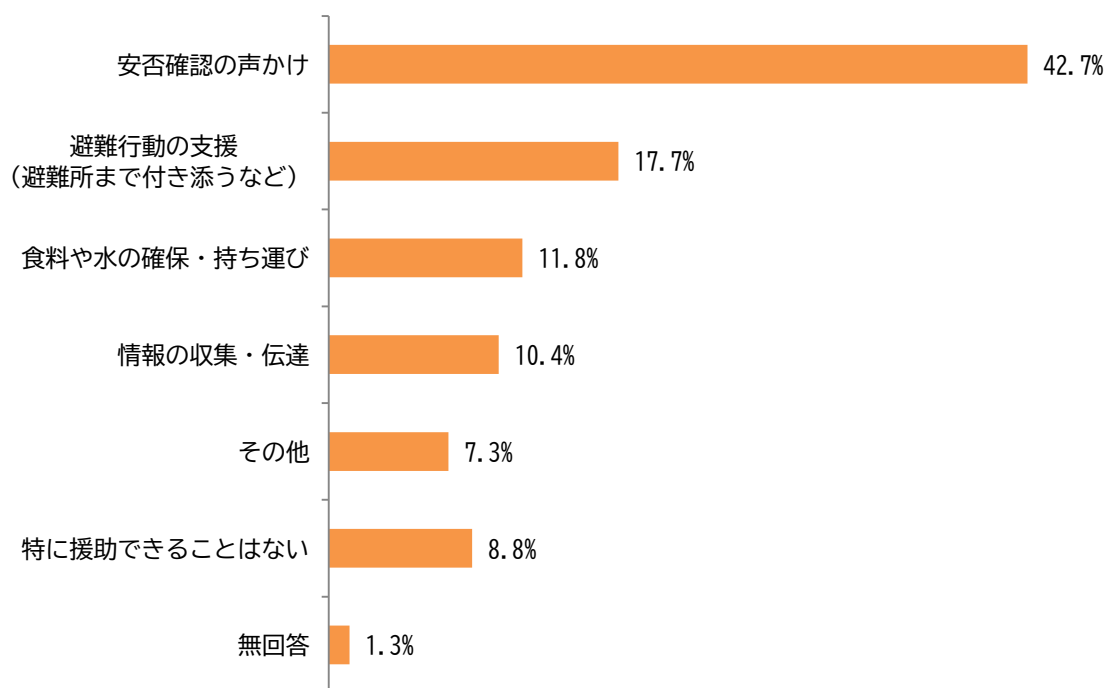
3

問6) 地震や津波、洪水などの災害が発生した際に、隣近所の援助が必要な人に対して、あなたができることは何ですか。(1つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 安否確認の声かけ	473	42.7%
2 避難行動の支援（避難所まで付き添うなど）	196	17.7%
3 食料や水の確保・持ち運び	131	11.8%
4 情報の収集・伝達	115	10.4%
5 その他	81	7.3%
6 特に援助できることはない	97	8.8%
7 無回答	14	1.3%
合計	1,107	100.0%

2



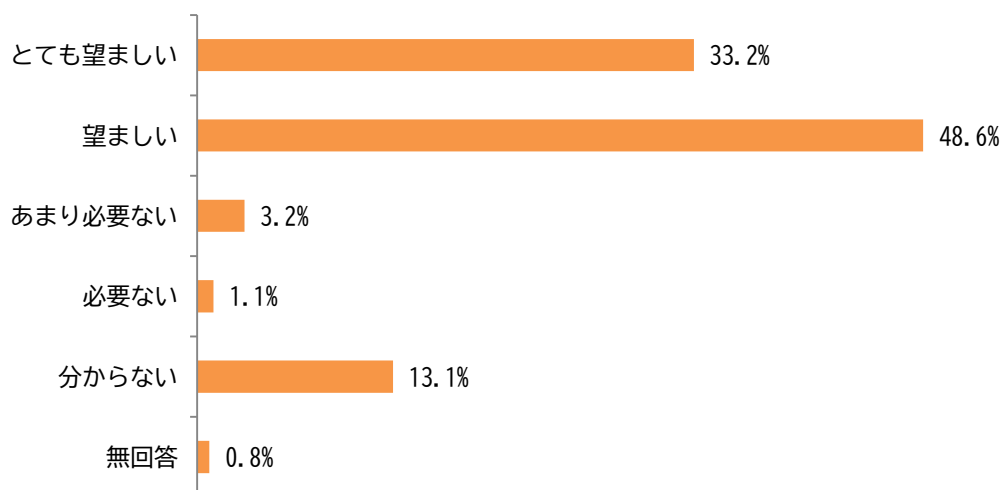
3

問7) 地域での支え合いを広めていくことは、行政の手が届かない生活課題などの解決にもつながるものと考えられますが、地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり、お互いに支え合いながら地域福祉を進めていくことについて、どのように思いますか。(1つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 とても望ましい	368	33.2%
2 望ましい	538	48.6%
3 あまり必要ない	35	3.2%
4 必要ない	12	1.1%
5 分からない	145	13.1%
6 無回答	9	0.8%
合計	1,107	100.0%

2



3

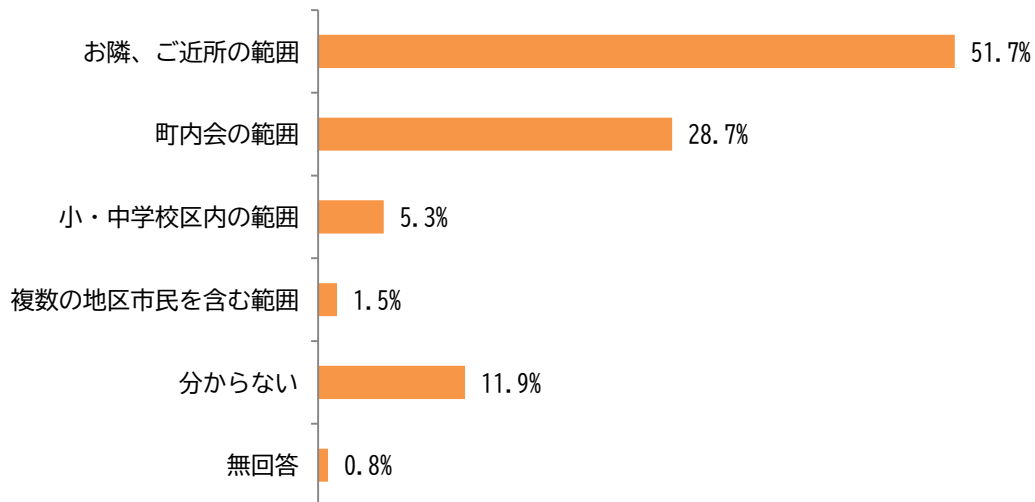
4

問8) 住民同士の支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」は、どの範囲ですか。(1つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 お隣、ご近所の範囲	572	51.7%
2 町内会の範囲	318	28.7%
3 小・中学校区内の範囲	59	5.3%
4 複数の地区市民を含む範囲	17	1.5%
5 分からない	132	11.9%
6 無回答	9	0.8%
合計	1,107	100.0%

2



3

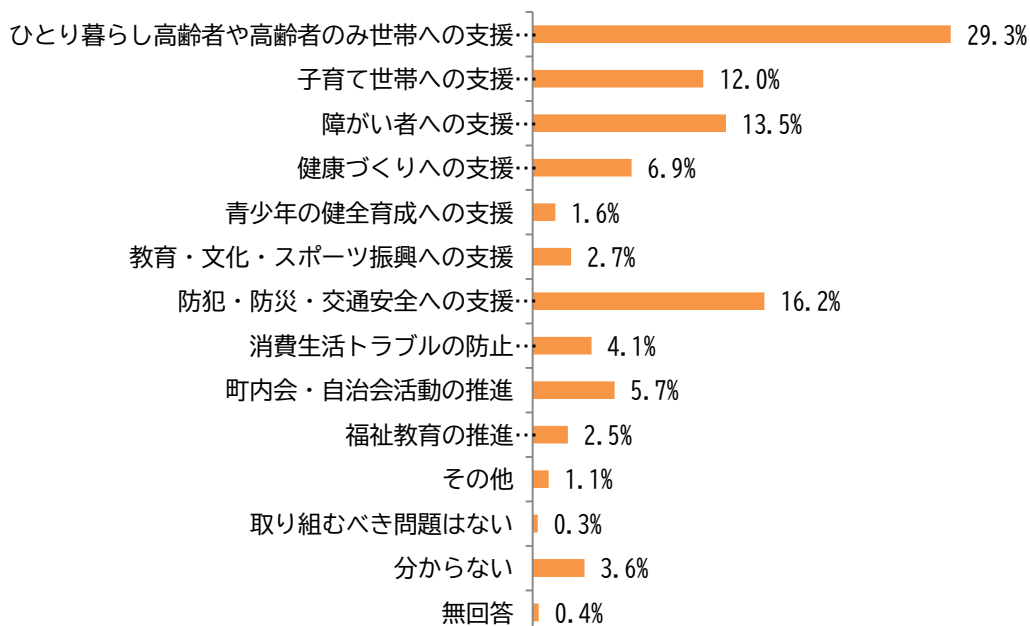
4

問9) 地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要だと思うこと（3つまで）

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援 (見守り・安否確認など)	762	29.3%
2 子育て世帯への支援 (悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など)	311	12.0%
3 障がい者への支援(見守り・安否確認など)	352	13.5%
4 健康づくりへの支援(疾病予防など)	180	6.9%
5 青少年の健全育成への支援	41	1.6%
6 教育・文化・スポーツ振興への支援	70	2.7%
7 防犯・防災・交通安全への支援 (防犯パトロール、自主防災組織づくりなど)	422	16.2%
8 消費生活トラブルの防止 (情報提供や地域への声かけなど)	107	4.1%
9 町内会・自治会活動の推進	149	5.7%
10 福祉教育の推進 (小・中学校の学習活動への協力など)	64	2.5%
11 その他	29	1.1%
12 取り組むべき問題はない	9	0.3%
13 分からない	94	3.6%
14 無回答	11	0.4%
合計	2,601	100.0%

2
3



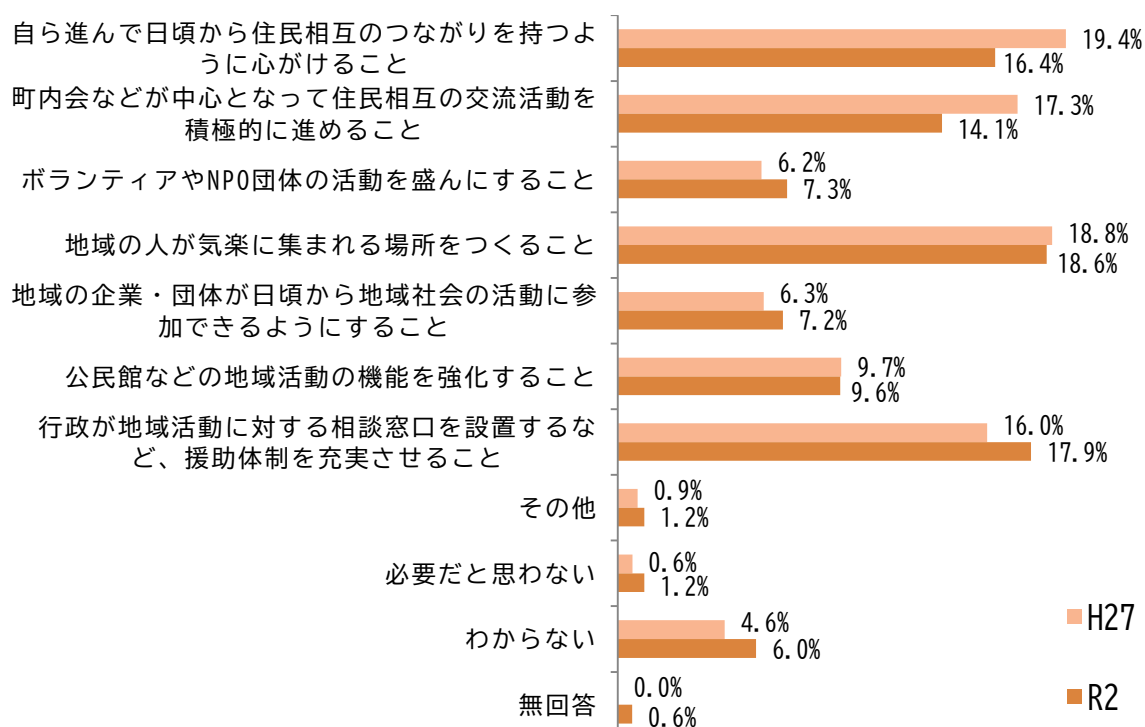
問 10) 地域社会の問題に対して、住民がお互いに協力していくためには、どんなことが必要だと考えますか。(3つまで)

1

選択肢		H27		R2	
		回答数	全体比	回答数	全体比
1	自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つように心がけること	427	19.4%	368	16.4%
2	町内会などが中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること	381	17.3%	316	14.1%
3	ボランティアやNPO団体の活動を盛んにすること	137	6.2%	165	7.3%
4	地域の人が気楽に集まれる場所をつくること	414	18.8%	418	18.6%
5	地域の企業・団体が日頃から地域社会の活動に参加できるようにすること	139	6.3%	161	7.2%
6	公民館などの地域活動の機能を強化すること	213	9.7%	217	9.6%
7	行政が地域活動に対する相談窓口を設置するなど、援助体制を充実させること	352	16.0%	403	17.9%
8	その他	19	0.9%	26	1.2%
9	必要だと思わない	14	0.6%	26	1.2%
10	わからない	102	4.6%	135	6.0%
11	無回答	0	0.0%	14	0.6%
合計		2,198	100.0%	2,249	100.0%

2

3

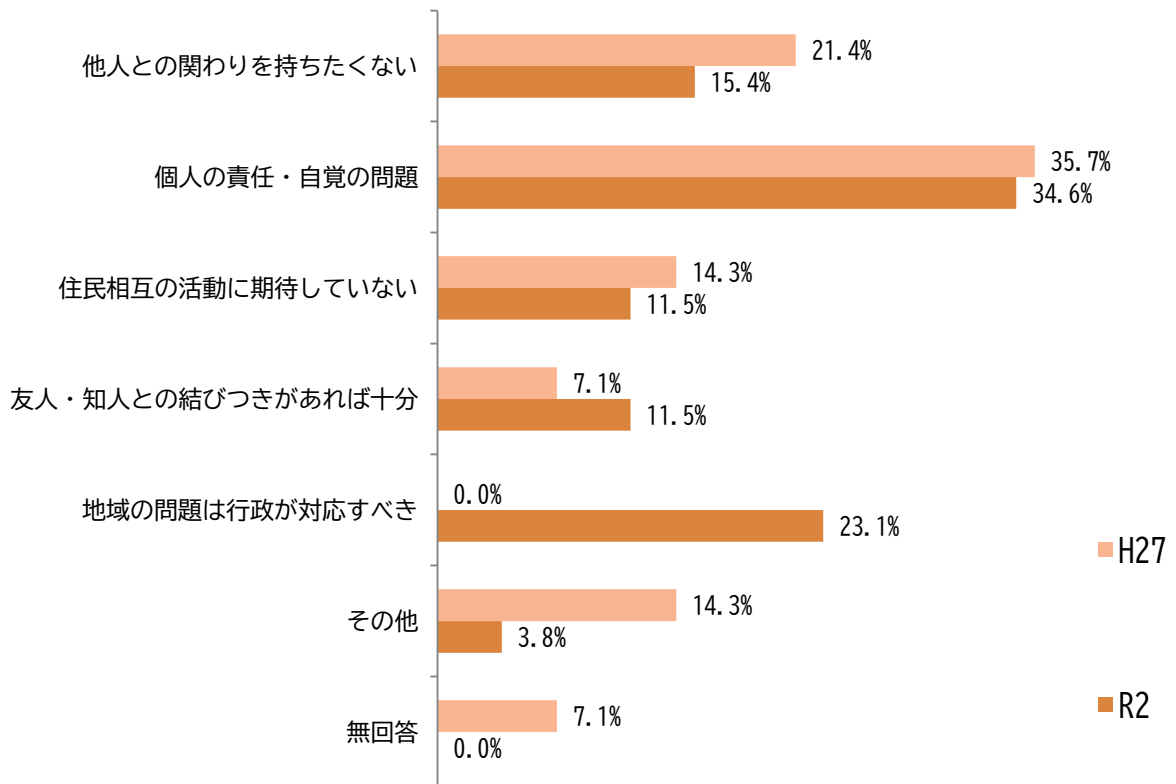


問 11) 問 10 で「9 必要だと思わない」と回答した理由（1つ選ぶ）

1

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 他人との関わりを持ちたくない	3	21.4%	4	15.4%
2 個人の責任・自覚の問題	5	35.7%	9	34.6%
3 住民相互の活動に期待していない	2	14.3%	3	11.5%
4 友人・知人との結びつきがあれば十分	1	7.1%	3	11.5%
5 地域の問題は行政が対応すべき	0	0.0%	6	23.1%
6 その他	2	14.3%	1	3.8%
7 無回答	1	7.1%	0	0.0%
合計	14	100.0%	26	100.0%

2



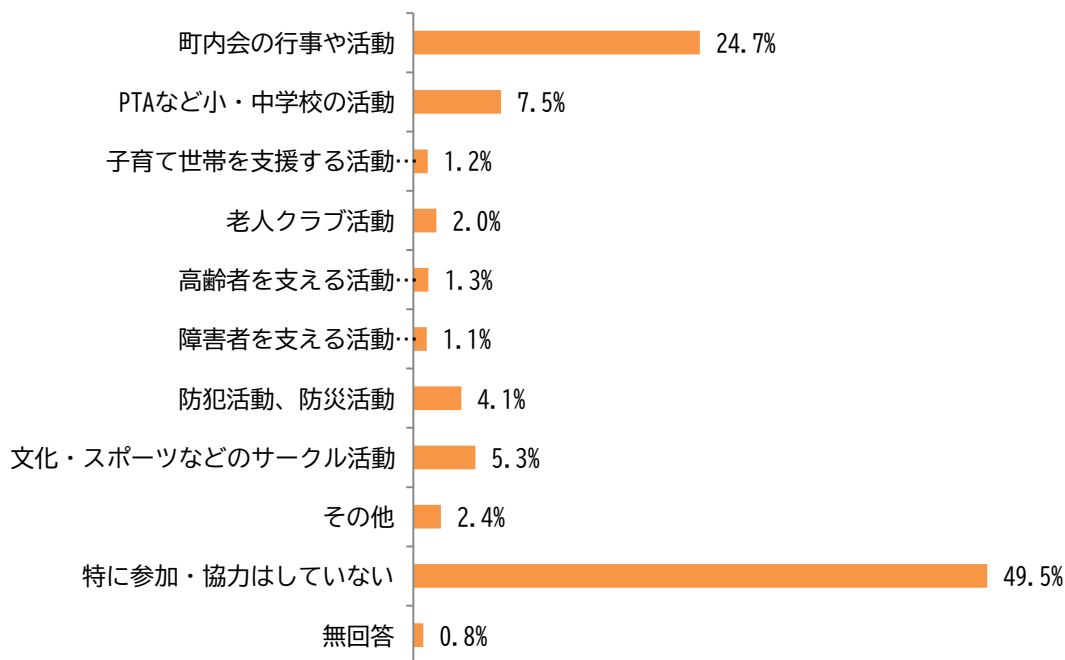
3

問 12) あなたは、地域のどのような活動に参加したり、協力したりしていますか。
(あてはまるもの全て)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 町内会の行事や活動	324	24.7%
2 PTAなど小・中学校の活動	99	7.5%
3 子育てサークルや子育てサロンなど、 子育て世帯を支援する活動	16	1.2%
4 老人クラブ活動	26	2.0%
5 高齢者の見守りや配食、サロンなど、 高齢者を支える活動	17	1.3%
6 障害者の見守りなど、障害者を支える活動	15	1.1%
7 防犯活動、防災活動	54	4.1%
8 文化・スポーツなどのサークル活動	70	5.3%
9 その他	31	2.4%
10 特に参加・協力はしていない	649	49.5%
11 無回答	11	0.8%
合計	1312	100.0%

2



3

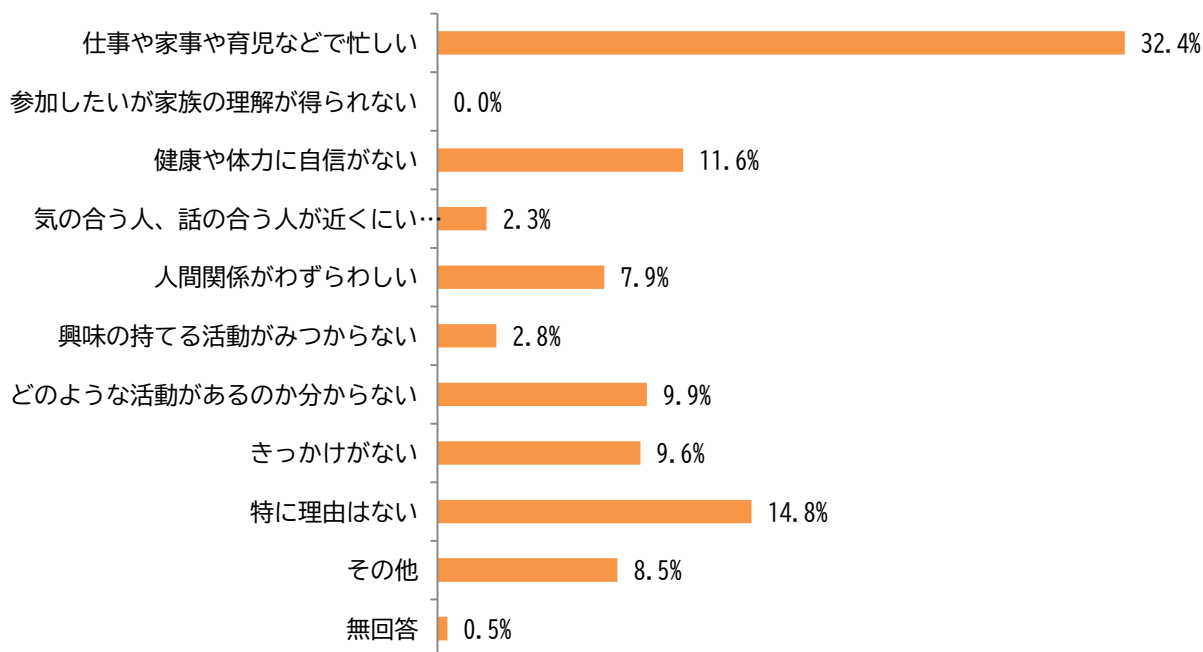
問 13) 地域の活動に参加していない理由

(問 12 で「10 特に参加・協力はしていない」を選択した方のみ 1 つ選ぶ)

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 仕事や家事や育児などで忙しい	210	32.4%
2 参加したいが家族の理解が得られない	0	0.0%
3 健康や体力に自信がない	75	11.6%
4 気の合う人、話の合う人が近くにいない	15	2.3%
5 人間関係がわずらわしい	51	7.9%
6 興味の持てる活動が見つからない	18	2.8%
7 どのような活動があるのか分からない	64	9.9%
8 きっかけがない	62	9.6%
9 特に理由はない	96	14.8%
10 その他	55	8.5%
11 無回答	3	0.5%
合計	649	100.0%

2



3

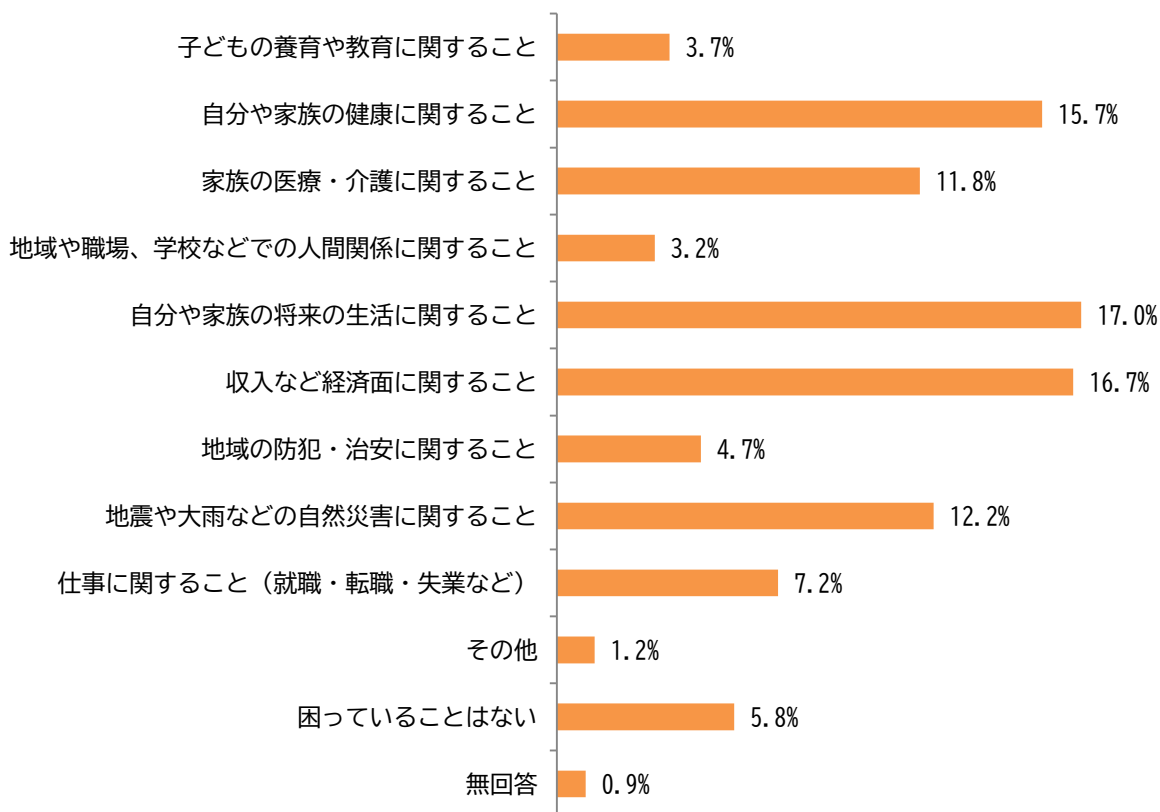
問 14) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていること
がありますか。（あてはまるもの全て）

1

選択肢	R2	
	回答数	全体比
1 子どもの養育や教育に関すること	98	3.7%
2 自分や家族の健康に関すること	421	15.7%
3 家族の医療・介護に関すること	315	11.8%
4 地域や職場、学校などでの人間関係に関すること	85	3.2%
5 自分や家族の将来の生活に関すること	455	17.0%
6 収入など経済面に関すること	448	16.7%
7 地域の防犯・治安に関すること	125	4.7%
8 地震や大雨などの自然災害に関すること	327	12.2%
9 仕事に関すること（就職・転職・失業など）	192	7.2%
10 その他	33	1.2%
11 困っていることはない	154	5.8%
12 無回答	25	0.9%
合計	2,678	100.0%

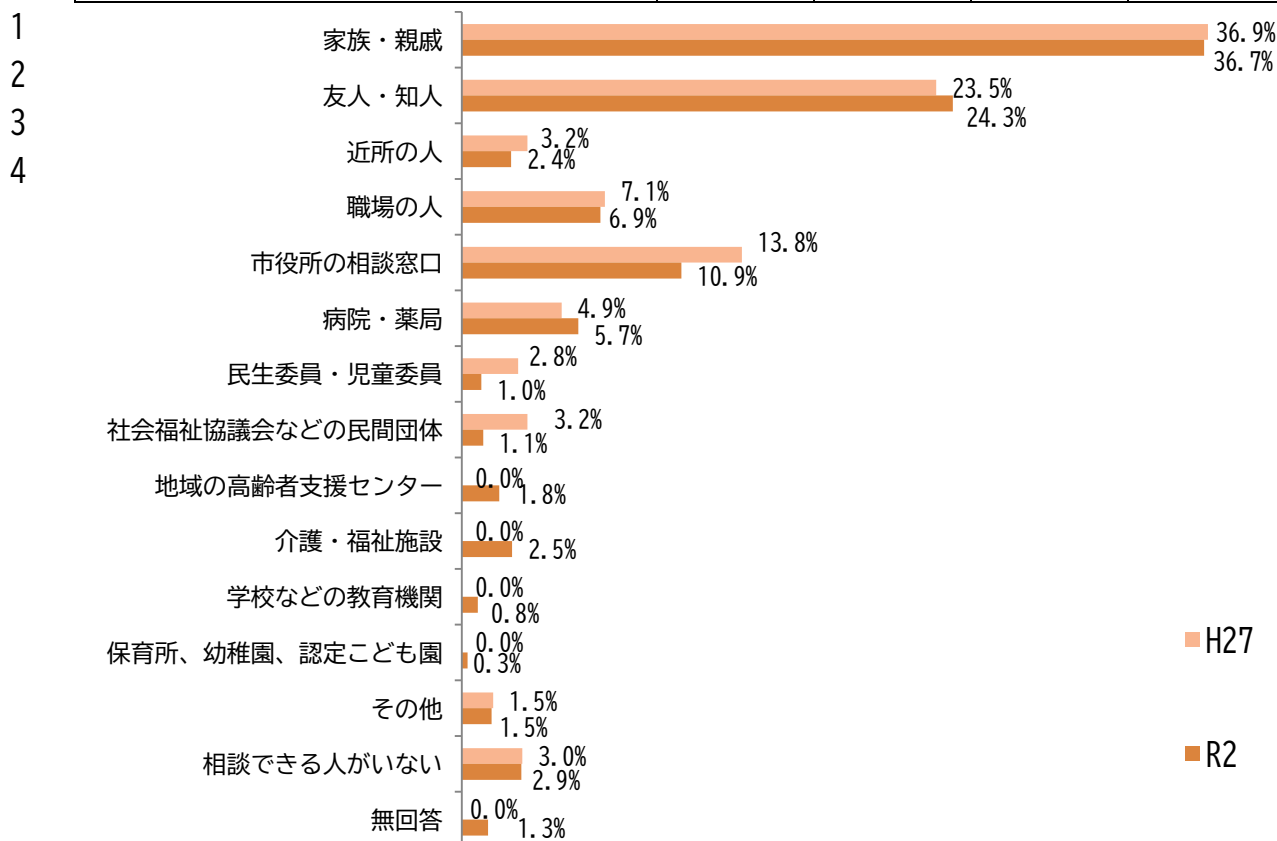
2

3



問 15) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを、誰に相談したいと思いますか。（3つまで）

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 家族・親戚	741	36.9%	798	36.7%
2 友人・知人	471	23.5%	528	24.3%
3 近所の人	65	3.2%	53	2.4%
4 職場の人	142	7.1%	149	6.9%
5 市役所の相談窓口	278	13.8%	236	10.9%
6 病院・薬局	99	4.9%	125	5.7%
7 民生委員・児童委員	56	2.8%	21	1.0%
8 社会福祉協議会などの民間団体	65	3.2%	23	1.1%
9 地域の高齢者支援センター		0.0%	40	1.8%
10 介護・福祉施設		0.0%	54	2.5%
11 学校などの教育機関		0.0%	17	0.8%
12 保育所、幼稚園、認定こども園		0.0%	6	0.3%
13 その他	31	1.5%	32	1.5%
14 相談できる人がいない	60	3.0%	64	2.9%
15 無回答	0	0.0%	28	1.3%
合計	2,008	100.0%	2,174	100.0%

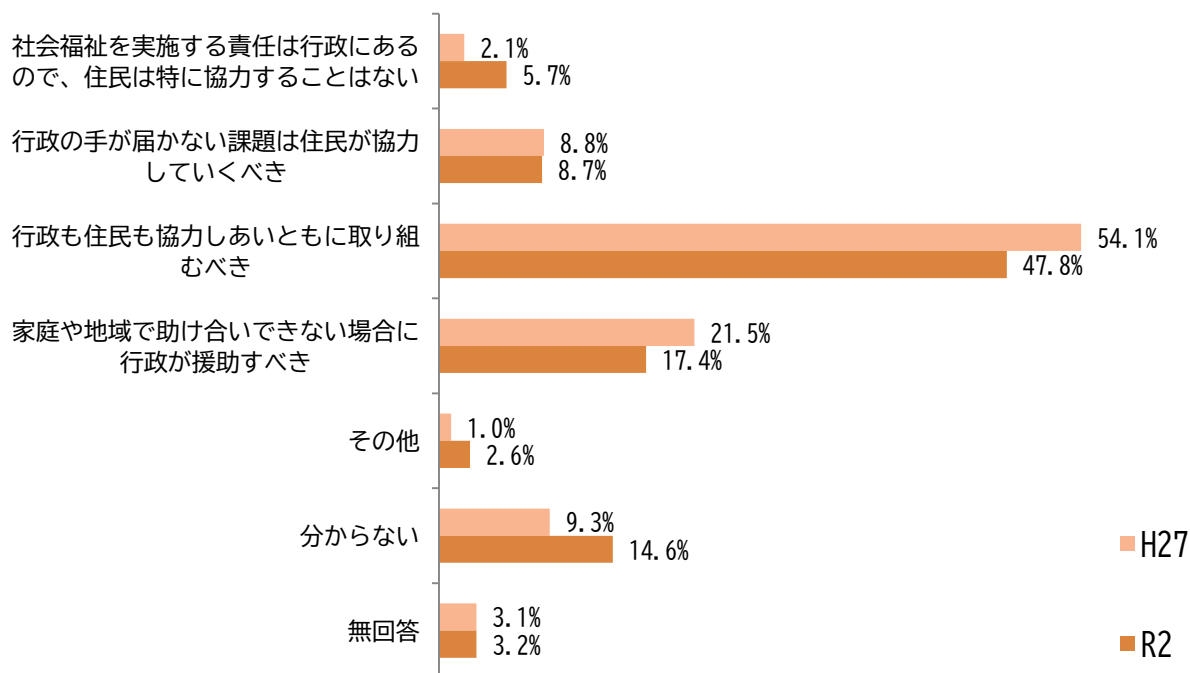


問 16) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。（1つ選ぶ）

1

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない。	21	2.1%	63	5.7%
2 行政の手が届かない課題は住民が協力していくべき	87	8.8%	96	8.7%
3 行政も住民も協力しあいともに取り組むべき	533	54.1%	529	47.8%
4 家庭や地域で助け合いできない場合に行政が援助するべき	212	21.5%	193	17.4%
5 その他	10	1.0%	29	2.6%
6 分からない	92	9.3%	162	14.6%
7 無回答	31	3.1%	35	3.2%
合計	986	100.0%	1107	100.0%

2



3

4

問 17) 八戸市が、年齢や性別など（※）が異なっても、多様性が尊重され、
どのような立場にある人も自分らしくいられるまちだと感じますか。

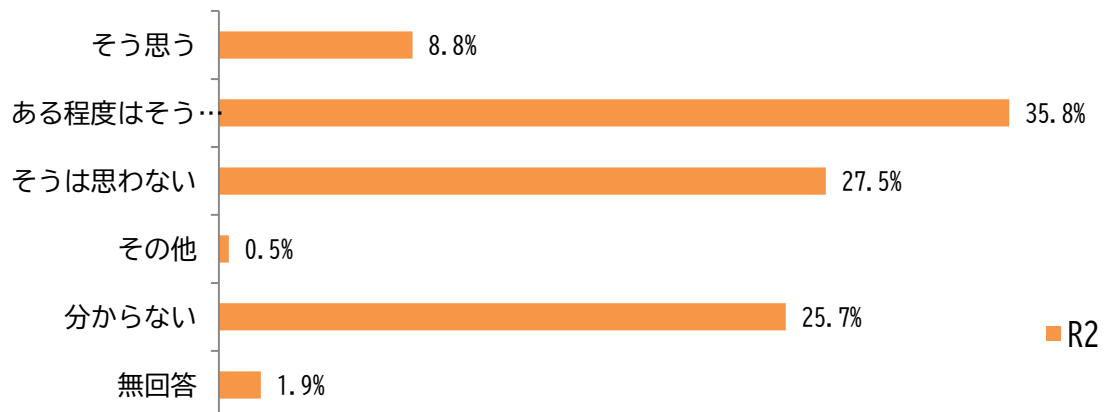
（1つ選ぶ）

※年齢、性別、性的指向や性自認、障がいや病気の有無、家族のかたち、
職業、経済状況、国籍、文化的背景など

1

選択肢		R2	
		回答数	全体比
1	そう思う	97	8.8%
2	ある程度はそうだと思う	396	35.8%
3	そうは思わない	304	27.5%
4	その他	5	0.5%
5	分からない	284	25.7%
6	無回答	21	1.9%
合計		1,107	100.0%

2



3

4

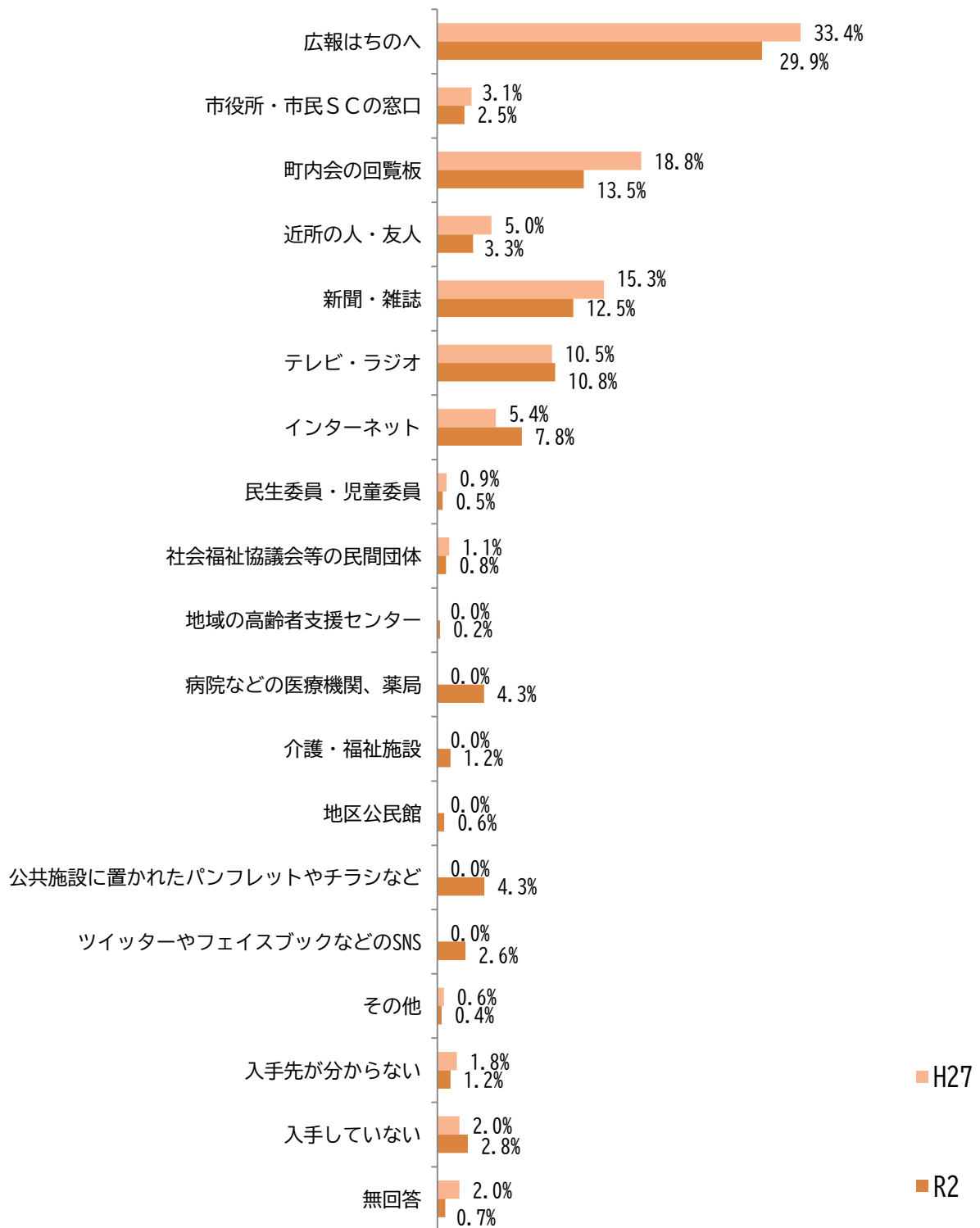
問 18) 市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で入手していますか。
(あてはまるもの全て)

1

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 広報はちのへ	818	33.4%	841	29.9%
2 市役所・市民SCの窓口	77	3.1%	70	2.5%
3 町内会の回覧板	459	18.8%	379	13.5%
4 近所の人・友人	122	5.0%	93	3.3%
5 新聞・雑誌	375	15.3%	352	12.5%
6 テレビ・ラジオ	258	10.5%	305	10.8%
7 インターネット	132	5.4%	219	7.8%
8 民生委員・児童委員	21	0.9%	14	0.5%
9 社会福祉協議会等の民間団体	27	1.1%	23	0.8%
10 地域の高齢者支援センター		0.0%	7	0.2%
11 病院などの医療機関、薬局		0.0%	121	4.3%
12 介護・福祉施設		0.0%	34	1.2%
13 地区公民館		0.0%	18	0.6%
14 公共施設に置かれたパンフレットやチラシなど		0.0%	122	4.3%
15 ツイッターやフェイスブックなどのSNS		0.0%	73	2.6%
16 その他	15	0.6%	11	0.4%
17 入手先が分からない	44	1.8%	34	1.2%
18 入手していない	50	2.0%	79	2.8%
19 無回答	50	2.0%	21	0.7%
合計	2,448	100.0%	2,816	100.0%

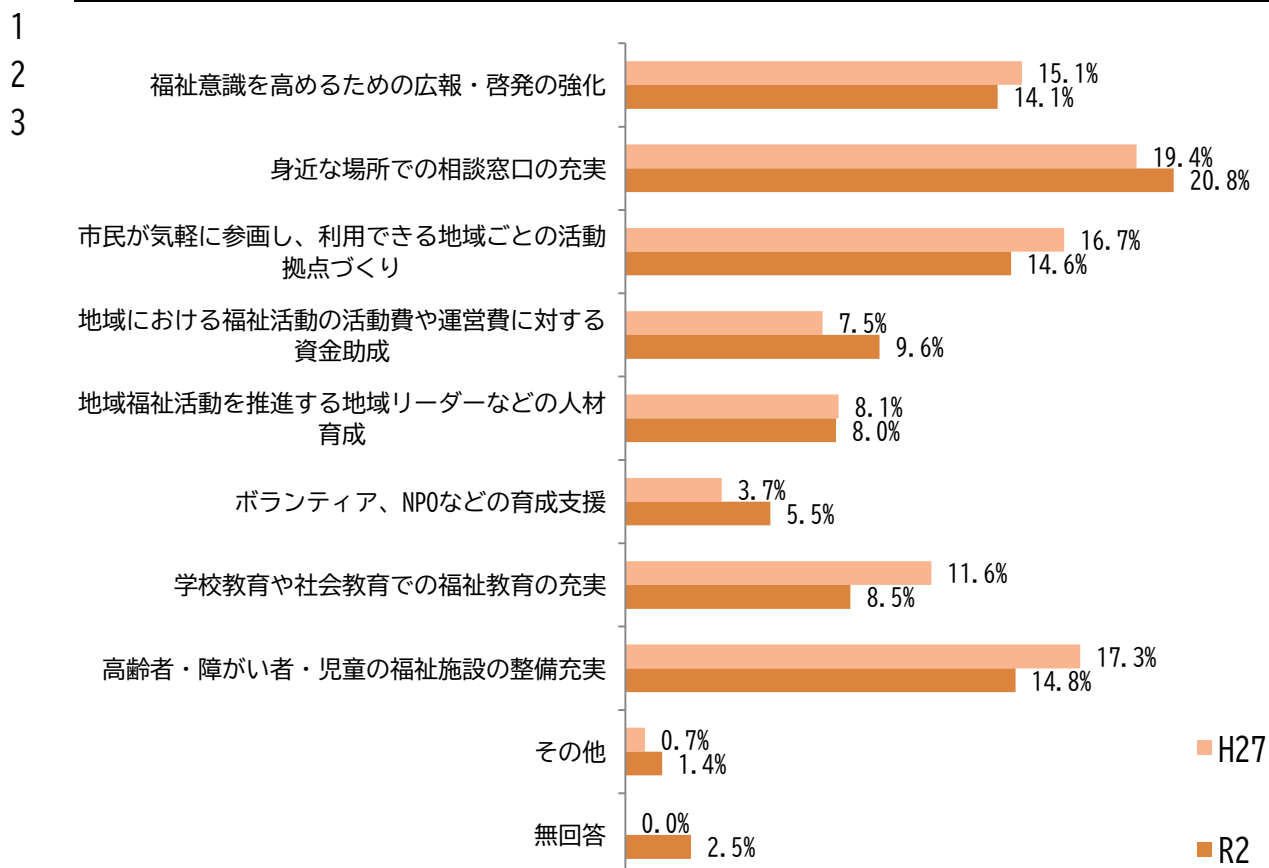
2

3



問 19) 今後、地域福祉を推進していくためには、行政の役割として、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで)

選択肢	H27		R2	
	回答数	全体比	回答数	全体比
1 福祉意識を高めるための広報・啓発の強化	346	15.1%	334	14.1%
2 身近な場所での相談窓口の充実	446	19.4%	492	20.8%
3 市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの活動拠点づくり	383	16.7%	346	14.6%
4 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成	172	7.5%	228	9.6%
5 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成	186	8.1%	189	8.0%
6 ボランティア、NPOなどの育成支援	84	3.7%	130	5.5%
7 学校教育や社会教育での福祉教育の充実	267	11.6%	202	8.5%
8 高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実	397	17.3%	350	14.8%
9 その他	17	0.7%	33	1.4%
9 無回答	0	0.0%	59	2.5%
合計	2,298	100.0%	2,363	100.0%



問 20) 今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、福祉サービスのあり方、地域福祉の進め方、保健・福祉行政への提言など、日頃皆様が考えていることを自由にご記入ください。(自由記述)

1
2 ○主な自由記述意見(抜粋)
3

4 【保健福祉(子育て・高齢・障害)環境の充実/生きがいづくり】

- 5 > もっと働く世代にも目を向けていただきたいと思う。働きながら子育てができる
6 環境づくりや金銭的に困っている家庭への支援など。
7
8 > 若い人たちが介護援助する立場になり困った時にどのようにしていけばよいか
9 普段から気を付けて情報を得ておく必要があると思います。
10
11 > 高齢者の体育測定を定期的に行う必要があると思います。介護の世話にならない
12 ために体を動かしたり、頭の体操をしたり、そういう集まりがあればいいと思
13 います。
14
15 > 高齢者の引きこもり回避や子育て世代支援の場として、地域のコミュニティの場
16 を創生し、顔の見える地域づくりをしていくのが良いのではと考える。
17
18 > 障がい者の立場になって、いろいろと考えてほしいと思います。雇用(障害者)
19 を増やしてほしいと思います。
20
21 > 地域ごとに(コンパクトな範囲で)公的な相談窓口を設置して実態把握と、必要
22 な人にはサービスの紹介や金銭的に厳しい人にはボランティアのあっせんなど
23 してくれる機関があると生活がしやすくなると思います。
24

25 【個人の尊重/適切な情報発信】

- 26 > 性別、人種、年齢、学歴、価値観の違いというものの多様性を受け入れることは
27 大切なことと思います。特に企業においては、外国の人材を受け入れているところ
28 が多くなっているため、市民に多様性ということの意識の啓発を高める施策が
29 必要と思われます。
30
31 > 誰かと比較して優劣をつけ争いの種を作らず済むように、立場が違って認め合
32 える心の余裕がもてる行政を願っています。頑張ってください。
33
34 > 困っている人、情報を受け取るのが苦手な人にも分かりやすく情報が手に入り、
35 サービスが受けられるようになって欲しい。

1 > 他地域から移住してきた人たちへの情報提供など、充実させてほしいと思う。

2
3 > 広報や啓発で使う「ことば」が十分に理解できないものがある。どんな年代でも
4 理解できることばに置き換えチラシやパンフレットを作してほしい。特に「カタ
5 カナのことば」の意味が正しく高齢者に伝わっているのか不安です。パンフレッ
6 トは視力や視覚に不自由な人でも読みやすい配色や配置に配慮くださいますよ
7 う切にお願いします。

9 【地域福祉の担い手や支え合いの仕組みづくり】

10 > 支援する人が他者を尊重するための知識を得られるようにしてほしい。限られた
11 経験や無知が、助け合いの実践を限定的にするように思います。一人一人の力で
12 はなく、チームで支援することが効果的かもしれません。

13
14 > 地域には多くの技術、技能を持つ人がいると思います。必要とされる所で適任の
15 人からボランティアをしてもらうためには、それを結びつけるコーディネーター
16 が必要と思います。

17
18 > 少なくとも私の周囲、地域ではコミュニケーションが活発とは言えず、地域の福
19 祉のフォローは難しいと思います。行政による何らかのコミュニケーションの機
20 会を作り出せたら、また違った形になるかもしれません。

21
22 > 小さい頃からの教育で、助け合いの大事さを伝えるべきではと思います。

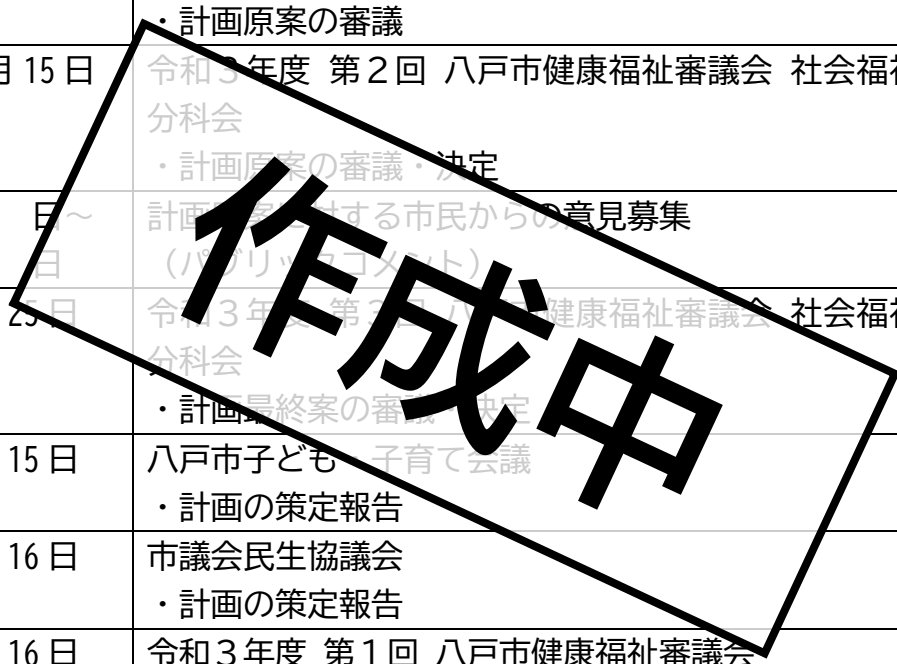
23
24 > 町内会や子ども会は引き受け手が無くなっているところが多い。若い世代は共働
25 き、働いていない人も育児や介護を担っているので、地域での支え合いは理想で
26 はあるが、ボランティアに頼るのは難しい。行政との協働でなければならないと
27 思う。生活課題についても、個人のプライバシーにかかわることも多い。万が一
28 の事故も地域住民同士だと保険ではすまない。行政がモデルプランをしっかり作
29 り、地域で機能するまでの援助が欠かせないと思う。

30
31 > 賃貸住宅の単身世帯の者です。仕事などで時間が取れず、町内会などの地域活動
32 には、これまで参加していませんでしたが、現住所での生活が長くなってきたの
33 で、参加加入してみようかと考えています。ですが、地元の町内会がどの程度活
34 動への参加を求めているか、人間関係は煩わしくないかなどが気になり、まだ加
35 入していません。昨今の社会情勢や自然災害などを考え、非常時には地域で助け
36 合いたいと思っていますが、一歩が踏み出せない私の様な人も多いのではないかと
37 思います。

1 2 策定経過

2

年月日	概要
令和3年1月8日～ 令和3年1月29日	市民アンケート調査実施 (市民1,889人、市政モニター111人へ郵送)
令和3年10月8日	令和3年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画原案の審議
令和3年11月15日	令和3年度 第2回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画原案の審議・決定
令和3年 月 日～ 令和4年 月 日	計画策定に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント)
令和4年1月25日	令和3年度 第3回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門 分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和4年2月15日	八戸市子ども子育て会議 ・計画の策定報告
令和4年2月16日	市議会民生協議会 ・計画の策定報告
令和4年3月16日	令和3年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 ・計画の策定報告



3

4

1 3 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 委員名簿

2

3 任期：令和元年6月28日～令和4年6月27日

区分	団体・役職	氏名
学識経験者	社会福祉法人理事長	坂本 美洋
	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 特任教授	関川 幸子
	八戸市小学校長会	笹川 力
	東奥日報社 八戸支社 編集部長	近藤 弘樹
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	間山 路代
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東山 国男
保健医療関係者	青森県栄養士会八戸地区会 運営委員長	伊藤 恵美子
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	荒川 繁信
	八戸市老人クラブ連合会 会長	古戸 良一
公募		慶長 洋子

4

4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例

平成 19 年 3 月 28 日条例第 11 号

(前文)

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いである。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要がある。

八戸市は、是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきた。

私たち八戸市民は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければならない。

そこで、私たち八戸市民は、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を明らかにし、市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を定めることによって、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識し合い、自立した存在として、対等の関係で協力し合うことをいう。
- (4) 健康と福祉のまちづくり 市民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活を営むことができるまちづくりをいう。
- (5) 健康福祉サービス 市の健康及び福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に基づき市又は事業者が実施する保健、医療、福祉等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいう。

1 (7) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園そ
2 の他不特定かつ多数の人が利用する施設をいう。

3 (8) 公共交通車両等 旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その
4 他これらに類するものをいう。

5 (基本理念)

6 第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまち
7 づくりの推進に努めるものとする。

8 (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むこと
9 ができる社会

10 (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむ
11 ことができる社会

12 (3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会

13 (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

14 (市民の役割)

15 第4条 市民は、生涯にわたり自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力し
16 て、安全、安心な地域社会を築くよう努めるものとする。

17 2 市民は、高齢者、障害者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え
18 合う地域社会を築くよう努めるものとする。

19 (事業者の役割)

20 第5条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、高齢者、障害者
21 等が安心して生活を営むことができるよう、支援に努めるものとする。

22 2 事業者は、従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備
23 に努めるものとする。

24 (市の役割)

25 第6条 市は、施策の立案及び実施に当たっては、健康及び福祉への配慮を行うと
26 ともに、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、支援及び環
27 境の整備に努めるものとする。

28 2 市は、高齢者、障害者等の権利を擁護し、健康福祉サービスが公平に提供され
29 るよう努めるものとする。

30 (総合的な推進)

31 第7条 市民、事業者及び市は、協働して健康と福祉のまちづくりの推進に努める
32 ものとする。

33 (国等との関係)

34 第8条 市は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体
35 等との連携に努めるものとする。

36

37

38

1 **第2章 健康福祉施策の基本方針**

2 (保健、医療、福祉等の分野の連携)

3 第9条 市は、健康福祉施策の総合的な推進を図るため、保健、医療、福祉等の分
4 野の連携に努めるものとする。

5 (計画の策定等)

6 第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、健康及び福祉に関する計画
7 を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めるものとする。

8 2 市長は、前項の計画(八戸市子ども・子育て会議条例(平成25年八戸市条例第
9 31号)第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会
10 議」という。)の職務に係る計画を除く。)の策定又は変更に当たっては、市民及
11 び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉
12 審議会の意見を聴くものとする。

13 3 市長は、第1項の計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

14 4 市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

15 (健康増進の充実)

16 第11条 市は、市民が健康で安心に満ちた生活を営むことができるよう、その環境
17 づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の
18 充実に努めるものとする。

19 (地域福祉の充実)

20 第12条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的かつ積極的に取り組みなが
21 ら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域福祉の推進に
22 必要な施策の充実に努めるものとする。

23 (高齢者福祉の充実)

24 第13条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかに自立した生活を営むことができ
25 るとともに、介護が必要となった場合においても住み慣れた地域で安心して生活
26 を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

27 (障害者福祉の充実)

28 第14条 市は、障害者が、その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力
29 を発揮して、地域社会を構成する一員として様々な分野への参加ができ、自立し
30 た生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

31 (母子の健康の確保)

32 第15条 市は、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、母子の健康が確
33 保できるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。

34 (子育て家庭の支援)

35 第16条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てること
36 ができるよう、就労環境の整備、地域での子育て活動への支援その他の子育て家
37 庭の支援に必要な施策の充実に努めるものとする。

1 2 市は、虐待等の理由により、特別に保護を要する子ども及びその家庭の支援の
2 ため、必要な施策の充実に努めるものとする。

3 (子どもの健全育成)

4 第17条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境
5 及び教育環境の整備その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

6 (福祉意識の醸成)

7 第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者、障害者等に対する理解を深め、思い
8 やりや支え合いの心を持つよう、福祉意識の醸成に努めるものとする。

11 第3章 健康と福祉のまちづくりの推進

12 第1節 市民、事業者及び市の協働

13 (市民及び事業者の自主的な活動の促進)

14 第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての
15 自覚を持ち、健康と福祉のまちづくりに関する自主的な活動（以下「自主的な活
16 動」という。）に努めるものとする。

17 2 市は、市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努
18 めるものとする。

19 (市民活動団体との連携)

20 第20条 市は、健康と福祉のまちづくりを市民及び事業者との協働により推進する
21 ため、市民活動団体（町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行
22 う公益性のある活動をする団体をいう。）との情報の共有及び交流の機会の確保に
23 努め、連携を図るものとする。

24 (施設の提供)

25 第21条 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設を、健康と福祉のまちづ
26 くりを推進するため、市民又は事業者の自主的な活動の場として利用できるよう
27 努めるものとする。

29 第2節 健康福祉サービスの提供

30 (健康福祉サービスの提供の原則)

31 第22条 市及び健康福祉サービスを提供する事業者（以下「健康福祉事業者」とい
32 う。）は、次に掲げる原則に基づき、健康福祉サービスの提供に努めるものとす
33 る。

34 (1) 適切なサービスを公平に提供すること。

35 (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重すること。

36 (3) 人権を尊重したサービスの提供及びその質の向上を図ること。

37 (4) 保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ること。

38 (情報の収集及び周知)

1 第23条 市及び健康福祉事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよ
2 う、必要な情報を収集し、その周知に努めるものとする。

3 (相談支援体制の整備)

4 第24条 市及び健康福祉事業者は、市民からの相談に迅速かつ適切に対処するた
5 め、相談支援体制の整備に努めるものとする。

6 (サービスの評価及び苦情の解決)

7 第25条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、健
8 康福祉サービスの評価及びその利用に係る苦情を解決する体制の整備に努めるも
9 のとする。

11 第3節 生活環境の整備

12 (施設の整備及び利用の支援)

13 第26条 市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が公共的施設を安全かつ快適に
14 利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努めるものとする。

15 2 市は、公共施設の新設、増設又は改修をしようとするときは、高齢者、障害者
16 等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の規定を遵守
17 するとともに、青森県福祉のまちづくり条例(平成10年青森県条例第46号)第
18 11条第1項に規定する整備基準に適合させるものとする。

19 (移動の確保)

20 第27条 市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が円滑かつ安心して移動できる
21 よう、移動の支援と手段の提供に努めるものとする。

22 2 公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が当該公共交
23 通車両等を安心して利用するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

24 (住宅の整備)

25 第28条 市並びに住宅の整備及び供給を行う事業者は、高齢者、障害者等が安全か
26 つ快適に生活を営むことができるよう、住宅の整備及び供給に努めるものとし
27 る。

28 (就労の支援)

29 第29条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者、障害者等がその意欲
30 や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労の支援に努めるものとする。

31 (安全、安心な生活の確保)

32 第30条 市は、市民が安全、安心な生活を営むことができるよう、防災、防犯、交
33 通安全、消費者保護等のための施策の充実に努めるものとする。

34 (高齢者、障害者等の把握)

35 第31条 市は、高齢者、障害者等に対する日常の見守りや災害時の支援のため、事
36 業者及び市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努めるものとする。

1 第4章 健康福祉審議会

2 第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、社会福祉法（昭和26
3 年法律第45号）第7条第1項の規定による調査審議をするため、八戸市健康福祉
4 審議会（以下「審議会」という。）を置く。

5 2 審議会は、市長の諮問に応じ、健康福祉施策に関する基本的な事項及び社会福
6 祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議し、その結果を答
7 申する。

8 3 審議会は、前項の事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見
9 を述べることができる。

10 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

11 （1）市議会の議員

12 （2）社会福祉事業に従事する者

13 （3）学識経験を有する者

14 （4）保健医療関係者

15 （5）地域支援関係者

16 （6）公募に応じた者

17 （7）関係行政機関の職員

18 （8）その他市長が必要と認める者

19 5 前項の委員の定数は、35人以内とする。

20 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供す
21 る等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

22 7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、
23 市長が別に定める。

26 第5章 雑則

27 （委任）

28 第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

30 附 則

31 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

32 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例
33 第26号）の一部を次のように改正する。

34 別表第1及び別表第2中「国民保護協議会の委員」を

「 国民保護協議会の委員

健康福祉審議会の委員

」

35 に改める。

36 附 則（平成25年6月17日条例第31号抄）

- 1 (施行期日)
- 2 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。(後略)
- 3 附 則 (平成 28 年 9 月 28 日条例第 54 号)
- 4 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 5 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市健康と福祉のまちづ
- 6 くり条例の規定による八戸市健康福祉審議会 (以下「旧審議会」という。)の委
- 7 員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の八戸市健康と
- 8 福祉のまちづくり条例第 32 条第 4 項の規定により八戸市健康福祉審議会 (以下
- 9 「新審議会」という。)の委員に委嘱されたものとみなす。
- 10 3 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に
- 11 対する答申がされていないものは新審議会に諮問されたものとみなし、当該諮
- 12 問について旧審議会がした調査審議の手続は新審議会がした調査審議の手続と
- 13 みなす。

5 八戸市健康福祉審議会規則

平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第 7 項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 5 条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障がい者福祉専門分科会

(3) 健康・保健専門分科会

(4) 介護・高齢福祉専門分科会

(5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

- 1 5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。
- 2 6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によっ
3 て定める。
- 4 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 5 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又
6 は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の
8 決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審
9 議会の会議において報告しなければならない。
- 10 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合
11 において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会
12 議において報告しなければならない。
- 13 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中
14 「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、
15 「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」
16 とあるのは「当該専門分科会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員に
17 あっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席
18 委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。
- 19 （臨時委員）
- 20 第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を
21 置くことができる。
- 22 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者
23 のうちから、市長が委嘱する。
- 24 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任され
25 るものとする。
- 26 （部会）
- 27 第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くこ
28 とができる。
- 29 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条
30 第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
- 31 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
- 32 （1） 地域密着型サービス運営委員会
- 33 （2） 地域包括支援センター運営協議会
- 34 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置か
35 れた場合にあっては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部
36 会にあっては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあっては当該専門分
37 科会長が指名した者をもって組織する。
- 38 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 1 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
2 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
3 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたと
4 きは、その職務を代理する。
5 9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の
6 決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科
7 会の会議において報告しなければならない。
8 10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることがで
9 きる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を
10 審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。
11 11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審
12 議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるの
13 は「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「
14 当該部会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の
15 議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出
16 席した委員」と読み替えるものとする。

17 （資料の提出の要求等）

- 18 第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の
19 提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

20 （秘密の保持）

- 21 第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らし
22 てはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

23 （庶務）

- 24 第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

25 （委任）

- 26 第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営につい
27 て必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

28

29 附 則

- 30 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

31 附 則（平成22年3月31日規則第29号）

- 32 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

33 附 則（平成25年6月20日規則第61号）

- 34 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の
35 改正規定（同号を第3号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

36 附 則（平成28年12月6日規則第105号）

37 （施行期日）

- 38 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

1 (任期に関する経過措置)

- 2 2 八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 28 年八戸市
3 条例第 54 号）附則第 1 項の規定により同項に規定する新審議会の委員に委嘱さ
4 れたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）
5 における同項に規定する旧審議会（以下「旧審議会」という。）の委員としての任
6 期の残任期間と同一の期間とする。

7 (会長及び副会長に関する経過措置)

- 8 3 この規則の施行の際現に旧審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施
9 行日に、この規則による改正後の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正後の規
10 則」という。）第 3 条第 2 項の規定により会長及び副会長として定められたもの
11 とみなす。

12 (旧部会に関する経過措置)

- 13 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八戸市健康福祉審議会規則
14 (以下「改正前の規則」という。)の規定による健康・保健部会、介護・高齢福祉
15 部会、障がい福祉部会又は社会福祉部会（以下「旧部会」という。）の委員である
16 者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 5 条第 4 項の規定により健康・保健
17 専門分科会、介護・高齢福祉専門分科会、障がい福祉専門分科会又は社会福祉專
18 門分科会（以下「新専門分科会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

- 19 5 この規則の施行の際現に旧部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ、
20 施行日に、改正後の規則第 5 条第 6 項の規定により、新専門分科会の専門分科会
21 長及び副専門分科会長として定められたものとみなす。

- 22 6 この規則の施行前に旧部会において決議した事項で、改正前の規則第 5 条第 9
23 項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第 5 条第 9 項後
24 段の規定により、専門分科会長が報告するものとする。

- 25 7 この規則の施行前に旧部会において調査審議をした事項で、この規則の施行の
26 際当該調査審議が終了していないものは新専門分科会において調査審議をする
27 ものとし、旧部会がした当該調査審議の手続は新専門分科会がした調査審議の手
28 続とみなす。

29 (旧専門委員に関する経過措置)

- 30 8 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による専門委員である者は、施行
31 日に、改正後の規則第 6 条第 2 項の規定により臨時委員に委嘱されたものとみな
32 す。

33 (旧分科会に関する経過措置)

- 34 9 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による地域密着型サービス運営
35 委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「旧分科会」という。）の委員
36 である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 7 条第 4 項の規定により地域
37 密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「新部会」
38 という。）の委員に指名されたものとみなす。

1 10 この規則の施行の際現に旧分科会の分科会長及び副分科会長である者は、それ
2 ぞれ、施行日に、改正後の規則第7条第6項に規定により、新部会の部会長及び
3 副部会長として定められたものとみなす。

4 11 この規則の施行前に旧分科会において決議した事項で、改正前の規則第7条第
5 8項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第7条第9項
6 後段の規定により、部会長が報告するものとする。

7 12 この規則の施行前に旧分科会において調査審議をした事項で、この規則の施行
8 の際当該調査審議が終了していないものは新部会において調査審議をするもの
9 とし、旧分科会がした当該調査審議の手続は新部会がした調査審議の手続とみな
10 す。

11 附 則（平成29年8月3日規則第36号）

12 この規則は、公布の日から施行する。

13
14